

パブリックコメント用

第7次別海町総合計画
(見直し案)

2019年（平成31年）3月策定
2024年（令和6年）12月見直し

別海町

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の目的	3
2 総合計画の役割	4
3 計画の構成と期間	5
第2章 別海町を取り巻く動向	8
1 時代の潮流	8
2 別海町の概要	10
3 別海町の課題	19
第2部 基本構想	21
第1章 別海町の将来像	23
1 目指すべき将来像	23
2 将来像を実現するための基本目標	24
3 施策の体系	25
第3部 将来像の推進プラン	33
第1章 3つのポイント	35
1 人がつながり 未来につながるまち べつかい	36
2 海と大地に夢があふれるまち べつかい	37
3 いつも心に広がるふるさと べつかい	38
第4部 基本計画	39
第1章 地域資源を生かした産業のまち	41
1 農業の振興	41
2 林業の振興	45
3 水産業の振興	47
4 観光の振興	50
5 商工業の振興	52
6 雇用・勤労者対策	54
第2章 人と自然が調和するまち	56
1 環境に配慮した自治体の形成	56
2 ごみ処理等循環型社会の形成	59
3 公園等の整備と緑化の推進	61

第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち.....	63
1 健康づくりの推進.....	63
2 医療体制の充実.....	66
3 地域福祉の充実.....	68
4 子育て支援の充実.....	71
5 障がい者（児）支援施策の充実.....	74
6 高齢者施策の充実.....	77
7 社会保障の充実.....	80
第4章 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち.....	82
1 社会教育の推進.....	82
2 学校教育の充実.....	84
3 青少年の健全育成.....	88
4 地域文化の振興.....	90
5 スポーツの振興.....	93
6 交流時代への対応.....	96
第5章 安全に、安心して住み続けられるまち.....	98
1 まちづくり景観と市街地活性化.....	98
2 住宅・宅地の整備.....	100
3 道路・交通網の整備.....	103
4 水道の整備.....	105
5 下水道の整備.....	107
6 消防・救急体制の充実.....	109
7 防災対策の推進.....	111
8 交通安全・防犯対策の推進.....	113
9 消費者保護の充実.....	115
第6章 参画と協働で共につくるまち.....	117
1 住民参画のまちづくり.....	117
2 コミュニティ活動の促進.....	119
3 自衛隊との共生.....	121
4 人権の尊重・男女共同参画の推進.....	123
5 北方領土対策の推進.....	126
6 行政サービスのデジタル化.....	128
7 シティプロモーションと地域力の強化.....	130
8 時代に対応した自治体経営の推進.....	133
第5部 別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略.....	137
第1章 基本的な考え方.....	139
1 策定の趣旨.....	139
2 将来の目標人口.....	139
第2章 基本目標.....	140
1 基本目標.....	140

基本目標Ⅰ	地域資源・地域特性を活かした新しい人の流れの創造.....	141
基本目標Ⅱ	国内屈指の生産地を守り継承する産業と教育の振興.....	143
基本目標Ⅲ	結婚・出産・子育てを応援し、未来への希望をかなえる.....	146
基本目標Ⅳ	生涯を通じた健康づくりと、安心な暮らしを支える.....	148
基本目標Ⅴ	地域の再生へと果敢に挑戦する新たなまちづくり.....	151
資料編.....		153
用語解説.....		155

第 1 部 序 論

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本町は、2019年度（令和元年度）を初年度とする「第7次別海町総合計画」を策定し、まちづくりの将来像「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち 〜いつも心に広がるふるさと ベつかい〜」の実現に向け、各種施策の推進に努めてきました。

計画の策定から5年が経過し、この間、全国では人口減少・少子高齢化が予想を上回る速さで進展し、地域の担い手不足が深刻な問題となっている中、本町においても、2022年（令和4年）4月には町全域が過疎地域に指定されるなど、人口減少対策は喫緊の課題となっています。

また、能登半島地震をはじめ、台風・豪雨などの大規模な自然災害の増加、デジタル化をはじめとした技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな日常への対応が求められるなど、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、時代の変化に対応し、引き続き次の世代に誇りを持ってつないでいく別海町を町民と行政が協働して築くため、これまでの計画の取組を踏まえながら、計画の見直しを行います。

また、本町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、2015年度（平成27年度）に「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合計画と整合を図りながら取組を進めてきましたが、総合戦略の取組は総合計画で位置付けられる長期的なまちづくりの方向性と共通する考え方を持っており、より一貫的な取組や効率的な進捗管理を行い、人口減少対策を総合的に推進するとともに、デジタルの力を活用して地域の課題解決や魅力向上を図るため、総合計画と総合戦略を一体化することとして見直しを行っています。

本計画は、本町で育つ子どもたちが誇れるふるさと「べつかい」を目指すために、未来に実を結ぶ取組を推進すること、まちづくりを共通目標として町民の参画・協働のもと、行政と一体となり別海町を共につくる“共創する”ことを目的とし、愛称を次のとおり定めます。

**みんなで つなぐ 実りある
ふるさと 共創プラン**

2 総合計画の役割

2011年（平成23年）4月の地方自治法改正に伴い、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となる基本構想の法的な策定義務は廃止されました。これは地域主権改革のテーマの一つである、自治体の自由度を高める義務付け・枠付けの見直しの一環であり、決して自治体行政における総合計画が役割を終えたことを意味するものではありません。

本格的な地方分権時代を迎える中で、市町村の役割は飛躍的に高まるとともに、地方経済の疲弊や自治体財政の逼迫によって効率的で透明な行政運営が求められており、自治体がまちづくりを進める上で最上位に位置する総合計画の役割はますます高まっているといえます。

以上のことから、総合計画は今後の本町におけるまちづくりの方向性を示す重要な計画であり、次のような役割を持ちます。

1 住民参画で策定されるまちづくりの共通目標

まちづくりアンケート、町民検討委員会、パブリックコメントなど、総合計画策定の過程において町民からさまざまな意見があり、これらの意見を参考に町の将来像やその実現に向けた施策などを作成しています。また、町民に対して今後のまちづくりの方向性と必要な施策を分かりやすく示し、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となる計画です。

2 これまでの取組との連続性

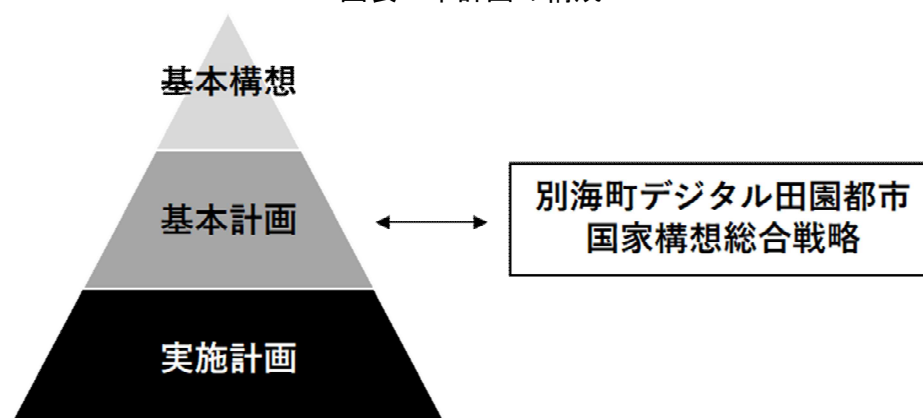
町民と行政の協働によるまちづくりを進めてきたこれまでの総合計画との連続性に留意しつつ、新たな時代の潮流に対応することを重視しています。そして、本町の恵まれた自然や培ってきた文化、人と人とのふれあいを大切に継承し、将来に向けて計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画です。

3 計画の構成と期間

1 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画、別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略の4つで構成します。

図表 本計画の構成



基本構想	本町の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と、その実現に向けた基本目標や施策体系等を示したものです。
基本計画	主要な施策や具体的な数値による成果指標等を示したもので、成果指標により計画の評価を行うとともに、町民への説明責任を果たすこととします。
実施計画	基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したもので、別途策定するものとします。
別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略	人口減少対策と地方創生の実現に向け、デジタルの力も活用しながら社会課題を解決することを目指すため、基本目標や施策を示したものです。基本計画と一体的に展開します。

2 別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略との関係

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化の進行への対応や東京圏への人口集中の是正などのため、2期にわたり「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生等の取組を進めてきました。

2022年（令和4年）12月に、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、国は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これに伴い、地方自治体では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改定することが必要となりました。

本町の総合戦略は、総合計画と整合を図りながら策定したものであり、総合計画における基本計画の具体的な取組や事業等は総合戦略の施策や事業等と目的を同じくすることから、取組や事業を効果的かつ効率的に推進するために、「第7次別海町総合計画」と「別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を一体化することとして見直しを行っています。

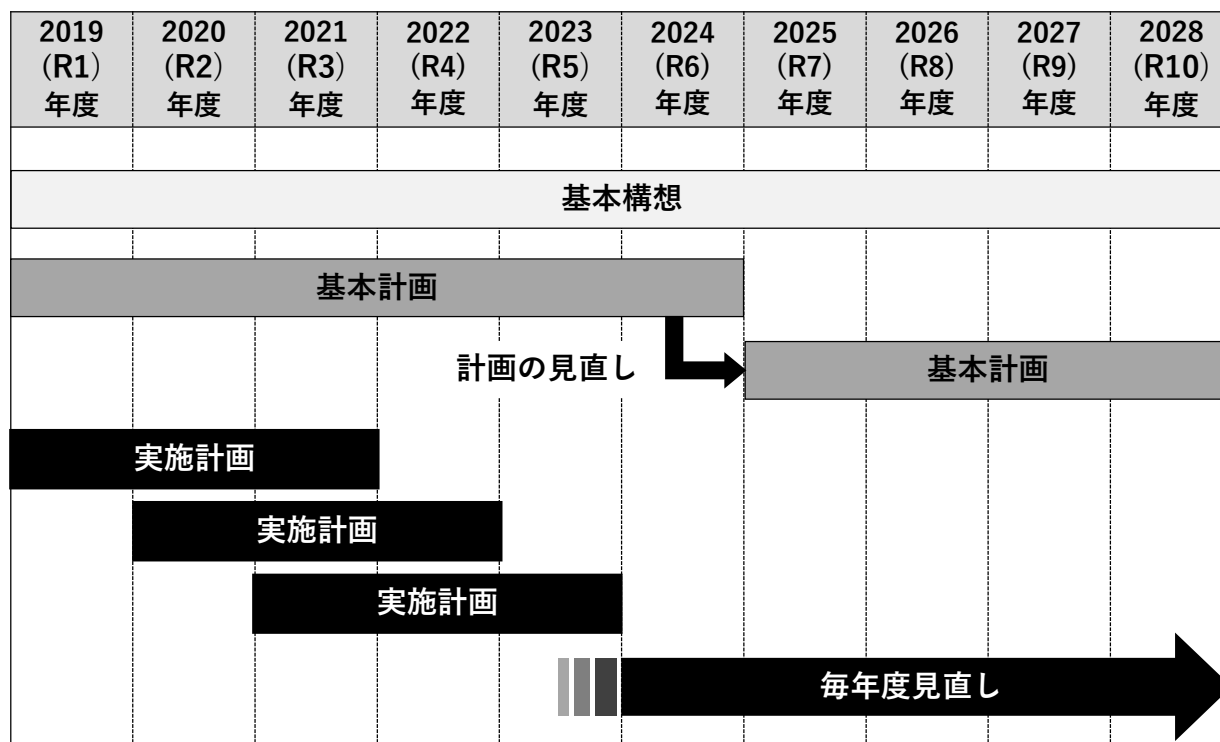
このため、基本計画の各施策の大綱には、「別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略」による具体的な施策・事業等を含んでおり、「基本計画」と「別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の関係は、第2部第1章第3節施策の体系に示しています。

3 計画の実施期間

基本構想の計画期間は、2019年度（令和元年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間とします。基本計画についても10年間を計画期間とします。

なお、その過程で、適宜検証を行い必要に応じ見直すこととしており、2025年度（令和7年度）を始期として基本計画の見直しを行っています。実施計画の計画期間は3年間として別途策定し、毎年度見直しを行いながら本計画の進行管理を行います。

図表 本計画の期間



4 S D G s（持続可能な開発目標）の推進

S D G s（エスディージーズ:Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

S D G sは、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、社会、経済、環境の3側面から統合的に取り組むための世界共通言語となっており、その達成に向けて、さまざまな関係者の連携が重要とされています。

S D G sの多様な目標の追求は、各地方における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発であり地方創生の助力となるものです。

持続可能な地域づくりを進め、地域の活力を最大限に発揮することは、本町の総合計画における施策の取組に合致しているものと考えられることから、総合計画の見直しにより、各施策に「S D G s」の達成に向けた取組の要素を関連付けて示すこととしました。

今後、町民、行政、事業者が連携しながら、S D G sという視点を踏まえてまちづくりに取り組むことで、別海町の持続可能な発展を目指します。

 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワメント）を行う	 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	

第2章 別海町を取り巻く動向

1 時代の潮流

1 少子超高齢社会と人口減少の進行

わが国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。その一方で、「団塊の世代」が2015年（平成27年）に65歳以上となり高齢者数が増大するなど、少子超高齢社会が進行しています。これらによって、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、人口減少への取組として若い世代の就労・結婚・子育て支援、人口の東京一極集中の是正、地域の特性に即した地域課題の解決などが求められています。

2 町民の参加とさまざまな主体の協働

少子超高齢社会の進行や人口の流出、産業構造・就業構造の変化などにより、保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加などが進んでいます。現在のわが国は長寿社会、人生100年時代を迎え、健康づくりや介護予防と併せて、若者から高齢者まで全ての世代が活躍し続けられる社会が求められています。こうした中で地域の課題を共有し、町民を含むさまざまな主体を交えながら、自助・互助・共助・公助による支え合いを進めることが求められています。

3 安全・安心への意識の高揚

東日本大震災や能登半島地震といった大規模災害の発生、気候変動の影響による風水害や土砂災害など、自然災害に対する体制や組織を強化することが求められています。また、特殊詐欺やインターネットによるトラブル、高齢者ドライバーの増加に伴う事故増加などへの対策も求められており、行政のみならず地域全体で暮らしの安全・安心を確保することが必要です。

4 脱炭素・環境問題への対応

環境問題が深刻化する中、地球規模で環境に対する意識が高まっており、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動が展開されています。また、東日本大震災における教訓から、地域においても再生可能なエネルギーの自給に向けた取組や、持続可能なライフスタイルの実現など、環境に配慮した対応が求められています。本町では、2023年（令和5年）3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、町民、団体、事業者が協力しながら、脱炭素社会の実現に向け、必要な取組を推進していく必要があります。

5 地方創生への取組

経済活動のグローバル化や人口減少に伴い、地域間における競争は激化しており、全国の自治体で地方創生への取組が活発化しています。こうした中で、魅力ある町とするためにも、官民連携によって、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、競争力を高めるとともに、地域内の経済循環を生み出すことが求められています。

6 デジタル社会への対応

今日、ICT※は飛躍的に発展し、身近なコミュニケーションツールとして活用され、経済、社会、医療、教育など、あらゆる分野でICT※を活用し、経済成長と社会課題の解決を目指しています。

人々の生活のより良い方向への変化と持続可能な自治体を目指すため、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や事務の効率化、高度情報化社会に対応した基盤の整備や情報格差の解消などにより、デジタル社会に対応した自治体運営への転換を推進していく必要があります。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

2 別海町の概要

1 別海町の地勢及び立地

(1) 位置と地勢

本町は、北海道東部根室管内の中央に位置しています。東西61.4km、南北44.3km、に広がり、総面積1,317.17km²を有しています。東はオホーツク海に面した海岸線となっており、根室市、標津町、中標津町など6市町と隣接しています。また、野付半島は国後島から約16kmの距離に位置しており、北方領土隣接地域となっています。

地勢は、内陸の大半が丘陵地帯で、大平原が広がっています。また、海岸部は根室湾につながる汽水湖の風蓮湖があるほか、西別川や風蓮川、床丹川、春別川、当幌川、ヤウシユベツ川などの多くの川がオホーツク海へ注いでいます。

(2) 自然

内陸部は大陸性の内陸型気候、海岸部は海洋性気候を示しており、年間の最深積雪は1m未満であることが多く、道内でも比較的降雪量が少ないことが特徴です。気温は平均5～6℃と冷涼で、年間降水量は800～1,600mm程度となっています。

見通しの良い平野に牧草地が果てしなく広がるほか、海岸部には渡り鳥の中継地点として重要な役割を担う、ラムサール条約登録湿地である野付半島や野付湾、風蓮湖があり、豊かな自然環境に恵まれています。野付半島は長さ26kmと日本最大の砂嘴であり、森林、草原、高層湿原、砂浜、干潟があるほか、天然木の立ち枯れの風景（トドワラ・ナラワラ）を望むことができます。

(3) 道路・交通

町内の道路網は、国道3路線、道道19路線、町道741路線（2023年（令和5年）8月末現在）により形成されています。地域高規格道路については、根室中標津道路（根室市～中標津空港）及び釧路中標津道路（釧路市～標津町）の整備が進められており、釧路中標津道路においては整備ルートの一部が既に開通しています。

町内の公共交通として、民間の路線バスや町営の地域生活バス（上風連線、上春別線、西春別線、尾岱沼線）が運行しています。

また、別海市街地から車で約30分の距離に根室中標津空港があり、新千歳空港、丘珠空港、羽田空港との直行便が発着しています。

2 別海町の歴史・沿革

(1) 歴史

本町では、野付半島沖でマンモスゾウの臼歯化石が発見されていることから、古くは、旧石器時代より人々の営みがあったと考えられます。その後、縄文時代、続縄文時代、オホーツク文化、擦文時代を経てアイヌ文化が形成され、その痕跡が残っています。

アイヌの人々が暮らしていたこの地に和人が入ってくるのは、江戸時代の後期で、海岸部には、鮭・鱒・鯿漁を中心とした漁場が開設されていきます。さらに、国後島等へ渡る交通の要所として、野付半島先端には、野付通行屋が設置され、支配人・アイヌ語通辞（通訳）を勤めた加賀伝蔵は、アイヌの人々との共存をはかるために農耕などを試みました。

その後、明治末期には内陸原野の開墾が始まりましたが、冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、次第に畑作農業から牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム建設事業、1973年（昭和48年）から1983年（昭和58年）の新酪農村建設事業などが進められました。

現在では、耕地面積の広さが約6万haで日本一、乳用牛の飼養数が約11万頭と日本一、生乳生産量についても約48万トンで日本一というように、酪農を中心に大きく注目される町となっています。

(2) 沿革

本町の沿革は、1879年（明治12年）に別海外四ヶ村戸長役場（別海村、平糸村、野付村、西別村、走古丹村）が設置され、1906年（明治39年）には和田村（現根室市）管轄の厚別村を編入して、別海外五ヶ村戸長役場となりました。そして1923年（大正12年）4月に2級町村制が施行され、別海村が誕生、その後1971年（昭和46年）4月に町制を施行し、現在の別海町となりました。

町名の「別海」は、アイヌ語の「川の折れ曲がっている」を意味する「ペツ・カイエ」が転訛したものといわれています。

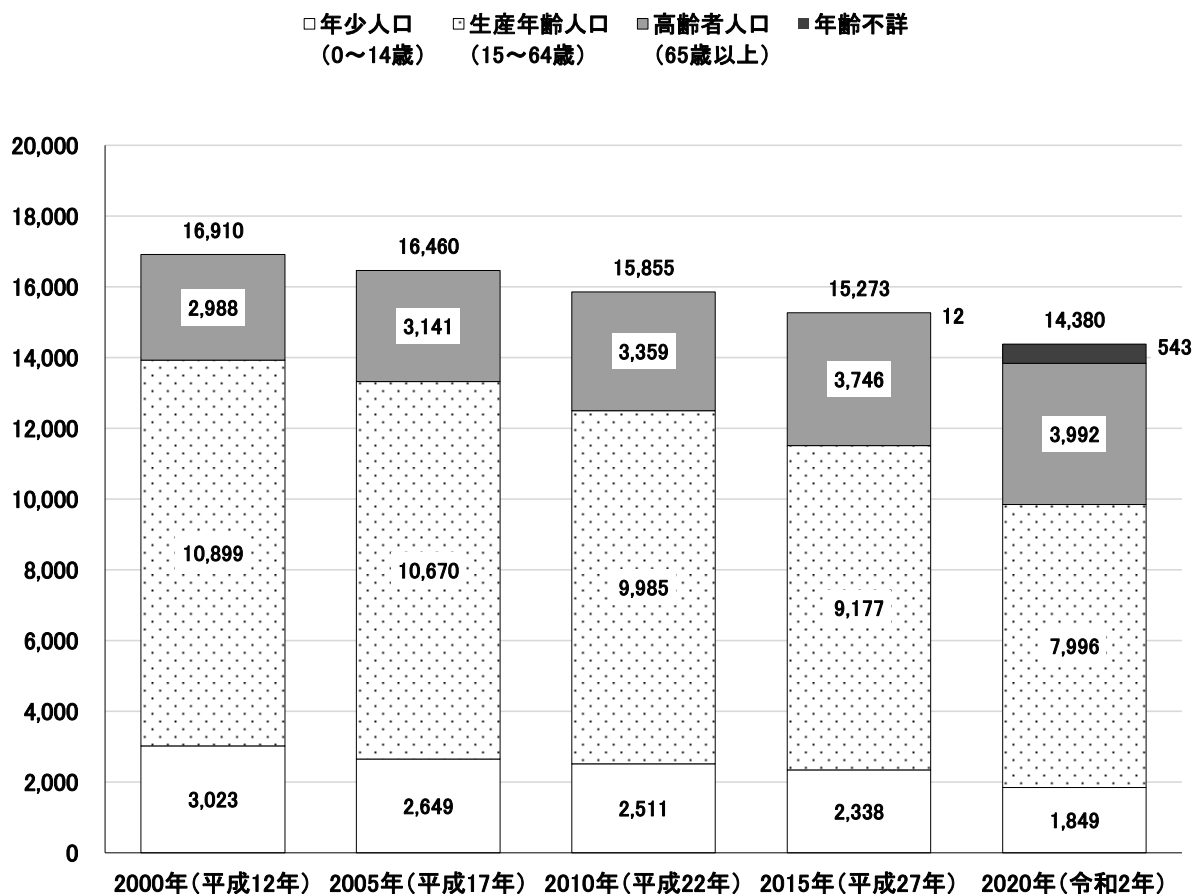
3 人口と世帯の動向

(1) 総人口

2020年（令和2年）の国勢調査による、本町の総人口は14,380人です。

人口推移をみると一貫して減少傾向にあり、2010年（平成22年）の15,855人から2020年（令和2年）の10年間で1,475人（9.3%）減少しています。

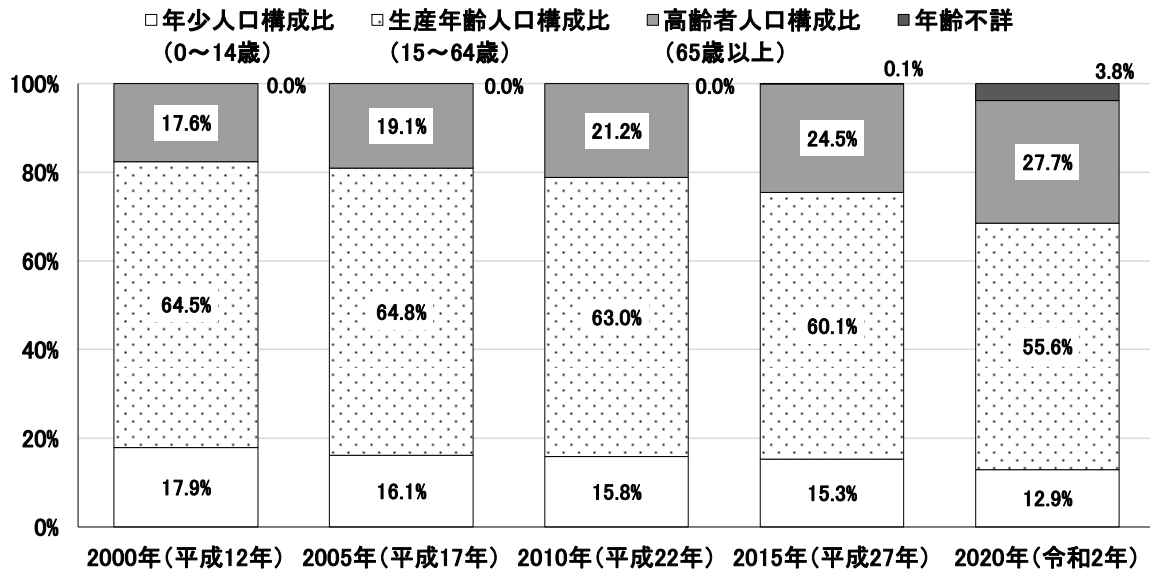
図表 総人口の推移



（２）年齢階層別人口割合

人口を年齢階層別の割合でみると、年少人口構成比は一貫して低下傾向にあり、2020年（令和2年）は12.9%です。生産年齢人口構成比は2005年（平成17年）以降低下に転じており、2010年（平成22年）の63.0%から2020年（令和2年）は55.6%と7.4ポイント低下しています。その一方で、高齢者人口構成比は一貫して上昇を続け、2020年（令和2年）は27.7%です。これは、本町のおよそ4人に1人が高齢者であることを示しています。

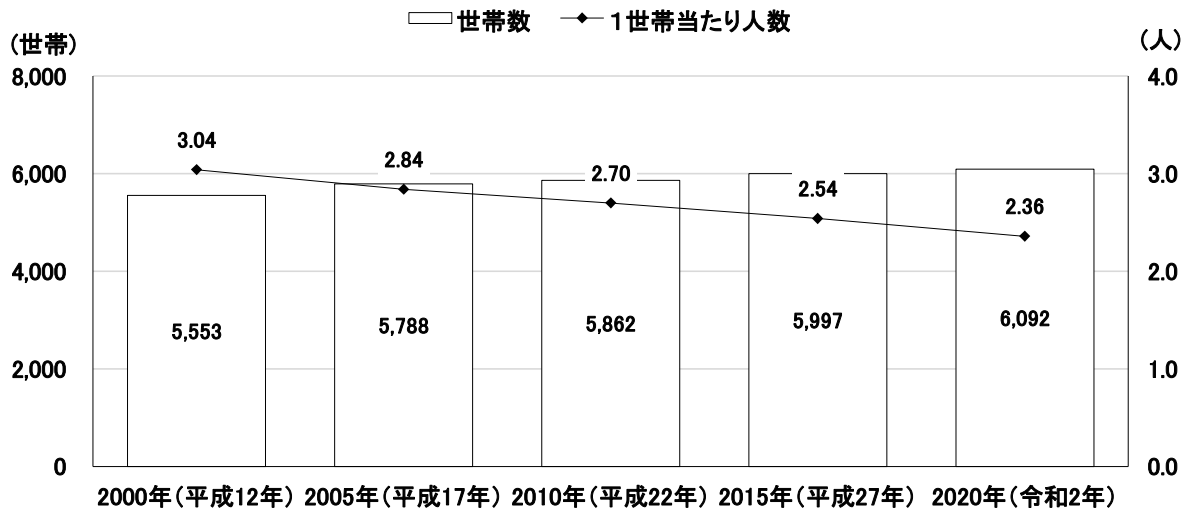
図表 年齢階層別人口割合の推移



（３）世帯数

2020年（令和2年）の世帯数は6,092世帯で、2010年（平成22年）の5,862世帯から10年間で230世帯（3.9%）増加しています。その一方で、1世帯当たり人数は減少傾向にあり、2010年（平成22年）の2.70人から2020年（令和2年）は2.36人と0.34人減少しています。このことから、核家族世帯及び単独世帯の増加がうかがえます。

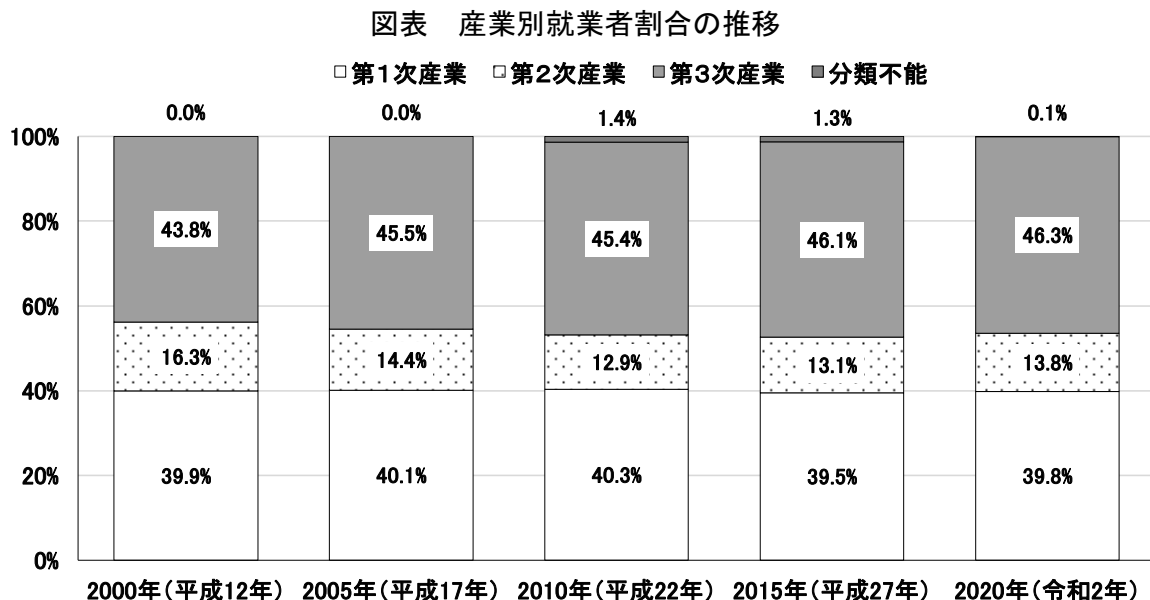
図表 世帯数と1世帯当たり人数の推移



4 産業

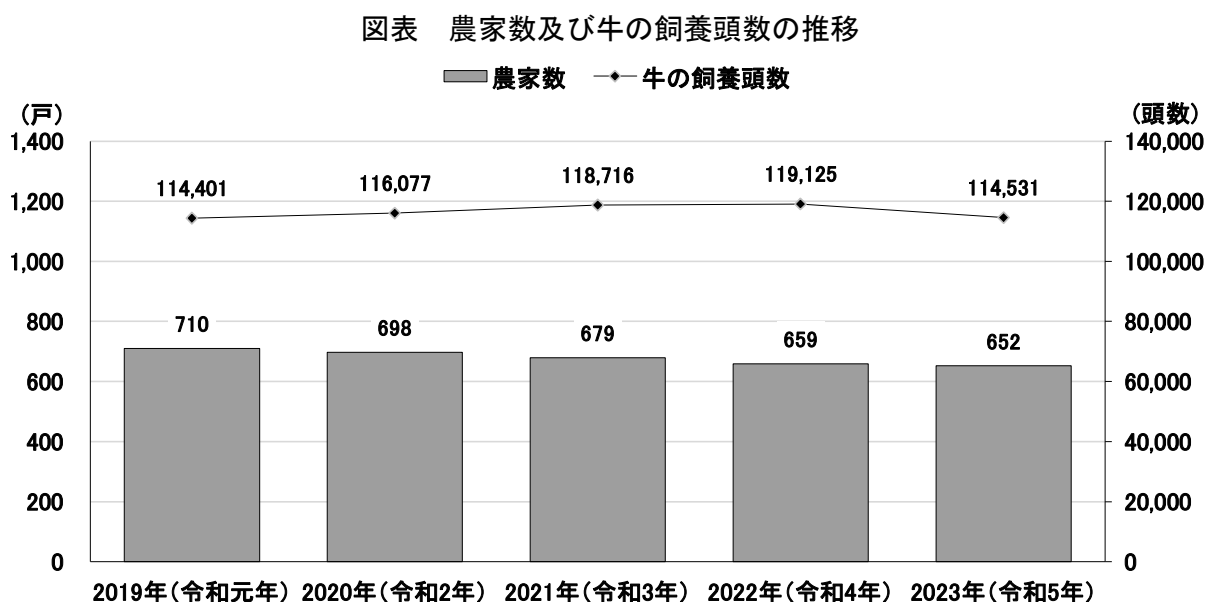
(1) 産業別就業者

2020 年（令和 2 年）の産業別就業者数の割合は、第 3 次産業が 46.3%と最も高く、次いで第 1 次産業が 39.8%、第 2 次産業が 13.8%と、2000 年（平成 12 年）から各産業の割合に大きな変化はみられません。



(2) 農業の状況

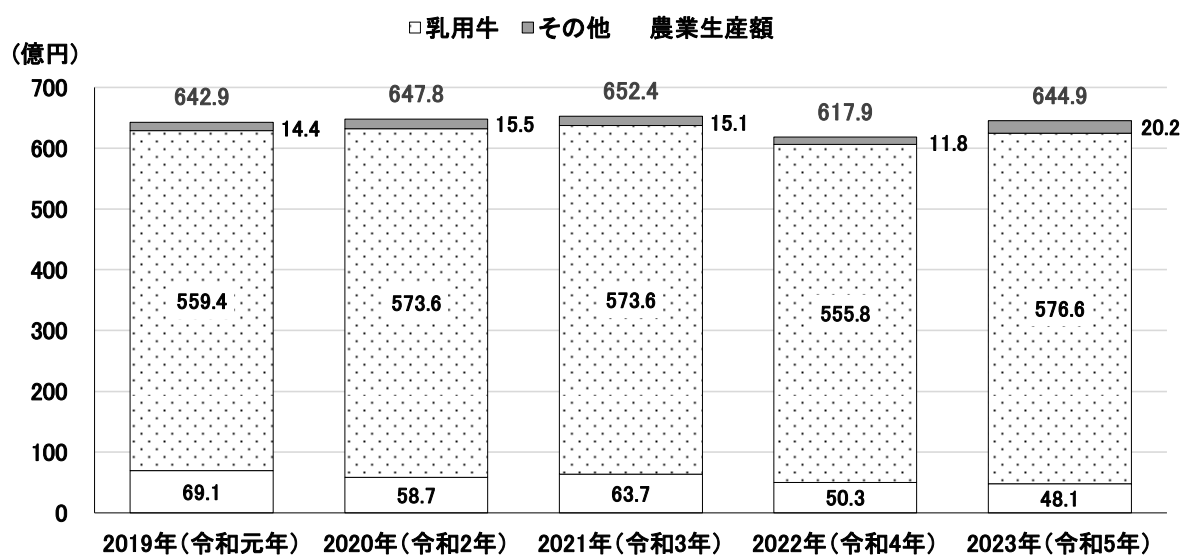
町の主要産業である農業の状況については、農家数は減少傾向にあります。2019 年（令和元年）には710戸でしたが、2023 年（令和 5 年）は652戸であり、5 年間で58戸（8.2%）減少しています。また、牛の飼養頭数については、2019 年（令和元年）の114,401頭から2023 年（令和 5 年）の114,531頭と、ほぼ横ばいの状況となっています。



※以下、(2)～(4)の町独自統計は、直近5か年の数字を記載しています。

酪農畜産における農業生産額は、2019年（令和元年）の642.9億円から2023年（令和5年）は644.9億円と、5年間で2億円（0.3%）増加しています。

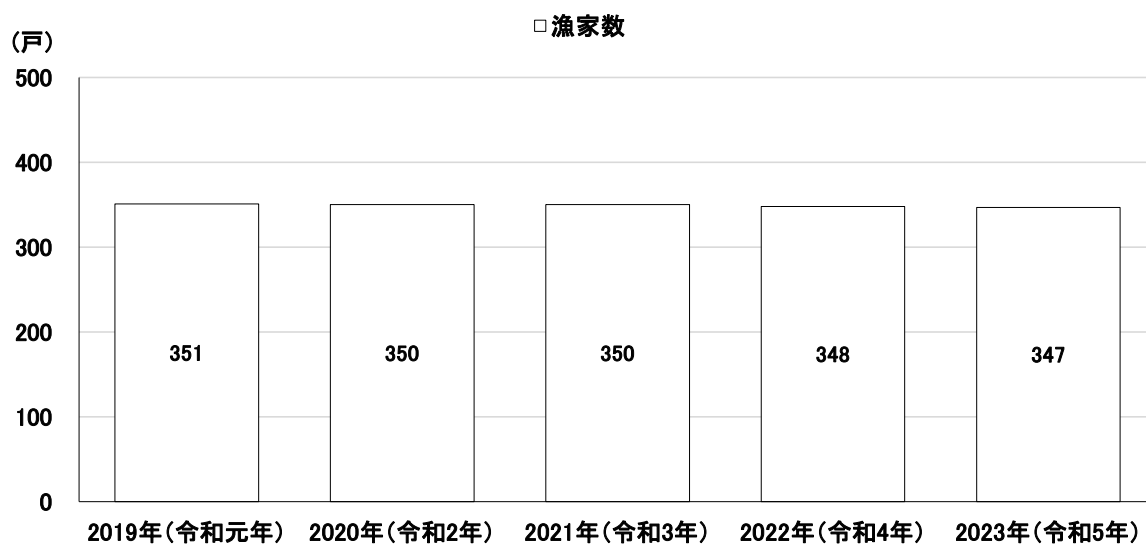
図表 酪農畜産における農業生産額の推移



（３）漁業の状況

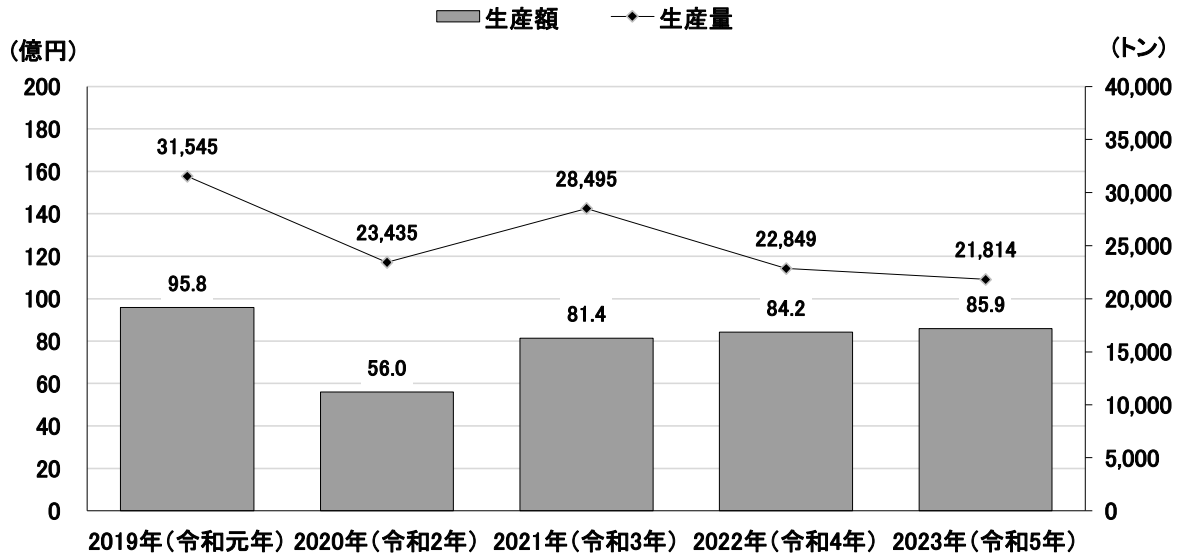
町の主要産業である漁業の状況について、漁家数はおおむね一定で推移しています。2019年（令和元年）には351戸でしたが、2023年（令和5年）には347戸に減少しています。

図表 漁家数の推移



漁業生産額は、2019年（令和元年）の95.8億円から2020年（令和2年）には56.0億円に減少していましたが、2023年（令和5年）には86.0億円と、5年前と比較して9.8億円（10.2%）減少しています。また、漁業生産量についても、2019年（令和元年）の31,545トンから2023年（令和5年）には21,814トンと、9,731トン（30.8%）減少しています。

図表 漁業生産額及び生産量の推移

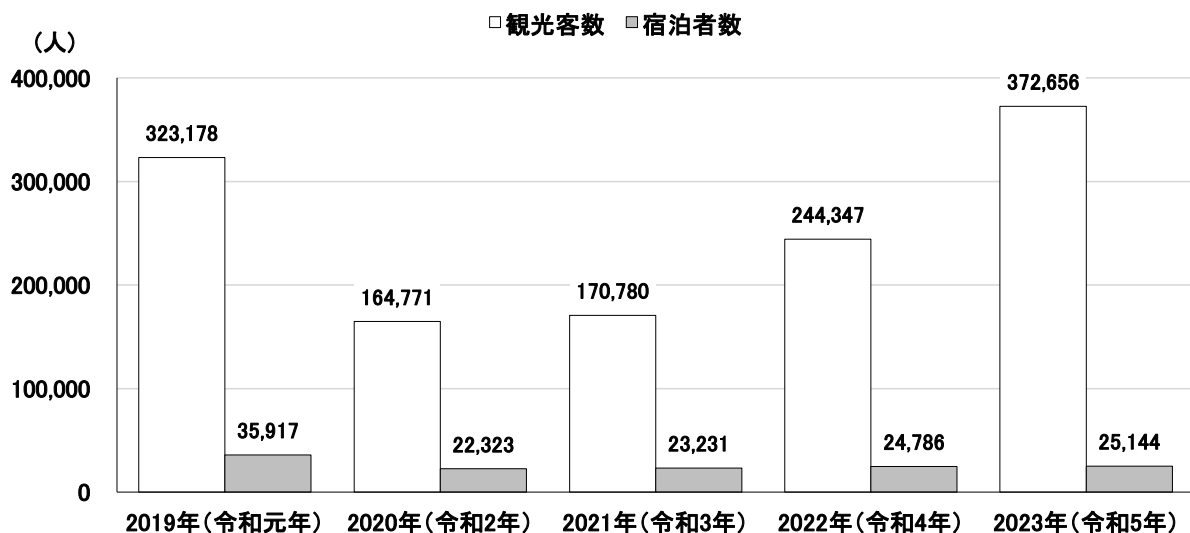


（４）観光客入込数

観光客入込数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2019年（令和元年）の323,178人から2020年（令和2年）には164,771人と大幅な減少となりましたが、2023年（令和5年）の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴って増加に転じており、2023年（令和5年）には372,656人と増加傾向にあります。

また、宿泊者数については、2019年（令和元年）の35,917人から減少が続いており、2023年（令和5年）には25,144人と、観光客と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減少しています。

図表 観光客入込数の推移



5 将来人口

(1) 新たな目標人口推計

国では、急速に進行する人口減少・少子高齢化問題に対応するため、2014年（平成26年）12月に、国と地方が総力を挙げて地方創生・人口減少克服に取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

こうした流れを受けて、本町においても、2016年（平成28年）3月に「別海町人口ビジョン」を策定し、2060年（令和42年）までの人口の将来展望を示していましたが、国立社会保障・人口問題研究所では、2015年（平成27年）国勢調査人口を基に、新たな人口推計を公表しました。

この推計による将来人口は、「別海町人口ビジョン」で目標としていた将来人口と大きく乖離していることから、本町においても「第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」内で新たに将来人口の推計を行うこととしました。

■「新たな目標人口推計」における将来の目標人口

◆2060年（令和42年）の総人口

本町独自仮定による推計値 7,345人

→ 目標人口 8,500人 以上

■「新たな目標人口推計」における目標人口推計の条件

◆基準人口

2015年（平成27年）国勢調査人口に準拠した2019年（令和元年）10月1日現在住民基本台帳人口を使用。

◆合計特殊出生率※※（将来の子ども女性比）

出生率向上に向けた取組を行い、2040年（令和22年）までに出生率を「1.93」に向上させる。

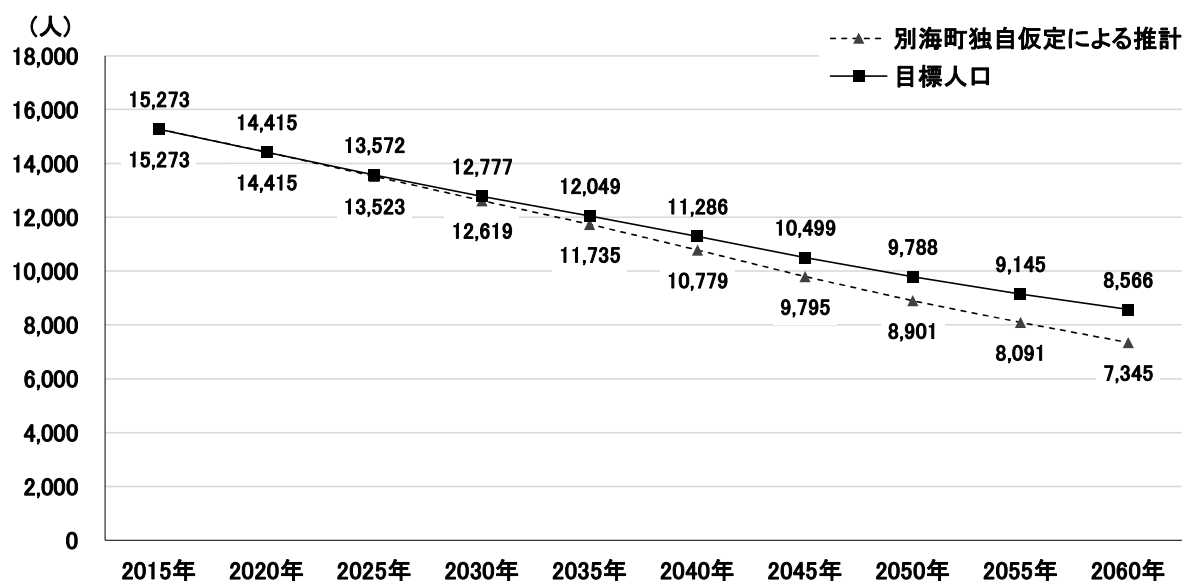
	実績	目標	
	2008年～2012年 (平成20年～平成24年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
合計特殊出生率	1.86	1.90	1.93

◆純移動率※

転入者の増加、転出者の減少に向けた取組を行い、2020年（令和2年）の純移動率を2040年（令和22年）まで定率で縮小させるなど、社会減を抑制させる。

※用語解説「※」は、P.155～158を参照

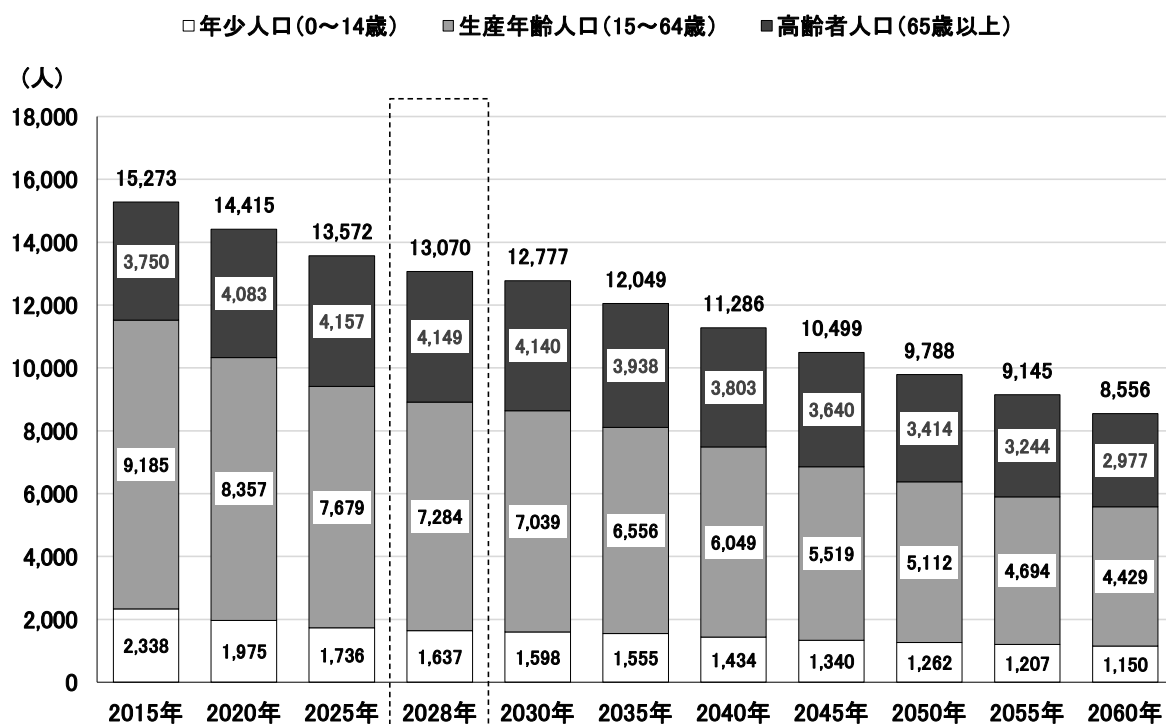
図表 第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略内で示された新たな目標人口推計



(2) 本計画期間における将来人口

本計画では、各種施策により人口減少を最大限に抑制することにより、計画最終年度である2028年（令和10年）の将来人口を「新たな目標人口推計」に示す目標数値とします。

図表 本計画期間における将来人口



第7次総合計画の最終年度における目標人口

3 別海町の課題

本計画の策定にあたり、町民の多様な意見を反映させるため、まちづくりアンケート調査や町民検討委員会、まちづくり地域懇談会、各種団体懇談会を実施しました。それらの結果を踏まえて、本町におけるまちづくりの課題を基本目標の分野別に示します。

1 産業・雇用

～地域資源を生かした町の活性化と雇用促進～

酪農や漁業が盛んな本町には、畜産物や海産物が豊富に存在していることから、これらを活用した特産品の開発やブランド化、体験型観光の商品化を進め、滞在型観光を推進するなど、本町ならではの地域資源を生かし、産業が連携して町内での経済循環を促進することによる町の更なる活性化が求められています。こうした中で、今後は人口減少や少子超高齢社会の影響から各産業の後継者不足が深刻な問題となっているため、後継者の育成、新たな担い手の確保、外国人及び移住者の受入による就労者の確保、そして若者の雇用促進にもつながる産業育成が大きな課題となっています。これらの課題を解決するためには、別海町中小企業振興基本条例の理念に基づき、事業者自らが「考え、実行」して産業の発展を目指し、行政は下支えとなる制度等の整備を行う必要があります。

また、商業施設や宿泊施設が不足している状況にあることから、新規開業や経営への支援を行いながら、地域内の経済を循環させる仕組みづくりが求められています。

2 自然・環境

～自然環境の豊かさを生かし、環境に配慮した意識の醸成～

自然環境の豊かさについて町民の満足度は高くなっている一方で、エゾシカやヒグマなどからの被害が課題となっており、自然動物との共存を図っていく必要があります。また、脱炭素社会の実現に向け、効果的な取組を進めていくことが求められています。

ごみ処理・リサイクルについては、分別方法を広く分かりやすく周知するなど、環境に配慮した生活やごみの減量化・リサイクルを推進し、理解を得ながら環境保全と資源の有効活用を推進する必要があります。

3 健康・医療・子育て・福祉

～安心して暮らせる医療体制の整備と保健・子育て・福祉の充実～

本町に安心して暮らし続けるために、町内に安定して良質な医療を受けられる体制をしつかりと整えることや、きめ細かな子育て支援、総合的な健康づくりを推進する必要があります。

また、高齢者、障がい者（児）、子どもを地域で支え合い、一人ひとりが自分らしく生活することのできる「地域共生社会」の実現が求められます。そのために、高齢者が地域社会に参画しやすい仕組みづくり、子育て支援や障がい者（児）支援においては各種サービスの充実が求められているほか、地域の人々が集うことのできる居場所づくりを進める必要があります。

4 教育・文化・スポーツ

～地域ぐるみでの子どもの育成活動と地域に密着した文化の振興～

地域に愛着を持ち、地域の担い手となる町民を増やすためには、学校やスポーツ、文化活動などを通じ、地域ぐるみで子どもを育成する取組が必要とされています。そのためには、学校の授業や、社会教育施設において取り組んでいる各種の教室、地域のイベント、少年団活動等の中で、地域の大人と子どもたちが関わる機会を増やすとともに、より多くの町民が地域の魅力を学び、町民と行政が一体となった地域づくりを行うことが重要となっています。

また、芸術文化の振興として、その中核となる生涯学習センターみなくると公民館においては、町民が積極的に参加し、創造・交流できる環境づくりや事業の推進が求められており、特に、高齢化が進む文化活動団体への支援や、新たな活動団体づくりのきっかけとなる機会の提供が課題となります。

5 居住環境

～安全・安心な環境の整備と快適な居住環境づくり～

町民の安全を確保するため、いつ起きてもおかしくない大災害に備えた安全で安心な環境の整備が必要です。また、地域防災力を向上させるため、防災に対する意識を醸成し、一人ひとりの防災への取組を促進することも大きな課題となっています。

さらに、快適な居住環境づくりに向けて、景観に配慮したまちづくり、空き地・空き家への対策、公共交通手段の充実などが求められています。

6 参画と協働

～住民参画による協働のまちづくりの充実とつながりの強化～

少子超高齢社会への対応や地方創生への取組など、時代に即したまちづくりを進めるためにも、人と人、地域と地域のつながりを更に強化し、住民参画による協働のまちづくりを進める必要があります。このためには、ボランティアの育成、町内会の活性化等を図り、団体等が活動しやすい環境づくりを一層促進するとともに、本町の魅力を積極的に発信することにより関係人口の創出を図り、地域力の維持・強化を推進することが必要です。

また、人権意識の啓発や男女共同参画を推進し、誰にでも住みやすいまちづくりを進めることが必要です。

さらには、厳しい国際情勢や頻発する大規模災害等に対応するため、別海町に駐屯する自衛隊との共生や、デジタル技術を活用した町民生活の利便性の向上など、時代に対応した持続可能な地域社会の実現を目指すことが求められています。

第 2 部 基本構想

第1章 別海町の将来像

1 目指すべき将来像

将来像は、今後のまちづくりの方向性や目指す姿を明らかにするもので、「住んでみたい」「住み続けたい」と思える別海町を、町民と行政が共につくるための共通目標です。

本町は、先人たちのたゆまぬ努力により拓かれ、それぞれの地域において特色のある歴史や文化・産業などの地域資源を育みながら発展しました。こうした魅力を受け継ぎつつ、町全体が更なる活力をつくり出すためにも、将来像を以下のように定めます。

人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち

～いつも心に広がるふるさと ベつかい～

■人がつながり 未来につながる

子どもから高齢者、海岸部から内陸部、本町で生まれ育った方から転入者まで、世代や環境を越えた人と人のきずなが深まることで、個々の力よりも大きな力をつくり出すことが可能となります。こうした結び付きを強くすることにより、産業の活性化や日常生活における安全・安心、新たな価値の創出が期待され、本町のより良い未来へとつながっていきます。

■海と大地に夢があふれるまち

豊かで美しい自然が広がる本町では、海岸部における漁業や内陸部における酪農が基幹産業として展開されています。今後のまちづくりを進める上でも、こうした自然の中で営まれる産業を中心としながら、第1次産業と観光の融合、新たな加工品の開発、特産品を活用した町のPRなどが期待されており、本町の発展につながる大自然を活用した夢があふれるまちづくりを目指します。

■いつも心に広がるふるさと ベつかい

誰もが生まれ育った地域で暮らし続ける時代ではなく、進学や就職を理由に町外へ転出される方もいます。そのような中、便利で快適なまちづくりを進めるとともに、人と人との温かな結び付きを大事にすることで、いつまでも、つながり続けられる心のふるさと「べつかい」の実現を目指します。

2 将来像を実現するための基本目標

目指すべき将来像を踏まえ、まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1	地域資源を生かした産業のまち
	海と大地が輝く 豊かで活力ある産業づくり 農林水産業・商工業・観光の振興など、各地域の資源や特性を生かした産業を活性化させ、豊かで活力ある産業のまちづくりを進めます。
基本目標2	人と自然が調和するまち
	緑と水がきらめく 調和のとれた環境づくり 豊かで多様な自然環境を守り育てるとともに、環境負荷の低減に努め、町民・事業者・行政が一体となり、環境保全に向けて地域から行動するまちづくりを進めます。
基本目標3	共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち
	未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり 町民が自ら地域の課題に気づき、その解決に向けて互いに支え合いながら、全ての町民が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちづくりを進めます。
基本目標4	生涯を通じて人と文化を育む学びのまち
	地域ぐるみで 心豊かなまちづくり 地域ぐるみで次代を担う人材を育成し、誰もが共に学ぶことができる、人と地域を豊かにする本町らしい生涯学習のまちづくりを進めます。
基本目標5	安全に、安心して住み続けられるまち
	うるおいのある 快適な居住環境づくり 町の継続的な発展に向け、豊かな自然に魅力が感じられ、災害や犯罪、事故などへの不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整ったまちづくりを進めます。
基本目標6	参画と協働で共につくるまち
	ともに築く「べつかい」のまちづくり 町民のまちづくりへの積極的な参画を支え、多様な主体との協働により、魅力ある地域づくりを進めるとともに、町民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めます。

3 施策の体系

まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を実現する手段として、39の施策の大綱を次のとおり定め、基本計画の中で主要な施策について定めます。

基本目標1

地域資源を生かした産業のまち

海と大地が輝く
豊かで活力ある産業づくり

施策の大綱

- ①農業の振興
- ②林業の振興
- ③水産業の振興
- ④観光の振興
- ⑤商工業の振興
- ⑥雇用・勤労者対策

基本目標2

人と自然が調和するまち

緑と水がきらめく
調和のとれた環境づくり

施策の大綱

- ①環境に配慮した自治体の形成
- ②ごみ処理等循環型社会の形成
- ③公園等の整備と緑化の推進

基本目標3

共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち

未来を拓く
誰もがやさしい地域づくり

施策の大綱

- ①健康づくりの推進
- ②医療体制の充実
- ③地域福祉の充実
- ④子育て支援の充実
- ⑤障がい者（児）支援施策の充実
- ⑥高齢者施策の充実
- ⑦社会保障の充実

基本目標4

**生涯を通じて人と文化を
育む学びのまち**

地域ぐるみで
心豊かなまちづくり

施策の大綱

- ①社会教育の推進
- ②学校教育の充実
- ③青少年の健全育成
- ④地域文化の振興
- ⑤スポーツの振興
- ⑥交流時代への対応

基本目標5

**安全に、安心して住み続
けられるまち**

うるおいのある
快適な居住環境づくり

施策の大綱

- ①まちづくり景観と市街地活性化
- ②住宅・宅地の整備
- ③道路・交通網の整備
- ④水道の整備
- ⑤下水道の整備
- ⑥消防・救急体制の充実
- ⑦防災対策の推進
- ⑧交通安全・防犯対策の推進
- ⑨消費者保護の充実

基本目標6

参画と協働で共につくる まち

ともに築く「べつかい」
のまちづくり

施策の大綱

- ①住民参画のまちづくり
- ②コミュニティ活動の促進
- ③自衛隊との共生
- ④人権の尊重・男女共同参画の推進
- ⑤北方領土対策の推進
- ⑥行政サービスのデジタル化
- ⑦シティプロモーションと地域力の強化
- ⑧時代に対応した自治体経営の推進

○施策の体系と別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略との関連

将来像	基本構想	基本計画
人がつながり 未来につながる 心にも心に広がる 海と大地に夢があふれるまち べっかい	第1章 地域資源を生かした産業のまち ～海と大地が輝く 豊かで活力ある産業づくり～	第1節 農業の振興
		第2節 林業の振興
		第3節 水産業の振興
		第4節 観光の振興
		第5節 商工業の振興
		第6節 雇用・勤労者対策
	第2章 人と自然が調和するまち ～緑と水がきらめく 調和のとれた環境づくり～	第1節 環境に配慮した自治体の形成
		第2節 ごみ処理等循環型社会の形成
		第3節 公園等の整備と緑化の推進
	第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち ～未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり～	第1節 健康づくりの推進
		第2節 医療体制の充実
		第3節 地域福祉の充実
		第4節 子育て支援の充実
		第5節 障がい者（児）支援施策の充実
		第6節 高齢者施策の充実
		第7節 社会保障の充実
	第4章 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち ～地域ぐるみで 心豊かなまちづくり～	第1節 社会教育の推進
		第2節 学校教育の充実
		第3節 青少年の健全育成
		第4節 地域文化の振興
		第5節 スポーツの振興
		第6節 交流時代への対応
	第5章 安全に、安心して住み続けられるまち ～うるおいのある 快適な居住環境づくり～	第1節 まちづくり景観と市街地活性化
		第2節 住宅・宅地の整備
		第3節 道路・交通網の整備
		第4節 水道の整備
		第5節 下水道の整備
		第6節 消防・救急体制の充実
		第7節 防災対策の推進
		第8節 交通安全・防犯対策の推進
		第9節 消費者保護の充実
	第6章 参画と協働で共につくるまち ～ともに築く「べっかい」のまちづくり～	第1節 住民参画のまちづくり
		第2節 コミュニティ活動の促進
		第3節 自衛隊との共生
		第4節 人権の尊重・男女共同参画の推進
		第5節 北方領土対策の推進
		第6節 行政サービスのデジタル化
		第7節 シティプロモーションと地域力の強化
		第8節 時代に対応した自治体経営の推進

別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略				
基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	基本目標Ⅴ
地域資源・地域特性を活かした新しい人の流れの創造	国内屈指の生産地を守り継承する産業と教育の振興	結婚・出産・子育てを応援し、未来への希望をかなえる	生涯を通じた健康づくりと、安心な暮らしを支える	地域の再生へと果敢に挑戦する新たなまちづくり
●	●			●
	●			●
●	●			
●				
●	●			
●				
				●
		●	●	
			●	
		●		
		●		
			●	
	●			
	●			
●			●	
			●	
			●	
			●	
				●
				●
				●
●	●			●

○別海町総合計画とSDGsとの関連

基本計画	貧困 1 貧困をなくそう 	飢餓 2 飢餓をゼロに 	保健 3 すべての人に健康と福祉を 	教育 4 質の高い教育をみんなに 	ジェンダー 5 ジェンダー平等を實現しよう 
第1章 地域資源を生かした産業のまち					
第1節 農業の振興		●		●	●
第2節 林業の振興					
第3節 水産業の振興					
第4節 観光の振興					
第5節 商工業の振興				●	
第6節 雇用・勤労者対策				●	●
第2章 人と自然が調和するまち					
第1節 環境に配慮した自治体の形成					
第2節 ごみ処理等循環型社会の形成					
第3節 公園等の整備と緑化の推進					
第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち					
第1節 健康づくりの推進			●	●	
第2節 医療体制の充実			●		
第3節 地域福祉の充実	●	●	●		
第4節 子育て支援の充実	●	●	●	●	●
第5節 障がい者（児）支援施策の充実	●		●	●	
第6節 高齢者施策の充実			●		
第7節 社会保障の充実	●		●		
第4章 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち					
第1節 社会教育の推進				●	
第2節 学校教育の充実		●		●	
第3節 青少年の健全育成				●	
第4節 地域文化の振興				●	
第5節 スポーツの振興			●	●	
第6節 交流時代への対応					
第5章 安全に、安心して住み続けられるまち					
第1節 まちづくり景観と市街地活性化					
第2節 住宅・宅地の整備					
第3節 道路・交通網の整備					
第4節 水道の整備					
第5節 下水道の整備					
第6節 消防・救急体制の充実					
第7節 防災対策の推進					
第8節 交通安全・防犯対策の推進			●		
第9節 消費者保護の充実					
第6章 参画と協働で共につくるまち					
第1節 住民参画のまちづくり					
第2節 コミュニティ活動の促進					
第3節 自衛隊との共生					
第4節 人権の尊重・男女共同参画の推進				●	●
第5節 北方領土対策の推進					
第6節 行政サービスのデジタル化					
第7節 シティプロモーションと地域力の強化					
第8節 時代に対応した自治体経営の推進					

水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギー・気候変動 にも対応可能な ものに転換する	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と消費革新の 原動力をつくる	10 人や国の不平等 をなくす	11 包摂的で安全 な都市づくり	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 増やす	15 陸の豊かさも 増やす	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											
											

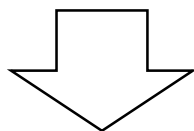
第 3 部 将来像の推進プラン

第1章 3つのポイント

本計画の将来像である「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がるふるさと ベつかい～」を踏まえて6つの基本目標を政策分野ごとに設定し、それらの実現に向けて39の施策の大綱を定めています。将来像に掲げられた3つのポイントは、分野横断的に施策の大綱と関連しているため、本章でそれらの結び付きや具体的な取組内容を整理し、将来像の実現をより一層分かりやすく、堅実に推進していきます。

将来像

人がつながり 未来につながる
海と大地に夢があふれるまち
～いつも心に広がるふるさと ベつかい～



将来像の推進に向けた3つのポイント

ポイント1

人がつながり 未来につながるまち ベつかい

住民参画
のまちづくり

支え合い・助け合い
の体制づくり

コミュニティ
の活性化

ポイント2

海と大地に夢があふれるまち ベつかい

本町ならではの
魅力の創造

積極的な
PR

ポイント3

いつも心に広がるふるさと ベつかい

自然を生かした
環境の整備

便利で快適な
市街地の整備

ふるさとの魅力
発信

1 人がつながり 未来につながるまち べつかい

1 背景

全国的に人口減少を理由とした地域コミュニティの衰退が問題となっている一方で、日常的な支え合いから災害時の対応まで、地域コミュニティの重要性が改めて認識され始めています。そこで、近隣住民同士のつながりの強化や、地域活動団体への支援によるコミュニティの活性化など、支え合い・助け合う体制の構築が求められています。

本町でも、人と人、地域と地域とのつながりを更に深めることが、より良い未来へ向けたまちづくりにつながると考えられます。

2 目的

個人で抱えている生活課題やまちづくりの課題も、地域住民や地域の多様な主体が連携し取り組んでいくことにより解決へとつなぐ、人と人、地域と地域の結び付きを強化した住民参画によるまちづくりを目指します。

そのためには、コミュニティ活動の活性化を図り、子どもから高齢者、障がい者（児）など、地域で生活する人々が互いに支え合う体制づくりを進め、地域福祉を推進していきます。

また、防災や防犯、救急医療体制など、地域の人々が安全・安心に生活するための助け合いの体制づくりにも努めます。このほか、地域のつながりをより一層強固なものとするための基盤整備として、地域情報化を推進します。

3 関連する施策の大綱

関連する施策の大綱	
基本目標 3	①健康づくりの推進 ②医療体制の充実 ③地域福祉の充実 ④子育て支援の充実 ⑤障がい者（児）支援施策の充実 ⑥高齢者施策の充実 ⑦社会保障の充実
基本目標 5	⑥消防・救急体制の充実 ⑦防災対策の推進 ⑧交通安全・防犯対策の推進 ⑨消費者保護の充実
基本目標 6	①住民参画のまちづくり ②コミュニティ活動の促進 ③自衛隊との共生

2 海と大地に夢があふれるまち べつかい

1 背景

近年、農山漁村の魅力創造や所得の向上、雇用の確保を目指す取組として、農林水産業と、製造業、小売業を総合的かつ一体的に推進する農林水産業の6次産業化、第1次産業と観光を組み合わせ、主に都心部の人を対象に楽しみや癒やしを提供する体験型観光、地場製品の付加価値向上を目指したブランド化などが全国的に注目を集めています。

本町では、これまでも広大な大地を利用した酪農、根室海峡では漁業が盛んに行われていますが、今後もこうした第1次産業を基軸とした、更なる町の魅力創造が見込まれています。

また、「中小企業基本法」が1998年（平成10年）に改正され、中小企業の果たす役割や地方公共団体の責務が明らかになったことに伴い、町では2009年度（平成21年度）に別海町中小企業振興基本条例を制定し、商工業のみならず生産、流通、消費など全産業活動における中小企業の振興に向けた取組を進めています。

2 目的

本町には、豊かで美しい自然が広がるほか、こうした自然の中で営まれる酪農や漁業が盛んに展開されており、畜産物や海産物が豊富に存在しています。これらの地域資源を有効に活用したまちづくりを目指します。

そのためには、本町の海と大地から生まれた特産物を加工した特産品の開発、付加価値の向上に向けたブランド化の推進、第1次産業と観光を一体化した体験型観光の商品化などを進め、本町ならではの新たな魅力の創造に努めます。また、魅力のPRを積極的に推進することで、知名度向上を図り、豊かで美しい自然を活用したまちづくりを進めます。

3 関連する施策の大綱

関連する施策の大綱	
基本目標 1	①農業の振興 ②林業の振興 ③水産業の振興 ④観光の振興 ⑤商工業の振興 ⑥雇用・勤労者対策

3 いつも心に広がるふるさと べつかい

1 背景

わが国では、高度経済成長期を契機に地方圏で生まれた人の多くが就職や進学を理由に転出し、大都市圏への人口集中が進んできました。こうした流れは現在も変わらず、本町においても転出者が転入者を上回る傾向にあります。

このように、誰もが自分の生まれ育った地域で暮らし続ける時代とはいえない中で、本町の在住者、転出者、関わりのある人のふるさととして、いつも、どこにいても心の中に雄大な別海町が広がるような、自慢の町にすることが、今後のUターンやIターンを通じた移住・定住にもつながると考えられます。

2 目的

いつまでも、つながり続けられる心のふるさと「べつかい」の実現を目指します。

そのためにも、豊かな自然を生かした景観整備や便利で快適な市街地整備に取り組み、子どもから高齢者、障がい者（児）といった全ての人の人にとって住みやすく、安全・安心で、美しい、自慢のまちづくりを進めます。

また、本町には豊かな自然と広大な大地、酪農や漁業を基幹産業とした豊富な資源、人と人との温かな結び付きなど、たくさんの魅力があります。地域の人々がこうした魅力と、教育やスポーツ活動、文化活動などのあらゆる場面を通じて、ふれあう機会を創出することで、町民に本町の素晴らしさをより一層知ってもらえるように努めます。

3 関連する施策の大綱

関連する施策の大綱	
基本目標 2	①環境に配慮した自治体の形成 ②ごみ処理等循環型社会の形成 ③公園等の整備と緑化の推進
基本目標 4	①社会教育の推進 ②学校教育の充実 ③青少年の健全育成 ④地域文化の振興 ⑤スポーツの振興 ⑥交流時代への対応
基本目標 5	①まちづくり景観と市街地活性化 ②住宅・宅地の整備 ③道路・交通網の整備 ④水道の整備 ⑤下水道の整備
基本目標 6	④人権の尊重・男女共同参画の推進 ⑤北方領土対策の推進 ⑥行政サービスのデジタル化 ⑦シティプロモーションと地域力の強化 ⑧時代に対応した自治体経営の推進

第 4 部 基本計画

第1章 地域資源を生かした産業のまち

海と大地が輝く 豊かで活力ある産業づくり



1 農業の振興

1 現状

わが国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による離農の加速化、国際貿易交渉の進展、生産資材価格の高止まりや生乳需給緩和の長期化、暑熱による影響など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

本町の農業は、生産性の向上や労働負担の軽減を図るため、補助事業を活用した生産規模の拡大、家畜排せつ物の利用促進、スマート農業※や集約放牧の導入のほか、酪農ヘルパー※、コントラクター、TMRセンター※など多様な営農支援システムの整備など、持続可能な農業経営の実現に向けた取組が進められ、農業生産額や生乳生産量は維持されています。

また、酪農工場では、新たな製品の開発や農協等と独自ブランドの商品開発を行い、ベツカイブランドを確立するとともに、HACCP※・ISO※を取得し、安全・安心な製品を提供するなどの取組が進められ、本町牛乳・乳製品の価値の向上が図られています。

別海町酪農研修牧場からの新規就農者は、年平均3戸程度で推移しており、就農時には北海道農業士等が就農トレーナーとして新規就農者をサポートしています。2023年度（令和5年度）までに82組が新規就農を実現していますが、本町における離農戸数は、年平均20戸程度で推移していることから、離農戸数を補うまでには至っていない現状となっています。将来にわたり別海町酪農研修牧場を核とした新規就農者の安定的な確保を図るため、2023年（令和5年）10月末に第2実践牧場を閉鎖し、持続的な研修機能の確立に向けて経営の見直しを行っています。

本町では、農地等土地の境界や面積を明確にするため、1967年（昭和42年）から2006年（平成18年）まで地籍調査事業を進め、調査率は98.6%となっています。残りの1.4%の未調査地域の調査再開に向けた検討をこれまで進めてきましたが、今後も登記事務等での活用見込みがないことや膨大な費用がかかることから、現在の調査率をもって完了としています。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

2 課題

近年、配合飼料価格が高止まりしている状況が続いていることから、自給飼料の一層の生産拡大と高品質化等を進め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い農業経営を推進していく必要があります。

新たな担い手の確保及び後継者対策は喫緊の課題となっています。近年、酪農に限らず農業全体での担い手不足が顕著であり、新規就農希望者も少ないことから、今後、離農による農業生産額や生乳生産量の減少、遊休農地の増大が懸念されます。

また、新規就農者にとっては、既存施設の老朽化による改修等多大な投資が必要であり、農地取得と併せて、就農に向けた初期投資が大きな負担となっています。

別海町酪農研修牧場は、建設から20年以上が経過し、施設の老朽化等もみられることから、将来にわたって担い手の確保及び円滑な就農を図るため、施設整備を含めた計画的な運営が必要となっています。

3 施策の目的

農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「将来にわたって持続的で多様な農業生産」と「魅力ある農村環境の確立」を目指すための施策を推進します。

4 主要施策

①農業生産基盤の充実 総合戦略	農業の持続的発展を図るため、各種基盤整備事業の計画的な実施や、スマート農業をはじめとした新技術の導入、家畜排せつ物の利用促進等により、農業生産性の向上と生産コストの低減を推進します。また、離農跡地の積極的な利用調整活動や農地利用状況調査により、遊休農地・耕作放棄地の発生を防止し適正な農地利用を促進します。
②次世代の農業を担う人材の確保・育成 総合戦略	地域の関係団体や事業者との連携のほか、別海町酪農研修牧場の安定的な運営や各種事業による初期負担の軽減等により、新規参入者や後継者といった次世代の担い手の確保・育成を図ります。 また、地域と調和した安定的な営農活動と農村生活を営めるよう、新規就農者就農トレーナー制度を活用し、新規参入者が抱えるさまざまな問題を解決に導くための支援を行います。
③多様な担い手の育成・確保と創造的な農業経営の展開 総合戦略	家族経営を地域でサポートする多様な営農システムを整備するとともに、法人化の相談・助言等を行うことにより、農業生産性の向上や、家族経営を含めた農家経営の安定化に向けた支援を行います。また、別海町女性農業士会を始めとした女性の活躍の場の支援等により、多様な担い手の育成を図ります。
④環境と調和する酪農・畜産の推進 総合戦略	事業者や関係団体等と連携し、農業と漁業の共存共栄を目指した環境保全対策に取り組みます。また、国営事業による肥培施設の整備によって、家畜ふん尿の適正な管理・処理を推進します。さらに、排水路の土砂上げ等維持管理を計画的に実施します。

⑤消費者ニーズに応える安全・安心・良質な生産の推進	安全・安心な農畜産物の供給及び製品の製造に努めるとともに、生産者や農業団体による自主的な取組の推進及び普及・啓発を進めます。
⑥地域ブランドの確立・PR 総合戦略	「べつかい」ブランドの一層の充実を図り、本町の農畜産物の価値向上に取り組むとともに、町内外に向けて広くPR活動を行います。
⑦「食」を通じた消費と生産の関係強化と魅力ある情報の発信	生産者と消費者との結び付きの強化に向けた取組等を推進し、農畜産物の消費拡大に取り組みます。また、「別海町食育・地産地消推進計画」に基づき、町民の理解、協力を得ながら、家庭や学校、地域等における食育・地産地消を推進します。
⑧都市と農村の交流の促進	農業・農村の持つ多面的な機能及び公益的な役割への理解促進に向けた取組として、旧JR標津線を利用したフットパスツアーや酪農体験ができる農泊 [※] 等の体験型の活動を関係団体と連携しながら都市と農村の交流環境を整えます。
⑨課題解決に向けた大学・研究機関との連携	酪農畜産に関する情報蓄積や地域課題の解決に向け、大学・研究機関と連携を図り、研究結果を施策に反映するほか、関連団体及び町民を対象とした研修会を実施します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
生乳生産量	t	475,763	477,375	482,209
新規就農者数（期間累計）	戸	26	14	30
新規就農者就農トレーナー数 （期間累計）	人	14	22	22
草地整備更新率	%	4.7	4	10
別海ブランド高付加価値製品開発 数（期間累計）	個	6	6	7
遊休農地率	%	0	0	0
肥培かんがい施設整備数 （期間累計）	戸	137	41	70

数値は、それぞれ年間の数値となっています。

重要業績評価指標（KPI）欄に（期間累計）とある行の実績は、第6次総合計画期間中の累計（2009～2017年度（平成21～29年度）の累計）となっており、中間実績は、第7次総合計画期間中の累計（2019～2023年度（令和元～5年度）の累計）です。

また、目標は、2019～2028年度（令和元～10年度）までの累計です。

※用語解説「※」は、P.155～158を参照

6 主要な事業

中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等の持つ国土の保全・水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を確保するため、持続的な農業生産活動が実施できるよう交付金を交付します。
多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域共同による農業生産基盤の保全や地域資源の質的向上等の取組に対し、交付金を交付します。
次世代の農業を担う人材の確保・育成に関する事業	新・農業人フェア等の農業系求人イベントへの出展や農業高校・大学等を訪問するほか、別海町酪農研修牧場の施設整備等による安定的な運営により、担い手の確保を図ります。 また、新規就農時費用の一部助成、親元就農を含めた後継者経営を継承し発展させるための取組の支援等を実施します。 さらに、産業後継者対策相談所及び別海高校酪農後継者を育てる会への助成などの後継者対策も継続して実施します。
多様な担い手の育成に関する事業	別海町女性農業士会を始めとした女性の活躍の場の支援などを行います。
草地整備等に関する事業	良質な自給飼料の確保や安定した畜産物供給体制の確立を図るため、各種補助事業を活用し、草地整備等を行います。
環境保全型かんがい排水事業	国営事業による家畜ふん尿の適正な管理・処理を行うための肥培施設の整備及び水質浄化機能など多面的な機能を持つ農業用排水施設整備を行い、農業生産性の向上を図るとともに、環境保全型農業を推進します。



2 林業の振興

1 現状

本町の森林面積は、38,793haと総面積の約29%を占め、国有林10,420ha、道有林2,171ha、町有林7,146ha、私有林19,056haとなっており、特に防風林が多く存在し、地域や道路、さらに基幹産業である酪農業・水産業を強風や大雪等から守る役割を担っています。

健全な森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等林産物供給などの多面的機能を有しており、人々の生活にさまざまな恩恵をもたらします。

これらの、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備の推進や森林所有者の負担軽減を図るべく、私有林整備に対して補助金を交付するなどの支援を行っています。

また、森林環境譲与税を活用し、河畔への植栽により基幹産業である酪農業と水産業をつなぐ水辺環境を保持できるよう努め、さらに、町民の緑化意識の高まりから、漁業協同組合女性部の「お魚殖やす植樹運動」と連携し、農林漁業関係者及び地域住民参加による別海町植樹祭の開催や町内小中学生を対象とした実のなる木植栽事業の実施など、森林環境譲与税を有効活用し町民が森林と身近に接する機会を確保しています。

2 課題

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、着実な森林整備の推進により、資源の循環利用を図る必要がありますが、林業・木材産業全般においては、森林作業員の高齢化による担い手不足が深刻な問題となっており、これによって森林整備が行き届かなくなることが懸念されます。

3 施策の目的

森林の持つ多面的機能の発揮に向け、町有林、私有林及び河畔林の計画的な森林整備を進めるとともに、町民の木育や健康づくりに向けた森林の総合的利用を推進します。

また、担い手不足を解消するため、森林環境譲与税を活用した実のなる木植栽事業や植樹祭を継続し、森林づくりの大切さなど町民が興味関心を持ち、担い手育成につながるような取組を推進します。

4 主要施策

① 森林の保全・育成と総合的利用 総合戦略	町有林が持つ多面的機能の発揮のため、造林・間伐・野ねずみ駆除等による森林の保全を進めます。また、別海町植樹祭の開催や、実のなる木植栽事業を通じて、町民が樹木と身近に接する機会の確保や木育の場を提供します。
② 林業生産基盤の保全・整備 総合戦略	植栽から収穫までを町内で一体的に取り組むほか、河畔への植栽を実施します。また、林道における適切な維持管理をすることにより森林資源の循環を図ります。
③ 計画的な森林整備等の促進	計画的な森林整備の実施に向けて、私有林の造林・下刈り・野ねずみ駆除、鹿侵入防止柵への補助を行い、森林所有者の負担を軽減します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
町有林整備面積	ha	24	111.11	99
河畔林整備面積	ha	—	6.16	37
実のなる木実施件数	件	—	12	20
私有林造林面積	ha	60	76.42	60

6 主要な事業

町有林環境保全整備事業	町有林の造林や下刈り、間伐や枝打ち、野ねずみ駆除など総合的な森林整備を行います。
河畔林の整備に関する事業	水辺環境の多面的機能が持続的に発揮されるよう、関係機関と検討・調査し森林整備等を行います。
私有林整備の推進に関する事業	私有林の造林や下刈り、野ねずみ駆除やシカ柵の設置など整備に対し一部を補助します。また、高性能林業機械の導入など、担い手不足の解消に係る支援を行います。
実のなる木植栽事業	町内の小中学生を対象に卒業記念樹とする実のなる木植栽事業を実施し、森林や環境に対する意識高揚と数十年後に生長した記念樹を見て、愛郷心を育むとともに懐かしく思えるような事業として展開していきます。



3 水産業の振興

1 現状

わが国は、世界でも有数の豊かな漁場に囲まれている島国であるため、古くから漁業が営まれ、水産物を基礎とした食文化が発展してきました。近年、わが国における水産物の消費量は減少傾向にありますが、今なお有数の魚食大国といえます。その一方、世界に目を転じると、新興国を中心に水産物の消費量が大きく伸びています。このように、水産物に対する需要が世界的に増大する中で、水産資源の持続的な利用が可能となる取組を推進し、豊かな魚食文化と、それを支える水産資源を次世代に引き継いでいくことが求められています。

しかしながら、近年の国際情勢はアルプス処理水に起因する中国の禁輸措置、急速な円安進行など目まぐるしく変化しており、海産物の市場価格や水産加工品の輸出産業にも影響を及ぼしています。

本町は、これまでも北海道や関係機関と連携しながら衛生管理型漁港※の整備、安全・安心な水産物供給を図るための施設整備、老朽化等に対する機能保全対策を行っています。

また、水産資源の増大対策として、魚介類の増殖事業はもとより、地場水産物の付加価値対策や流通基盤強化に努め、新商品開発や植樹活動とも連携し、魚食普及・地産地消に努め消費拡大を図っています。

さらに、近年、台風や低気圧による高潮など漁港施設への影響や漁具被害等も懸念されることから、災害に強い漁港づくりが必要とされています。加えて、漁業後継者対策強化にも取り組んでいます。

2 課題

台風や低気圧による高潮や波高の増大などにより、現状の防波堤の高さでは海象条件に対して十分な安全が確保できないことによって、漁港機能が停滞し、漁業活動に支障を来することが予想されるため、「災害に強い漁港づくり」が急務となっており、漁港等整備について北海道や漁業協同組合等と連携しながら取組を継続する必要があります。

また、近年は世界的な気候変動の影響からか、海水温が上昇し本町の漁業にも影響を及ぼしつつあることから、漁業協同組合など関係機関と連携し、状況の把握などに努める必要があります。

漁業後継者対策は、2018年度（平成30年度）からの新規事業である北海道立漁業研修所入所者への補助を継続し、引き続き漁業協同組合と連携を図り対策を進める必要があります。

地産地消の促進としては、高品質化や高付加価値化を図り、地域ブランド力の強化や流通基盤強化に努め、新企画商品開発等への支援を関係機関とも連携し取り組むとともに、老朽化した加工機器の入替え、消費者ニーズに対応した加工機器導入に対しての支援も必要となっています。

一方で、ホタテ貝の加工時に排出されるカドミウムを含む加工残渣については、現在町外の施設において処理していますが、ホタテ貝の将来的な安定加工のためにも、町内で処分

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

きることが望ましいことから、処分方法の確立が急務となっています。

このように、本町の水産業が持続的に発展できるよう、漁業・漁村振興等に取り組む共通の指針が必要となっています。

3 施策の目的

活力ある水産業の確立に向けて、漁業生産基盤の充実に取り組むとともに、地場水産物の付加価値対策や流通基盤強化を推進します。

4 主要施策

①漁業生産基盤の充実	安全・安心な水産物供給を図るため、衛生管理施設の整備及び施設の老朽化対策を進め、漁業生産基盤を充実させます。
②水産資源の維持増大と管理型漁業の推進 総合戦略	漁場の生産力を高め、魚介類の資源増大を図るとともに、種苗育成施設における計画的な生産を推進します。また、漁業者や水産加工関係者が安心して水揚げ、加工ができるよう漁業系残渣の適切な処理方法を確立するための調査、研究に取り組みます。
③担い手の育成と経営基盤の強化 総合戦略	漁業経営に対する意識の高揚及び若手リーダーの育成を図るため、漁業協同組合連絡協議会を主体に各種研修会への積極的参加を促します。また、物価上昇により漁業機器更新が漁家経営の負担となっていることから、漁業機器導入の支援に取り組みます。
④地産地消の促進	地場水産物の高付加価値や流通基盤強化、新企画商品の開発に向けた取組、魚食普及や町民還元セール等を行うなど、地産地消に努め消費拡大に取り組むとともに、地元水産加工業者が今後も安定した加工流通が行えるよう支援します。
⑤漁業後継者対策の強化 総合戦略	漁業者を志す者が入所する北海道立漁業研修所総合研修課程修了者に対し、その研修費用の一部を補助し、漁業者担い手確保を支援します。
⑥災害に強い漁港づくり	地震や津波、高潮等による大規模災害により、水産物の生産・流通機能が損なわれることから、水産物の安定供給に支障が生じないように、災害に強い漁港づくりを進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
漁業総生産額	億円	97.6	85.9	100
漁業後継者の就業支援者数 （期間累計）	人	—	18	28
新企画商品の開発（期間累計）	件	1	2	5

6 主要な事業

水産基盤整備事業 水産流通基盤整備事業 (尾岱沼漁港)	別海圏域の流通拠点として、「衛生管理体制の強化」、「安全で快適な漁業地域の形成」を目的に漁港を整備します。
水産資源増大対策事業	栽培漁業の維持と資源の適切な管理、漁場環境の保全と改善に向けた事業を実施します。
漁業後継者の就業を支援する事業	産業の担い手である漁業後継者の育成を図るため、北海道立漁業研修所の修了者に対し補助を行います。
既存施設を生かした種苗生産及び放流事業	ニシン等の種苗生産及び放流事業を引き続き展開し、ニシンについては漁獲量の安定を目指します。
水産物加工品流通強化事業	水産加工業者が安定した加工流通が行えるよう、加工機器等の導入を支援します。
水産業強化支援事業	漁業機器更新による漁家経営の負担軽減を図るため、漁家経営安定化のために漁業者に対して漁業機器導入を支援します。
水産系残渣再資源化・処理研究事業	ホタテ貝の将来的な安定加工のためにも町内で処分できるよう、ホタテ残渣の最適な処理方法についての研究に取り組みます。



4 観光の振興

1 現状

東京オリンピック・パラリンピックが開催され、さらに、アフターコロナや円安情勢が続くことにより、今後海外から日本がより一層注目を受け、インバウンド*の増加が想定される中、国内外からの観光客の都市部へのオーバーツーリズム*解消を促進することが求められています。また、観光客との関係性を強め、定期的に地域と関わりを持つ関係人口の創出に向けた取組も、新たに注目を集めています。

本町では、既にインバウンド観光を想定した外国語パンフレットを作成しているほか、2011年（平成23年）に道の駅おだいとう、2015年（平成27年）には野付半島に野鳥観察舎を整備するなど、観光施設の充実にも取り組んでいます。また、観光メニューとしては、農林水産業と連携した体験型観光を展開するほか、冬季における野付半島での氷平線ウォークやスノーモービル散策も展開しており、氷下待ち網漁見学ツアーなど観光メニューの創出にも取り組んでいます。

さらに、地域の関係団体と協働して、産業祭やえびまつり、あきあじまつり、潮干狩りフェスティバルなど、本町ならではの特産品にちなんだイベントも開催しています。

2 課題

景観を楽しむ観光だけでなく体験型観光も注目を集める中、ニーズに沿った観光メニューや持続可能な商品の開発が求められています。そのため、農林水産業と連携した体験型観光の充実や、文化にふれあう観光メニューを創出することが課題となっています。

本町は宿泊施設が不足しているため、観光客が滞留しない通過型観光地となっていることから、少しでも長い滞在を促し経済を循環させる仕組みづくりや、宿泊可能な施設の増加に向けた取組が必要です。

また、個人観光客に向けたPR方法の検討も必要です。

さらに、国内の観光客だけでなく、インバウンド観光客に向けた広域的な事業展開も視野に、国内外の観光客を呼び込むため、戦略的にデータの収集・検証を行う必要があります。

今後は、一度観光に来た方々にリピーターとなってもらうことも重要な課題であることから、衛生面等を意識した施設整備や観光地までの2次交通*の整備を関係機関と協議しながら推進する必要があります。

乳製品や海産物など、豊富な特産品がある一方で、その特産品を購入できる場所が不足している状況があることから、特産品の販売場所を整備する等、消費者の求めに応じて特産品が購入できる環境づくりが必要となっています。

ふるさと交流館の老朽化が進行しており、ふるさと交流館及びその周辺を含めた方向性について再検討を行う段階となっています。

*用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

3 施策の目的

交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向け、国内外の観光客の多様化・高度化するニーズに即した多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能を拡充するとともに、関係機関と連携し、広域観光体制づくりを進めます。

4 主要施策

①観光・交流資源の充実・活用 総合戦略	観光施設の整備・充実を進めるとともに、観光ガイドとの連携による体験型観光を推進します。また、地域資源を活用した地域団体との協働によるイベントを開催します。 また、特産品が購入できる環境づくりに取り組みます。
②新しい観光メニューの確立 総合戦略	自然・文化・人々とふれあう体験型観光の拡充に向けて、氷下待ち網漁の見学、フットパスなどを第一次産業と連携するとともに、新たな観光メニューの創出に取り組みます。
③PR活動の推進 総合戦略	本町の観光についてPRするため、SNS※を活用したPRを推進します。その他パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、メディア取材の受入及び情報の発信を推進します。
④広域観光体制の充実	地域一体となった観光振興施策の推進に向けて、東北海道や根室管内において広域的な連携のもと、観光ルートづくりや国内外へのプロモーションを実施します。
⑤滞在型観光の推進 総合戦略	各キャンプ場等の整備をすることで宿泊可能施設増加に取り組みます。また、本町の観光・交流の拠点であるふるさと交流館や周辺一帯の観光・交流機能の拡充に取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
観光入込客数（全体）	人	309,812	372,656	374,000
観光入込客数（外国人）	人	1,543	2,704	4,570
観光客宿泊客数	人	35,185	25,144	42,500
新規観光メニュー（開発） （期間累計）	数	2	5	6

6 主要な事業

観光施設整備事業	交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向け、観光施設の整備・充実を進めます。
観光推進の取組	本町の観光資源を発掘し、体験型観光推進のため観光メニューの創出に取り組みます。個人観光客を滞在させるためSNS※等を活用したPRを促進し、近隣市町と広域的に連携の上、地域を活性化させるための観光客の集客に取り組みます。

※用語解説「※」は、P.155～158を参照



5 商工業の振興

1 現状

商工業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを創出するものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。しかし近年、少子超高齢社会の進行による需要減少やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の浸透など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。また、全業種において人手不足が深刻化し、人材の確保が困難となっています。

本町では、中小企業振興基本条例に基づき、商工業の活性化に向けた各種活動を商工会等関係機関と連携しながら進めており、各種融資制度や人材育成事業による経営基盤の安定・強化や後継者育成を図っています。また、起業家支援事業により新規開業者や既存企業の新分野進出に対する支援、にぎわい商店街創造事業による商業振興体制の確立を図っています。

工業については、町の基幹産業と密接な乳製品製造業や水産加工業といった食品加工業を中心に展開されており、他団体等との連携や技術者の招へい、高機能加工機器の導入支援により、新たな商品や特産品の開発、海外進出に取り組んでいます。

また、新たに企業が事業所を開設した場合など、企業振興促進条例に基づき、企業の開発促進と発展を図るため、固定資産税減免等の措置を行っています。

2 課題

企業の人材育成を図る研修の補助については、町外だけでなく町内での研修開催についても支援を行うなど、企業にとって活用しやすい事業を推進する必要があります。

商工業振興に関しては、町融資制度に係る利子補給及び保証料補助の継続的な支援とともに、国や道の融資制度の情報提供も含め、周知と活用を促進する必要があります。また、起業や新産業創出に至る前後の支援や、町内業者の受注機会拡大、町内での経済循環の促進へつながるような事業の改善・拡充を図る取組が求められています。

さらに、このような中小企業振興行動指針に基づく施策については、中小企業振興審議会において意見を聴取するとともに、さまざまな経済指標等を利用し、効果を十分に検証しながら、商工業の活性化に向け更なる取組を検討する必要があります。

3 施策の目的

地域経済の活性化に向け、地域の特色を生かした産業を創出するとともに、既存企業が継続的に事業を行えるよう人材育成、経営体質の強化を促進します。

4 主要施策

①商工業機能の強化 総合戦略	各種融資制度の活用促進により、経営体質・経営基盤の強化を図るとともに、人材育成事業により後継者の育成等を推進します。また、新規開業者や既存企業の新分野進出に対する支援を推進します。
②商店街の環境・景観整備 総合戦略	既存商店街の環境・計画整備を行い、にぎわいの場の再生と創造を支援することで、誘客、販売促進へつなげます。
③商工業振興体制の確立 総合戦略	商工業の活性化に向けた各種活動を関係機関と連携しながら進めるとともに、さまざまな経済指標を活用し、商工業振興体制の強化に取り組みます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
新規開業者数	件	3	5	8
地域貢献中小企業支援事業（エコ型住宅建設促進事業）申請件数	件	53	31	65
空き店舗活用件数	件	4	1	1
町融資制度実行件数	件	50	41	40

6 主要な事業

起業家支援事業	新規開業や新分野への進出、空き店舗活用により地域活性化に取り組む起業家を支援し、町内での起業と雇用を促進します。
商店街活性化事業	誘客や販売促進など、商店街の活性化を図ることを目的として事業を実施する団体等を支援します。
町内中小企業活用推進事業	町内企業活用を推進するため、町民に対する支援事業を推進します。
町内中小企業金融円滑化事業	町内中小企業の経営基盤強化を図ることを目的として、金融の円滑化を推進します。
町内中小企業人材確保・育成事業（企業内人材育成事業）	町内中小企業の人材育成を図ることを目的として、研修等の参加を支援します。



6 雇用・勤労者対策

1 現状

わが国の経済は、コロナ禍の厳しい経済状況乗り越え、以前並みの景況水準を取り戻した状況にありますが、国際情勢への不安感や、円安の進行による資源価格の高騰は、経営環境における懸念材料となっています。

また、人手不足に対する対策として、多くの企業が生産性の向上を目指した投資や、賃上げに取り組むなど前向きな動きが見られますが、高騰する物価に賃金上昇が追いついていない状況にあります。

このような状況の中、結婚・出産・育児等によって離職した女性、障がい者や高齢者といったさまざまな人材が活躍できる労働環境づくりが求められる一方、経済・社会環境の変化に伴って、雇用期間の短い非正規雇用者が増加し、長期に雇用される者の数が絞り込まれる傾向があります。

本町でも全業種において人手不足が深刻化しており、高校生を対象とした就職や社会生活に関する懇談会の開催、地元企業に関する情報提供を行うとともに、4町通年雇用促進協議会と連携して、通年での雇用促進を図っています。

また、男女雇用機会均等法に基づき、雇用や待遇において、全ての人が等しく適切な評価を受けられるよう共同参画意識の普及・啓発を行い、労働者の雇用促進を図るとともに、労働条件や労働環境の改善に向けて事業主等への啓発を進めています。

2 課題

後継者や人手不足の深刻化により、休廃業せざるを得ない事業者が今後増加することも危惧されることから、いかに事業承継や人材確保を進めるかが今後の課題であり、そのための支援を一層進める必要があります。

企業の人材育成を図る研修の補助については、町外だけでなく町内での研修開催についても支援を行うなど、企業にとって活用しやすい事業を推進する必要があります。

また、本町では、高校卒業後、進学を希望する生徒が7割近くおり、生徒の大半が町外へ流出してしまうことから、一度町外に出た若者を町内へ呼び戻すため就職奨励金や奨学金の返納支援などの施策を推進する必要があります。このため、高校生だけでなく、大学生や専門学校生等への働きかけを検討する必要があります。さらに、小・中学生に対する地元企業との接点づくりや魅力を伝える取組も必要です。

女性、高齢者、障がい者の雇用や勤労者福祉については、商工団体等と連携して普及・啓発を行うとともに、雇用促進につながる取組を検討し、労働条件や労働環境の改善を図る必要があります。

3 施策の目的

町の持続的な発展に向けた労働力の確保と雇用の促進、全ての就業者が健康で快適に働くことができる労働環境づくりを進めます。

4 主要施策

①雇用機会の確保と地元就職の促進 総合戦略	町内事業者と連携し、高校生を対象とした就職等に関する懇談会を開催するとともに、「別海町企業マップ」による地元企業の情報提供を行います。
②就労者の確保 総合戦略	就職奨励金や奨学金の返納支援により町外に出た若年層を呼び戻し、町内就職を図るとともに、持続可能な企業活動となるよう、町内事業者の担い手の育成を進めます。
③就業環境の整備・改善	男女雇用機会均等法に基づく共同参画意識の普及・啓発や、労務管理に関する啓発を行うことで、勤労者の雇用の安定を図ります。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
高校新卒就職希望者のうち町内就職率	%	56	64	62
就職奨励金	件	—	—	10

6 主要な事業

町内中小企業人材確保・育成事業（次世代対策）	次世代の担い手である高校生等に対し、町内事業者の情報提供や勤労観の醸成を図るとともに、関係機関との連携を強化し雇用を促進します。
------------------------	--

第2章 人と自然が調和するまち

緑と水がきらめく 調和のとれた環境づくり



1 環境に配慮した自治体の形成

1 現状

地球温暖化の進行による異常気象の増加や生態系への影響、自然の減少や水質汚濁等の地域における環境問題の発生、東日本大震災に伴う原子力発電所等の事故発生により、地球規模での環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が更に高まっています。

本町では、ラムサール条約登録湿地である野付半島・野付湾、風蓮湖など世界的にも貴重な自然環境に恵まれ、こうした環境の保全活動を行っている団体に対する活動支援やエゾシカによる植生被害の防止と個体の有効活用を図る囲い罠による生体捕獲を実施しており、豊かな自然環境の保全に努めながら、これらを活用した観光事業にも取り組んでいます。

各河川流域においては、第1次産業関係団体等が協議会を組織し、水辺の環境・水質保全について情報交換し、相互理解を深めています。

また、自然環境の保護保全と公害の未然防止に対する意識を高めるとともに、地域の公害に対する関心及び自然環境保護意識の啓発に努めています。

さらに、地球温暖化を抑えることが極めて重要であるとして、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。こうした状況を踏まえ、本町においても2023年（令和5年）3月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標に向けて更なる取組を推進するため、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

地域で発生・排出されるバイオマスについては、「別海町バイオマス産業都市構想」に基づき、資源の循環活用を行うことで、再生可能エネルギーの創出や有機肥料等への変換に取り組むとともに、町内公共施設においても「別海町地球温暖化対策実行計画」を推進するため、照明器具のLED化等の各種省エネルギー対策に取り組んでいます。

2 課題

本町では、環境政策に関して、「別海町畜産環境に関する条例」及び「別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例」を2014年（平成26年）4月に施行しました。

今後も環境を守り、次世代へつなげるためにも、環境保全に取り組む関係団体を引き続き支援し、活動の拡大を促進する必要があります。

また、自然と共存できる新規観光メニューの創出に取り組むとともに、関係団体と連携しながら安全に観光できる環境を構築する必要があります。

野付半島ではエゾシカにより観光資源である草花の食害が発生しているため、今後も生体捕獲など個体数削減を継続することが必要となっています。

さらに、町内で発生する未利用バイオマスの利活用を加速させることで、脱炭素社会の構築と環境保全を推進していくとともに、ゼロカーボンシティの実現に向け、町民、団体、事業者と協力をしながら、別海町地球温暖化対策実行計画等に基づき、効果的な取組を推進していく必要があります。

3 施策の目的

町民・事業者・行政の協働により、豊かな自然環境を重視した自然と人間が共存するまちづくりを推進するとともに、持続可能な環境に配慮した自治体の形成を目指します。

脱炭素化社会を見据え、長期的な視点で再生可能エネルギーの導入拡大など、着実に脱炭素化を推進していきます。

4 主要施策

①自然環境の保全と活用	環境保全活動を行っているボランティア団体への支援を行います。エゾシカの植生被害が大きい地区では、囲い罠による生体捕獲を行うなど、自然環境の保全を進めます。また、自然環境や景観を活用した観光事業に取り組みます。
②環境保全意識の高揚	各河川流域の第1次産業関係団体等による協議会での研修会やリーフレット作成、小・中学生対象の自然環境保全及び公害防止ポスターコンクールにより、環境保全意識の高揚に取り組みます。
③環境保全活動の促進	環境保全に取り組む団体への活動支援や春と秋の一斉清掃活動を行うほか、漁業協同組合女性部の「お魚殖やす植樹運動」と連携し、農林漁業関係者及び地域住民参加による別海町植樹祭を開催します。
④ゼロカーボンへの取組の推進 総合戦略	LED照明等の省エネ機器の導入や、日々の電気使用量の削減等により「別海町地球温暖化対策実行計画」を推進するなど、ゼロカーボンシティの実現に向け、地域全体でゼロカーボンへの取組を推進します。
⑤環境問題への対応	自動車騒音調査を毎年実施するとともに、漁業者と連携の上、主要河川及び風蓮湖の水質調査に取り組みます。
⑥バイオマスの利活用 総合戦略	関係団体等と連携し、バイオマスの利活用を行い、再生可能エネルギーの創出に取り組みます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
自然環境に対する満足度 （まちづくりアンケートによる）	%	65.9	76.1	80.0
エゾシカ個体数の削減	頭	2,955	2,463	3,700
町内公共施設の温室効果ガス排出量 削減率	t-co2	12,302 (100%)	11,830 (96%)	8,675 (70%)
主要河川と風蓮湖における水質調査 実施率	%	100	100	100
バイオマスの利用量	t	84,340	95,305	118,403※

※「別海町バイオマス産業都市構想」において定める数値とし、同構想において数値の見直しがあった場合は、見直し後の数値に置き換えるものとします。

6 主要な事業

沿岸漁業振興のための漁場環境調査	風蓮湖内や前浜の生息環境・資源量調査及びさけます増殖河川に係る水質・生息環境調査を行います。
清流保全活動に関する事業	河川環境の保全を目的に川づくりに資する活動を行う団体に対して助成します。
エゾシカの被害対策に関する事業	町内の春駆除・秋駆除による個体数調整捕獲及び越冬地対策として野付半島・走古丹地域での囲い罠による生体捕獲を行います。
ゼロカーボン推進体制の確立	町内における温室効果ガスを削減するため、「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、町民、団体、事業者と協力をしながら、目標達成のためゼロカーボンの推進に取り組みます。
省エネ機器の導入等	カーボンマネジメント事業など、省エネ機器等への更新に係る事業を活用し、町内公共施設等の各種設備の更新を推進します。
バイオマス産業都市構想の推進	未利用のバイオマスの利活用を推進するため、関係団体と連携を図り、バイオガスプラント等への原材料の受入を増やし、資源の循環利用や再生可能エネルギー創出につなげていきます。



2 ごみ処理等循環型社会の形成

1 現状

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨ての社会を見直し、脱炭素社会の実現と環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の構築が求められています。

本町においては、現在18分別によるごみ収集を行っており、農家地区の収集回数や、ごみ収集ルートの見直しにより、収集の効率化を図るとともに、ごみ処理場における処理体制・方法の見直しを行ってきました。また、町広報紙において「ごみ減量化大作戦」コーナーを設けて継続して啓発を行ったほか、ホームページ等による啓発や「ふれあいトーク宅配講座」を実施した結果、焼却量と埋立量が大きく減少するとともに、SNS等のインターネットツールを活用した分別周知の実施など、可燃ごみの減量化に向けた取組が進んでいます。

さらに、「ねむろ自然の番人宣言」運動に伴う根室振興局管内の担当者会議により、啓発活動や不法投棄の監視体制についての情報共有が進んでおり、不法投棄を発見した場合は、速やかに調査し、必要に応じて警察と連携して対応しています。

し尿処理場については、計画的な維持補修事業による設備の更新を行うことで、現在も安定した施設の運営を行っていますが、施設稼働から40年以上経過していることなどから、今後の施設のあり方について速やかに方針決定する必要があることから並行して検討を進めています。

2 課題

ごみ収集・処理体制の充実及び廃棄物処理の適正化を図るために、必要に応じて手数料の見直しを進めるとともに、焼却量が減少している一方で、焼却コストは依然として高額であることから、経費の削減及び脱炭素社会を目指して更なるごみの減量化と再資源化を積極的に進める必要があります。また、分別方法を広く分かりやすく周知するため、SNS等の更なる活用を行うなど、分別への理解を深める必要があります。

不法投棄に対しては、「ねむろ自然の番人宣言」の運動を管内で連携して進め、監視体制を強化する必要があります。

し尿処理に関しては、施設稼働から40年以上経過しているため、今後の施設の在り方について速やかに方針を決定し、方針に沿った施設設備機器の維持補修や更新を計画的に実施し、安定的な処理体制を維持する必要があります。

3 施策の目的

町民・事業者・行政が一体となって、4R[※]への意識を高め、実行するとともに、ごみ処理・リサイクル体制を充実し、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を推進します。

[※]用語解説「[※]」は、P.155～158を参照

4 主要施策

①ごみ収集・処理体制の充実	収集回数、収集ルート of 適宜見直し及び収集車両の計画的な更新により収集の効率化を図るとともに、必要に応じて手数料の見直しを進めます。また、ごみ処理場における処理体制や処理方法も必要に応じて見直し、焼却量と埋立て量の減少に取り組みます。
②ごみ減量化・4 R 運動の促進	更なるごみの減量化に向けた分別等の啓発について、町広報紙やホームページによる周知、「ふれあいトーク宅配講座」の開催等を継続的に実施し、環境保全と資源の有効活用を推進します。
③ごみの不法投棄の防止	「ねむろ自然の番人宣言」関係機関との連携により、啓発活動や情報共有を図り、不法投棄の監視体制を強化します。
④し尿処理体制の充実	し尿処理場については、安定的に処理が行われるよう、施設の更新を踏まえた計画的な施設設備機器の維持補修や更新を実施するとともに、安定した収集を継続するため、収集車両の計画的な更新を行っていきます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
ごみの総量	t	4,991	4,464	4,019
もえるごみの量	t	2,944	2,623	2,393
町民一人一日当たりのごみ量	g	888	859	839
リサイクル率	%	33	32	35
ごみに関する学習会の開催数	回	16	6	16
不法投棄件数	件	14	15	10

6 主要な事業

最終処分場の長寿命化	ごみの分別推進強化により、排出ごみ量の減量化に努め、計画的な最終処分場の長寿命化を進めます。
4 R 運動の促進	4 R 運動を促進し、環境保全と資源の有効活用を推進します。
「ねむろ自然の番人宣言」による広域的な監視体制の連携強化	ごみの不法投棄を防止するために、定期的な広報での周知や情報提供を行います。 「ねむろ自然の番人宣言」関係団体を中核とした組織的な活動体制を充実するとともに、関係機関との連携を密にし、広域的な監視体制を強化します。
し尿処理場の維持補修	施設・機器の老朽化に伴う補修・改修を実施します。



3 公園等の整備と緑化の推進

1 現状

健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、スポーツや交流の場、子どもの遊び場であるとともに、環境・景観の保全機能を持つ重要な施設です。

本町では、町立公園（町民憩の森、鉄道記念公園、尾岱沼みなと公園、小野沼公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園）と別海、西春別、尾岱沼などの市街地に児童遊園地を設置しており、これらの公園を安全に利用できるよう、町内業者や地元町内会と連携し、適切な管理体制を構築した上で管理者による見回りや清掃、毎月の遊具点検、専門業者による年1回の遊具点検を行うとともに、老朽化した施設や遊具の補修・撤去等を計画的に実施しています。

緑化については、町内会や学校等に対する緑化事業の公募、学校施設内の植樹や花壇整備への支援、各町内会に花の苗等を配布する事業を実施しています。

霊園では、管理人を季節雇用することで、適正な維持管理を行っており、墓地についても地域の要望に応じた環境整備を実施しています。また、核家族化や少子超高齢社会の進行により、将来における墓の維持管理に不安を抱く声が高まっていることから、選択肢を広げることを目的として別海町合葬墓を建立し、2021年（令和3年）4月から供用を開始しています。

斎場については、中標津町外2町葬祭組合と連携し、火葬設備更新の維持補修事業を実施しています。

2 課題

各公園ともに経年劣化による施設の破損等がみられるため、今後も町内会等と協議しながら地域の実情を踏まえた適切な管理体制・方法を構築し、定期的な点検や必要に応じた補修を計画的に行う必要があります。また、施設整備や公園のあり方について、地域と協議しながら必要性を含めて検討を行う必要があります。

緑化については、市街地における花や緑を充実させ、景観形成を図るため、計画的な花壇整備や植樹を実施していく必要があります。

霊園・墓地については、各地の要望を聞きながら課題を抽出し、核家族化や少子超高齢社会に対応した管理を行う必要があります。

また、斎場については、中標津町外2町葬斎組合と連携し、計画的な施設の維持補修を行う必要があります。

3 施策の目的

町民が健康で快適な生活を営んでいくための場の確保と、緑あふれる豊かな環境づくりに向け、公園等の適切な整備・維持管理及びまちぐるみの緑化運動を実施します。

4 主要施策

①公園の整備	公園施設を安全に利用できるよう定期的な清掃、点検及び老朽化した設備の補修、更新を計画的に行います。
②維持管理体制の充実	公園の有効な活用を促進するため、地域住民との協働による維持管理体制を充実します。
③緑化の推進	各町内会に対する花の苗の配布や緑化事業の公募、学校施設内の植樹や花壇整備への支援など、まちぐるみの緑化運動を行います。
④墓地・斎場の維持管理の充実	霊園管理人を季節雇用することで、霊園の適正な維持管理を行い、墓地についても地域の要望を聞きながら、環境整備を行うとともに、適切な合葬墓等の運用を行います。また、斎場については、計画的な施設の維持補修を行います。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
施設遊器具の点検実施率	%	100	100	100
児童遊園地の協働による管理率	%	100	100	100

6 主要な事業

町立公園・児童遊園地の整備	施設、設備の点検、補修及び更新を計画的に行います。
緑化事業	快適な環境づくりに向け、まちぐるみで取り組みます。

第3章 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち

未来を拓く 誰もがやさしい地域づくり



1 健康づくりの推進

1 現状

わが国では、少子超高齢社会が急速に進行する中で、健康な状態で日常生活を営むことができるよう健康寿命を延ばすことが、いきいきとした人生を送る上での重要な課題となっています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加等により、健康阻害要因は多様化している状況です。

本町では、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防・早期発見につながる各種健（検）診の受診率向上に努め、生活習慣や食習慣についての学習機会を提供するなど、各種保健事業を展開しています。

加えて、妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して全ての妊産婦や乳幼児の健康状態を把握した上で、関係部署が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、学校保健と連携し就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めています。

また、母子健康センターでは、全ての妊産婦に対し妊娠初期から一貫して関わることで、安心して出産できるよう支援しています。

さらに、精神疾患の早期発見、治療の促進や地域生活を支援するため、相談や健康指導を行っています。

2 課題

各種健（検）診については、今後も受診率向上に向けて取り組むとともに、各種保健事業においては、保健・医療・福祉・教育機関の連携による総合的なサービスの提供により、子どもから大人まで全ての町民の健康管理意識の高揚を図り、自主的な健康づくりを促進する必要があります。

また、精神保健対策に関しては、精神疾患の内容や精神障がいのある方の社会共生に対する、町民への正しい理解と普及・啓発を推進するとともに、潜在している対象者への支援を確立するための体制づくりが必要となっています。

さらに、自殺死亡率※の高い本町においては、自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

3 施策の目的

全ての町民が健康でいきいきとした人生を送れるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実に取り組みます。

4 主要施策

①総合的な健康づくりの推進 総合戦略	「健康べつかい21」に基づいて、健康寿命の延伸にあたり、肥満の予防や運動習慣の推進、生活習慣病予防等の各分野で、関係機関と連携した健康づくり施策を推進し、数値目標の達成を目指します。また、感染症の発生及びまん延を防ぐため、各種予防接種を実施します。
②健康管理意識の高揚	健康相談などにより健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくりに関する情報発信をSNS、広報等を行い、町民の主体的な健康づくりを促進します。
③各種健（検）診の充実	今後も、関係機関と連携し、各種健（検）診の精度管理や取組内容の充実を図るとともに、受診率向上に取り組みます。
④母子保健の充実 総合戦略	全ての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や保健相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組むことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。また、不妊治療等を受けた者に対し、助成を行うことで経済的負担の軽減を図ります。
⑤精神保健対策の推進	町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、誰も自殺に追い込まれることのない別海町の実現を目指し、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」による各種施策を積極的に展開します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）		単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
成人の肥満率（20～60歳代の男性） （特定健診及び若者健診受診者を対象）		%	45.2	49.0	43.0
成人の肥満率（40～60歳代の女性） （特定健診受診者を対象）		%	25.3	24.4	25.0
子どもの肥満率（小・中学生）		%	14.1	19.1	15.0
妊娠中の体重増加著明者割合		%	35.4	28.6	28.0
妊娠の早期届出（11週未満）率		%	91.9	89.3	95.0
1か月時栄養法別授乳割合	母乳	%	66.4	46.9	90.0
	混合	%	30.3	43.8	
	人工	%	3.3	9.3	10.0
自殺死亡率（5年平均）		人	26.6	24.0	13.3

6 主要な事業

生活習慣病予防対策関連事業	各種健（検）診の実施や、健康相談、健康教育、保健指導による健康づくりを推進します。
妊婦・乳幼児支援関連事業	母親教室や育児教室の実施に加え、母乳外来、乳幼児相談、各種健診事業による妊婦・乳幼児支援を進めます。
精神保健関連事業	心の健康相談や学校訪問相談による健康づくりを推進します。
自殺対策関連事業	「いのち支える別海町自殺対策行動計画」に基づく、各種施策を推進します。

2 医療体制の充実

1 現状

わが国において、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るために、医療提供体制が重要な基盤となっています。こうした中で、少子超高齢社会の急速な進行とそれに伴う人口構造、疾病構造及び就業・家族構造の変化や価値観の多様化といった社会環境の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、誰もが安心して医療を受けることができる更なる体制の整備が求められています。

本町では、町立別海病院と2箇所の診療所を運営しており、2012年（平成24年）に建て替えを行った町立別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入を行っています。また、在宅医療として日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施しています。

病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供のため、既存医療機器の計画的な更新を行っているほか、新たにMRIなどを導入し、さまざまな患者に対応できる環境を整備しており、さらに業務の効率化に向けて、2020年（令和2年）に電子カルテを導入しました。一方、医療従事者、とりわけ医師の確保が急務となっています。

また、歯科医療は、医療上不便な地区に対応するため、町内2箇所に町立歯科診療所を設置しています。

さらに、道東ドクターヘリが2009年（平成21年）に運航を開始したことにより、早期の高度救命処置が可能となり、救命率の向上につながっています。

2 課題

今後も医師や看護師等の医療従事者の安定確保に努めるとともに、業務の効率化による健全な経営を図ることで、一次医療の安定的な提供を行う必要があります。

また、高齢化が進む中、他の医療機関と更なる連携を図る必要があります。特に、冬季はドクターヘリ離発着場の制限があることから、除雪を考慮した離発着場施設の確保が課題となっています。

3 施策の目的

医療ニーズの高度化や多様化に対応し、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、2024年（令和6年）に策定した「町立別海病院経営強化プラン」に則した各種取組により、地域医療体制の充実を進めます。

4 主要施策

①地域医療体制の充実	別海病院の医師や看護師等の医療従事者の確保を図り、患者サービスや診療内容を充実させます。また、民間の医療機関とも連携しながら、歯科診療や在宅医療等を充実します。
②健全な病院経営の推進	電子カルテの導入等により業務の効率化を図るとともに、経費の節減を行い、経営の健全化を進めます。
③救急医療の充実	近隣の医療機関との更なる連携強化を進め、高度化・多様化する救急医療体制を充実します。また、関係機関との協力によるドクターヘリの安定した運航体制づくりを進めます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
病床利用率	%	79.8	58.3	70.0
外来患者数（別海病院）	人	55,733	55,182	56,400
外来患者数（西春別駅前診療所）	人	10,296	7,885	8,300
外来患者数（尾岱沼診療所）	人	5,372	4,449	4,700
常勤医師数（嘱託医師を含む）	人	9	6	10
総収益対総費用比率	%	97.5	89.8	100

6 主要な事業

医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に整備します。
情報システムの整備	電子カルテの導入等を行い業務の効率化を図るとともに、医療過誤の防止、診療報酬算定の正確性の向上に取り組みます。



3 地域福祉の充実

1 現状

わが国では、少子超高齢社会、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、さらには、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの複雑化・多様化、格差社会の広がりなど、支援を必要とする人々を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっています。このような状況に適切に対応するためには、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に必要不可欠なものとなっています。

本町では、2028年度（令和10年度）までを計画期間とした「別海町地域福祉計画」を策定し、行政や社会福祉協議会をはじめ、各町内会及び事業者や団体、地域住民等の具体的な取組を掲げ、多様なニーズに対応するための各種制度の活用を推進するとともに、地域に密着したさまざまな住民参画型の各種福祉事業を展開しています。また、高齢者等の生活課題、福祉サービスの利用意向に応じる幅広い相談体制を整備し、NPO法人等が実施する共生型地域福祉拠点※事業により、世代や分野を問わない地域福祉の相互理解を図っています。

さらに、本町で生産製造された牛乳の給付や町内入浴施設を利用できる入浴券の給付、高齢者及び障がい者（児）等バス・ハイヤー共通利用券の給付など、健康増進及び社会参加を目的とした事業を実施しているほか、災害時に支援が必要な方の安全を確保するため「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」により、関係部署や関係団体等と連携して支援体制を構築しています。

2 課題

近年、核家族化や少子超高齢社会の進行により、地域との関わりが少なくなる世帯が増加し、また、地域住民が抱える課題は年々複雑化、複合化しており、今後においても世代や分野を問わない地域福祉の重要性が高まることが見込まれます。このため、高齢者や障がい者（児）、子どもや子育て世帯等が地域や社会から孤立することがないように、地域とのつながりを保つための参加支援や、必要な支援・サービスが届いていない人に支援を届ける取組等が重要であり、各種福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、地域福祉の推進役と位置づけられる社会福祉協議会との連携を強化する必要があります。

災害時要支援者の支援に関しては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」を推進し、制度登録者が減少傾向にあることから、福祉専門職等と連携し、要支援者の把握及び制度の周知に努めるとともに、各町内会及び民生委員・児童委員の協力を得て地域における役割を明確にし、更なる体制の充実を図る必要があります。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

3 施策の目的

町民の誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、地域で支え合う地域福祉を充実します。

4 主要施策

①相談体制の充実と地域支援体制の確立 総合戦略	地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、町内会やボランティア団体、民生委員、児童委員等の関係団体や民間事業者と、社会福祉協議会や行政が連携し、それぞれの役割に基づいた地域支援体制を確立するとともに、町民のさまざまな困りごとに対して相談できる体制整備に努めます。
②福祉意識の高揚 総合戦略	高齢者、障がい者（児）、児童などに一体的に福祉サービスを提供する共生型地域福祉拠点事業や、福祉イベントの開催等により、世代や分野を問わない相互理解と町民の福祉意識の高揚に取り組みます。
③社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活性化を促進します。
④人にやさしい環境整備の推進	高齢者や障がい者（児）などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。
⑤災害時要支援者対策の促進	「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」に基づき、関係部署や関係団体と連携しながら要支援者の把握や制度の周知を行い、地域における更なる支援体制の整備を促進します。
⑥福祉の向上	福祉牛乳、福祉入浴券、バス・ハイヤー共通利用券を給付し、健康及び社会参加の増進と福祉の向上に取り組みます。

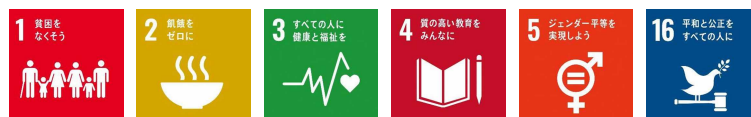
5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
共生型地域福祉拠点事業利用者数	人	1,080	1,067	1,300
福祉ボランティア登録団体数	団体	13	18	20
福祉牛乳給付者数	人	3,317	3,448	3,500
福祉入浴券給付者数	人	2,807	2,602	2,800
高齢者バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	697	900
障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付者数	人	—	250	300

※用語解説「※」は、P.155～158を参照

6 主要な事業

共生型地域福祉拠点事業の推進	高齢者や障がい者（児）、児童などが地域のコミュニティ活動の場において、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う事業を支援します。
福祉牛乳給付事業	高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の健康増進と福祉の向上を目的とし福祉牛乳を給付します。
福祉入浴券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の福祉の増進を目的とし福祉入浴券を給付します。
高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券給付事業	高齢者、障がい者（児）等の社会参加促進と福祉の増進を目的としバス・ハイヤー共通券を給付します。
災害時避難行動要支援者支援制度の活用	制度の周知を行い、支援が必要な人が支援を受けられるよう、町内会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携をとり、制度の活用を推進します。



4 子育て支援の充実

1 現状

わが国では、近年、少子超高齢社会の進行や核家族化の定着、保護者の就労環境の変化など、親子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

本町では、2024年度（令和6年度）までを計画期間とした「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて各種事業を進めています。

町内の公立・私立の認定こども園やへき地保育園と連携し、子ども・子育て支援法に基づく保育環境の整備を図っています。また、2022年度（令和4年度）からは乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）事業を統合した子育て支援センター事業により、育児教育や相談及び子育ての情報提供に努めています。さらに、保護者が就労している児童の放課後等の健全育成を目的とする放課後児童クラブの設置、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待等への対応、ひとり親家庭への支援など、各種子育て支援事業を実施しています。

子どもの医療費については、高校生までを無償化し、子どもの疾病の早期発見・治療を促進するとともに、子育て世帯の経済的負担の緩和を図っています。

また、町全体で子どもの誕生を祝福し、お祝いの気持ちを伝えることで、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化を図ることを目的とした祝金を贈呈する事業を実施しています。

2 課題

保護者の就労環境の変化等により保育需要が増加傾向にあり、保育に携わる人材の確保など保育環境の整備が必要となっているほか、子育てに不安を抱える家族の不安解消や家庭での教育力向上のため、親子が自由に交流できる場の提供なども必要となっています。

また、近年、子育ての不安やストレスにより精神疾患を発症するケースが多いことから、支援体制の更なる充実が求められており、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置が必要となっています。

今後も、子どもや子育て家庭を地域や町全体で支援するため、保健・医療・福祉・教育機関が一体となり、多面的な子育て支援施策を積極的に推進する必要があります。

3 施策の目的

次代を担う子どもが健やかに育つよう、「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して子育てができる多面的な子育て支援施策を計画的に推進します。

4 主要施策

①地域における子育て支援の充実 総合戦略	ファミリーサポートセンター事業や地域における預かり事業など、地域で支え合う子育て支援、住民相互活動を促進します。
②子育て世帯の経済的支援の充実 総合戦略	子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。また、子どもの誕生を町全体で祝福することにより、地域の活性化を進めます。
③教育・保育サービスの充実 総合戦略	全ての子どもの良質な成育環境を保障するため、私立認定こども園等と連携し、子ども子育て支援法に基づく保育サービスを充実するとともに、多様化する保育ニーズに対応した保育施設の整備等を計画的に行います。
④児童の健全育成 総合戦略	地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、民間運営による放課後児童クラブ運営支援を行うなど、子どもの居場所づくりを促進します。
⑤子育て支援拠点の充実 総合戦略	子育て支援センター事業により、家庭教育や育児相談など子育て支援の充実を推進します。また、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に「児童福祉」・「母子保健」の関係機関と連携を図り、情報を共有しながら、子育て不安などに対応するために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。
⑥児童虐待防止対策の推進 総合戦略	要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応を行います。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
子育て支援センター事業の利用者数（延べ人数）	人	4,431	2,073※	2,500※
児童虐待対応件数	件	18	53	50
ファミリーサポートセンター利用者数（延べ人数）	人	—	570	600

※中間実績、目標にはすくすく学級利用者を含む。

6 主要な事業

地域子ども・子育て支援に関する事業	子どもの健やかな育ちを守るとともに、地域全体で子育てしやすい環境づくりを目指し、別海町子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の取り巻く環境の変化に対応した各種事業を実施します。
こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備します。
子ども医療費の助成	子どもの疾病の早期発見・治療を促進するとともに、経済的負担の緩和に取り組みます。
出産祝金の贈呈	子どもの誕生を町全体で祝福することにより、子どもの健やかな成長を祈念するとともに、町の活性化につなげます。
学校給食費無償化事業	小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の給食費を無償化し、経済的負担の緩和に取り組みます。



5 障がい者（児）支援施策の充実

1 現状

わが国では、障がい者（児）に関わる制度改革を進め、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

本町では、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等給付費の支給や各種地域生活支援事業を実施し、障がいのある人が、地域の中で自ら望む生活が送れるよう、障がいの種類や程度に応じたサービス提供体制の確保に努めています。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、町職員を対象とした研修や、理解促進研修・啓発事業として、町民を対象とした各種イベント等を開催するとともに、町民や団体、学校の要望に応じて「ふれあいトーク宅配講座」として講師を派遣し、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取組を行っています。

相談支援体制については、より専門的な相談に対応できるよう町窓口で専門職及びピアカウンセラー※の配置や、町内の社会福祉法人等に相談支援事業を委託するとともに、2018年（平成30年）には、地域の社会資源を最大限に活用しながら、必要とされるさまざまな支援を切れ目なく提供するための「地域生活支援拠点」や「基幹相談支援センター」を広域で設置しています。

障がい児に関しては、「障がい児福祉計画」を策定し、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等給付費の支給や、児童デイサービスセンターを設置し、保健センターと連携の上、障がいや発達の遅れがある児童に対し、早期に療育支援を実施する体制を整備しています。また、恒常的に医療的なケアを必要とする「医療的ケア児」を支援するためのコーディネーターの配置や、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、町独自に利用者負担額を全額助成しています。

その他、保護者からの発達に関する相談に対し、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置及び専門機関の専門職による巡回療育相談や、各認定こども園及び小・中学校を巡回する事業等を実施しています。2024年（令和6年）現在、民間の児童発達支援事業所1か所及び放課後等デイサービス事業所が2か所開設され、更なる支援体制の整備が図られています。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

2 課題

今後においては、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、更なる福祉サービスの充実や保健・医療分野における地域での支援の必要性が高まっています。

障がいのある人が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活するための多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実や、福祉に携わる人材確保対策を行う必要があります。

また、医療的ケア児に対する支援や、発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者に対する支援体制の確保が重要となります。

さらに、共生型社会の実現に向けて、障がいについての正しい理解と認識を深めることが重要であるため、今後も広報・啓発活動の推進が求められています。

3 施策の目的

障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、全ての障がい者（児）とその家族が、いきいきと輝き共生する社会の実現を目指すための体制づくりを進めます。

4 主要施策

①障がい者（児）支援の 総合的推進 総合戦略	総合的な障がい者（児）支援を推進するとともに、今後も安定的なサービスが提供できるよう、人材の確保対策に取り組みます。
②教育・療育の充実 総合戦略	障がいのある子どもの発達を支援するため、地域の教育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育を推進します。 また、障害児通所支援事業を利用する保護者の経済的、精神的負担を軽減するため、利用者負担額を助成します。
③広報・啓発活動等の推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
子ども発達支援専門職巡回事業の利用者数	人	17	9	24
子ども発達支援センターの相談件数	件	39	31	50
施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数（期間累計）	人	1 （当該年度実績）	2	5※
福祉施設から一般就労への移行者数（期間累計）	人	0 （当該年度実績）	2	4※
理解促進研修・啓発事業の参加者数	人	109	未実施	150
障害児通所支援利用者負担額助成事業の助成者数	人	—	50	60

※中間実績に「別海町第7期障がい福祉計画」（2024～2026年度）における目標を上乗せした数値

6 主要な事業

子ども発達支援専門職巡回事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等に対し、臨床心理士等の専門職が学校等を訪問し、児童の生活状態の指導・助言を行います。
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者等の相談を受けるとともに、指導・助言等を行います。
児童デイサービスセンター事業	障がいのある児童とその保護者に対し、基本的な動作の指導や知識技能の付与、適応訓練等を行います。
地域生活支援事業	障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた地域生活支援サービスを提供します。



6 高齢者施策の充実

1 現状

わが国の人口減少や少子超高齢社会は今後も更に進行し、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれています。介護保険制度も高齢者を支える制度として定着する一方で、今後、利用者の増加や高齢者のみの世帯数の増加が見込まれており、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を送るための体制づくりが必要となっています。

本町も、人口減少や少子化の傾向にあり高齢者人口は増加し、要介護認定者数も増加が続いています。そのため、2023年（令和5年）に策定した「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」では、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を目指すための方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図ることとしています。また、地域支援事業や予防給付・介護給付、保健福祉サービス等についても、関係機関と連携しながら取組を進め、高齢者の生きがいがいづくりと社会参加の促進に向けて、各団体の活動や「ふれあい・いきいきサロン」運営事業者に対し支援を行っています。

高齢者に関わる施設においては、継続した施設運営が行えるよう支援を行うとともに、介護予防の推進を図り、通いを中心とした介護予防事業の展開や、通所リハビリテーションの事業内容を拡充するなど、利用者の利便性の向上に努めています。

このほか、緊急通報システムの活用や、高齢者の移動手段の確保対策について検討を進め、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めています。

全国的な介護員不足は、本町も例にもれず、各事業所において人員の確保に苦慮しているところです。このことから、各事業者の人員確保状況を適切に把握し、事業者間の協議体制を構築するとともに、介護職員確保対策事業の拡充を行い、介護員不足の解消に向けた施策を展開しています。

2 課題

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進や認知症支援対策の充実及び生活支援体制の整備を継続して行い、医療、介護及び地域の関係団体と連携を図る地域包括ケアシステムの構築を今以上にスピード感を持ち、進めることが重要となっています。

また、老人クラブ参加者の減少が課題であり、高齢者の生きがいや社会参加につながる環境づくりへの取組を強化する必要があります。

さらに、広大な町内の移動・交通問題に着目し、高齢者の移動手段を確保するための対策を検討する必要があります。

このほか、今後の高齢者増加に伴い、介護や支援が必要な高齢者が増えることが見込まれるため、地域全体で見守る体制づくりが求められています。

介護員不足の対応は、介護職員確保対策事業の更なる拡充と併せて、ICTなどの導入による介護員の負担を軽減する施策の検討なども重要となります。

3 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防から介護サービス、医療と介護の連携まで各種施策を総合的、計画的に推進します。

4 主要施策

① 高齢者支援推進体制の整備 総合戦略	「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりに合わせたサービスや、医療・介護・予防及び地域や関係団体と連携する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
② 地域支援事業の推進 総合戦略	地域ケア会議を活用し、在宅医療と介護連携、認知症施策の推進、生活コーディネーターの配置による生活支援サービスの体制整備を行います。
③ 予防給付・介護給付の実施 総合戦略	要支援認定者の要介護状態への進行を予防するための予防給付や、要介護認定者を対象とした居宅サービス、地域密着型サービス等の介護給付を適切に受けられるよう、サービスの提供体制を充実させます。
④ 保健福祉サービスの推進 総合戦略	高齢者の介護予防及び健康づくりを目的に、いきいき元気あっぷ健康体操教室を開催します。
⑤ 高齢者関連施設の整備・充実 総合戦略	今後、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに合った施設整備を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。
⑥ 生きがいづくりと社会参加の促進 総合戦略	各団体の活動や、「ふれあい・いきいきサロン」事業の参加を促すとともに、関係機関と連携しシルバー人材登録制度など、社会参加するための環境づくりや、就業機会の支援体制の検討を進めます。
⑦ 高齢者が住みよいまちづくりの推進 総合戦略	緊急通報システムの活用や、地域における見守り活動により高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。 また、高齢者の移動手段を確保するための対策の検討を進めます。
⑧ 介護職員の確保対策の推進 総合戦略	介護職員確保対策の拡充を図り、新たな雇用により介護職員不足の解消に努めるとともに、ＩＣＴの導入などにより介護員の負担を軽減する施策を検討します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
生活支援コーディネーターの数	人	—	5	8
「ふれあい・いきいきサロン」参加者数（3箇所 1日当たり）	人	17	30	35
介護職員初任者研修受講者数（期間累計）	人	86	44	90
地域密着型小規模多機能施設数	箇所	1	2	1

6 主要な事業

包括的支援事業の推進	地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護及び地域や生活支援を行う関係団体との連携したネットワークを形成します。
利用者ニーズにあった施設整備の推進	公的介護施設等基盤整備事業の活用により、介護など日常生活上の世話や機能訓練などのサービス提供を行う施設整備を進めます。
介護職員確保対策の拡充	奨学資金の奨励や、介護職員初任者研修開催のほか、介護事業所のニーズに合った介護職員確保対策事業を検討します。
老人福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター建設償還費に対する補助を継続します。



7 社会保障の充実

1 現状

国民健康保険制度は、わが国の国民皆保険の基盤となる仕組みとして、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、医療費の増大や少子超高齢社会の進行等を背景に、制度の安定的な運営が可能となるよう、2018年度（平成30年度）に市町村の単独運営から都道府県と市町村とが共に国民健康保険の運営を担うこととなり、また、北海道国民健康保険運営方針に基づき、2030年度（令和12年度）の全道保険料統一化を目指した加入者負担の公平化に向けた取組を進めることとなっています。

本町では、特定健診・特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりに取り組んでおり、レセプト点検の強化や医療費の適正化を進めるとともに、保険税については、滞納対策を強化した結果、高い収納率を維持しています。

後期高齢者医療制度は、北海道後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。このうち被保険者に係る健康診査については、広域連合から本町が委託を受け実施しているほか、医療制度の理解・促進のため、広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行うなど、広域連合と連携し、健全な制度運営を進めています。

また、国民年金制度は、広報紙やポスターを活用した啓発活動を推進し、年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権の確保を進めています。

生活困窮者からの相談は増加傾向にあり、本人からの相談や、民生委員・児童委員等からの情報提供に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業を実施している「なかしべつ生活サポートセンターよりそい」や、生活福祉資金貸付事業等を行う社会福祉協議会と連携し、生活保護に至る前の段階で、本人が自立した生活が送れるよう支援を実施しています。

2 課題

国民健康保険では、北海道国民健康保険運営方針、別海町国民健康保険事業計画に基づき、2030年度（令和12年度）の全道保険料統一化に向けた現行保険税（料）率と北海道が試算・算出している標準保険税（料）率との乖離・解消を図る必要があります。また、特定健診の受診率の伸び悩みや後発医薬品の使用率の維持・向上などの課題があるため、健診受診の必要性と後発医薬品の認知度などについて高める必要があります。

生活困窮者が抱える課題は多様であり、自ら相談することが難しい場合も想定されることから、地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチ※による早期支援につなげる体制づくりが必要となっています。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

3 施策の目的

全ての町民が生涯にわたって健康で文化的な暮らしを営み、安心した生活を送ることができるよう、適切な社会保障制度の運用や充実を進めます。

4 主要施策

①国民健康保険事業の健全化	北海道国民健康保険運営方針、別海町国民健康保険事業計画に基づき、2030年度（令和12年度）の全道保険料統一化に向けた取組を進めます。また、特定健診や特定保健指導等の保健事業を通じ、町民の健康づくりを進めるとともに、特定健診の受診率向上及び後発医薬品使用率が低水準であるため、認知度の向上に努めます。
②後期高齢者医療制度の円滑な運用	広報紙や「ふれあいトーク宅配講座」による啓発活動を行い、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、広域連合と連携し、健全な制度運営を推進します。
③低所得者福祉の推進	地域住民や関係機関と連携を強化し、アウトリーチによる早期支援につなげる体制づくりを推進します。
④国民年金制度の啓発	制度の正しい理解を深めるため、広報紙やポスターを活用した啓発や年金相談の周知を行うとともに、保険料の免除申請の活用により、年金受給権を確保します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
国民健康保険税収納率	%	98	98	98
国民健康保険特定健診受診率	%	37	36	45※ ¹
国民健康保険後発医薬品の使用割合	%	65	81	80※ ²

※1 「第3期別海町保健事業実施計画」（2024～2029年度）における目標

※2 「北海道医療費適正化計画」（第四期）（2024～2029年度）における目標

6 主要な事業

国民健康保険医療費適正化事業	特定健診の実施、健康づくりの促進とともに、レセプト点検の充実強化や、後発医薬品への切り替えの周知等に取り組み、国保運営の安定化を進めます。
後期高齢者医療制度啓発事業	後期高齢者医療制度の周知等に取り組み、健全な制度運営を行います。
国民年金啓発事業	啓発活動や相談の充実を図り、制度に対する正しい理解の浸透に取り組みます。
国民健康保険全道統一保険料化事業	2030年度（令和12年度）からの全道保険料統一化に向けた制度改正や運営方法に取り組みます。

第4章 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち

地域ぐるみで 心豊かなまちづくり



1 社会教育の推進

1 現状

少子超高齢社会の進行や情報通信技術の急速な発展等により、社会環境や家庭生活は大きく変化し、求められる学習ニーズが多様化しています。また、人生100年時代を豊かに生きていくために、全ての人が健康で、生きがいを持って暮らせる社会を実現する上で、生涯にわたって学習できる環境を整えることは、個人の人生を豊かにするだけでなく、学習成果を地域社会に還元することにもなり、魅力と活力ある地域づくりにつながっています。

本町では、身近な学びの拠点である生涯学習センターみなくるや各公民館、スポーツセンター、図書館等を中心に町民の多様な学習を支援するとともに、幅広い学習ニーズの把握に努め、さまざまな講座・教室・講演会等の学習機会の提供を行っています。

また、社会教育関係団体への活動支援を行い、自主的な社会教育活動を促進させるとともに、多分野の指導者の人材育成を進めています。

2 課題

西・東公民館及び郷土資料館をはじめとした社会教育施設の老朽化が進んでおり、緊急性や費用対効果を踏まえて計画的に改修や更新等を行う必要があります。

また、各社会教育施設では、幅広い世代のニーズを的確にくみ取り、学習機会を提供するとともに、活動に対する情報提供や相談用務についても、積極的かつきめ細やかに対応することが求められています。

図書館は、今後も継続して蔵書の整備を進めるだけでなく、利用者ニーズの多様化・高度化に応えられる情報・資料の提供が求められており、そのため新刊図書購入の継続やレファレンス※資料更新、基幹産業関連図書の購入・更新や郷土資料の収集保存にも力を入れる必要があります。

今後は、まちづくりの主体である町民の活動を支える地域の拠点として、生涯学習センターみなくるをはじめ各公民館の集約された機能が、地域や学校等に幅広く影響を与えられるよう「学校応援ボランティア」や、地域・学校協働における「地域コーディネーター」等の人材を活用し、町民と行政が一体となった地域づくりを行うことが重要となっています。

3 施策の目的

誰もが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、魅力と活力ある地域づくりにつながるため、子どもから高齢者まで全ての世代が学べる社会教育の環境づくりを推進します。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

4 主要施策

①社会教育関連施設の充実	西・東公民館及び郷土資料館その他の施設について、設備や機能等の老朽化がみられるため、計画的に改修や更新を行い、利活用を推進します。
②特色ある社会教育プログラムの整備と提供	町民のニーズを的確に捉え、事業や講座等を計画的に実施し、学習機会等の提供を図るとともに、町民に広く情報提供ができるよう広報・啓発活動を強化し、参加を促進します。
③図書館の充実	利用者ニーズの多様化・高度化に対応できる情報収集と資料提供に向けて、今後も蔵書整備を継続し、利用率の高い書架を整備するとともに、円滑なレファレンスサービス対応ができるように、司書などの適切な人員を確保します。また施設・機器の劣化により運営に支障を来すことのないよう、計画的に整備を進めます。
④団体等の活動支援と地域の担い手の養成	社会教育関係団体への活動支援として、学習環境の整備と機会の充実を図ることで、地域の人材を育成するとともに、学校応援ボランティア等を活用することで、学習の成果を学校や地域において発揮できるよう進めます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
生涯学習「ふれあいトーク宅配講座」講座開講数	件	42	33	50
学校応援ボランティア利用件数	件	15	12	16
公民館利用者数（生涯学習センター、西、東公民館）	人	70,006	57,760	58,000
公民館講座開設数	講座	23	31	26
寿大学受講者数	人	1,682	1,023	1,350
町民一人当たりの貸出冊数	冊	5.13	3.91	4.50
図書館でのお話会等への参加者数	人	168	119	150
図書館利用者数(移動図書館車・上西春別中開放図書室利用者を含む)	人	21,052	14,422	18,000
児童・生徒の朝読率	%	—	100	100

6 主要な事業

社会教育施設及び設備の延命化事業	西・東公民館及び図書館等の老朽化に対応し、2020年（令和2年）に策定した当該施設の「長寿命化計画」に基づき、計画的に補修改修を行い、住民サービスの向上に取り組みます。
読書普及事業	利用者ニーズに対応した図書及び資料の整備を継続するとともに各種イベントを実施し、読書意欲の向上と利用促進を図ります。
住民参画型社会教育プログラム事業	「学びの木」にある学ぶ機会の提供と地域住民との協働による特色ある事業を推進します。



2 学校教育の充実

1 現状

これからの社会は、I o T※やビッグデータ※、人工知能（A I）をはじめとする急速な技術革新やグローバル化、少子超高齢社会、消費社会等の一層の進展などにより大きく変化することが予想されています。

本町の学校数は、2008年（平成20年）5月当時、町立小学校11校（児童数1,004人）、中学校9校（生徒数467人）で、その後、2009年（平成21年）3月には豊原、美原小学校が、2016年（平成28年）3月には別海小・中学校が閉校となり、2018年（平成30年）5月現在においては、町立小学校8校、中学校8校となっています。今後の児童・生徒数についても減少が見込まれていることを踏まえ、小中一貫教育など新しい教育制度を見据えた学校の在り方について検討を進めています。

これまで、本町では、安全・安心な給食を継続して提供するため、学校給食センターを改築し、耐震化に向けた中春別中学校及び上西春別中学校の改築をはじめ、計画的な学校施設の整備を図っています。

また、2014年度（平成26年度）に入学者の減少により普通科が2学級となった地元北海道別海高等学校については、町及び各種関係団体による要請活動の実施や各種支援事業を推進し、2017年度（平成29年度）から入学者募集時の普通科3学級が確保され、寄宿施設への助成をはじめとする各種支援事業を推進しています。

さらに、本町における学校教育の充実に向けて、社会変化に対応したI C Tを活用した教育など教育内容の充実、A L T※の配置など国際化への対応、心の問題への対応、子どもの安全対策及び教育環境の整備等を積極的に進めています。

2 課題

変化が激しく、今後の予測が困難な時代の中、本町の将来を担う子どもたちの、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育むことが喫緊の課題となっています。

このような状況の中、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として、心身共に健やかに成長することができる教育環境づくりが強く求められています。

このため、幼児教育の一層の充実、主体的で対話的で深い学びに代表されるアクティブ・ラーニング※を視野に入れた特色ある学校教育活動の推進をはじめ、特別支援教育の充実や心の問題への対応を引き続き推進する必要があります。

また、老朽化した学校施設設備については、小中一貫教育を推進する町の方針を踏まえた計画的な整備が求められています。

さらに、学校、家庭、地域及び関係機関等が連携した子どもの安全性の確保、地域と共にある学校づくりを進めるコミュニティ・スクール※の推進、地域の特性を踏まえたふるさとキャリア教育、高等教育支援等の充実など総合的な取組を一体的に進める必要があります。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

3 施策の目的

次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設及び設備の計画的な整備や、地域の特性を生かし、地域が一体となった総合的な教育環境の向上に取り組みます。

4 主要施策

①幼児教育の充実	2018 年度（平成 30 年度）施行の幼稚園教育要領の中で示されている「幼児期の終わりまでに育って欲しい幼児の姿」の達成に向けた教育環境の整備を推進します。 また、義務教育との連携には、「生活する力、学ぶ力、かかわる力」の育成に重点を置いた別海版接続カリキュラムを一層活用し、就学段階における学びの連携を強化します。 さらに、園児が安全で快適な環境で学ぶことができるよう施設及び設備の計画的な整備を進めます。
②学校教育の充実 総合戦略	基礎的な学力向上や個性・創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努め、学習指導要領で示す「主体的・対話的で深い学び」に代表されるアクティブ・ラーニングを視野に入れ、学力、体力、生活力の向上を柱とした取組を進めます。 また、学びの土台となる力を伸長するため、N I E※活動の推進、読書活動の推進、I C Tを活用した教育の充実等を進めます。 さらに、小学校 3、4 年生の外国語活動、5、6 年生の外国語科に対する、A L Tの派遣など、小・中学校を含めた外国語学習の指導体制の整備・充実に取り組みます。
③学校施設及び設備の整備	学校施設及び設備の老朽化等の状況を把握し、中長期的な方針を定めた「別海町学校施設等長寿命化計画」及び本町の将来を見据えた学校配置の方針を定めた「小・中学校適正配置計画」に基づき整備を進めます。特に優先的な施設更新を計画している別海中央小学校及び別海中央中学校は、小中一貫教育を推進する町の方針を踏まえ、義務教育学校として整備を進めます。 また、教職員住宅については、使用料及び管理経費の検証や、老朽化、利用状況等の実態を把握し、計画的に整備を進めます。 さらに、道が定める方針等に基づく教育の情報化の推進に向け、学校における I C T環境の整備を進めます。
④特別支援教育の推進	町の教育支援委員会を中心に、町内の公立・私立の認定こども園、へき地保育園及び小・中学校における日常観察の実施、臨床心理士と連携した小学校就学前の 5 歳時の教育相談など、関係機関との連携のもと、必要な支援や適切な指導の充実に取り組みます。 また、特別支援教育支援員の適切な人員確保と計画的な配置を推進し、教育支援体制を整備します。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

⑤心の問題への対応	別海町子どものいじめ防止に関する基本方針等を踏まえ、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、「ふれあいるーむ」の指導員等の連携により教育相談を充実します。 また、教育支援センター「ふれあいるーむ」の体制強化を図り、町内全域の児童・生徒を十分に支援する体制づくりを進めます。
⑥学校給食の充実	2020年（令和2年）4月から新しい学校給食センターの運用を開始しています。新しい学校給食センターでは、地産地消の取組や各学校等と連携した食育の場として活用し、今後も安全・安心な学校給食の提供を行います。
⑦スクールバスの効果的な運行	広大な地域特性から、学校教育に欠かせないスクールバスについては、今後も児童・生徒に負担の少ない効率的な運行を行います。また、安全運行のため車両劣化状況を見極め、計画的な更新を行うとともに、仕様や適切な台数について検討を進めます。
⑧子どもの安全性の確保	学校管理下や登下校時に児童・生徒が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、別海町通学路交通安全プログラムや災害マニュアル等に基づき、子どもたちの安全性を確保します。
⑨学校と地域の連携 総合戦略	「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、地域住民が学校運営や必要な支援について協議を行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。 また、地域の特性を踏まえた体験活動、ふるさとキャリア教育、小中一貫教育等について、学校と地域が連携した取組を推進します。
⑩高等教育支援等の充実 総合戦略	地域活性化や本町の経済振興を支える人材の育成を進めるため、地元別海高等学校への支援として、寄宿施設への助成をはじめ各種支援事業を推進するとともに、高校と町内各中学校が交流する機会を促進し、今後も魅力ある高校として選択できる環境を整え、普通科3学級の確保及び酪農経営科の増員につなげます。 また、保護者の経済的な負担軽減のため、奨学資金制度により高等教育機関への就学支援に取り組みます。
⑪学校における働き方改革の推進	北海道教育委員会の方針を踏まえ、本町が定めた「学校における働き方改革業務改善計画」等に基づき、部活動休養日及び学校閉庁日の取組を推進するとともに、部活動地域移行の検討等、関係機関と協議を進め、連携を図り、全ての学校における働き方改革を計画的に推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
児童・生徒用図書の充足率（小中合計）	%	89	99.1	100
地元食材を活用した給食の回数（地産地消）	回	21	41	50
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している学校割合	%	0	100	100
北海道別海高等学校普通科の間口確保	学級	3	3	3
酪農経営科生徒数	生徒数	10	12	40
学校閉庁日を年9日以上実施している小・中学校の割合	%	—	100	100
部活動休養日を完全に実施している部活動の割合	%	—	100	100

※酪農経営科生徒数の2028年度（目標）数値の『40』は、北海道教育委員会が策定した「公立高等学校配置計画」（2024～2026年度）において、募集学級数が1学級（40名）と決定されていることから目標値としているものです。

6 主要な事業

児童・生徒の生きる力向上につながる事業	子どもたちの「生きる力」向上のため、別海型の授業・教育環境の構築を目指し、教師の「教師力の向上」と児童・生徒の「学力の向上」「生活力・体力向上」に向けた取組を推進します。
児童・生徒の読書活動推進事業	学校図書館図書を継続的に整備し、児童・生徒の読書活動を推進します。
A L T による外国語授業の充実事業	学習指導要領に基づき、小・中学校におけるA L T（外国語指導助手）を活用した外国語授業の充実を推進します。
学校施設及び設備の整備事業	老朽化等の状況を把握し、中長期的な方針を定めた「別海町学校施設等長寿命化計画」に基づき学校施設及び設備について計画的に整備を進めます。特に優先的な施設更新を計画している別海中央小・中学校は、校舎一体型の義務教育学校として整備を進めます。
スクールバス更新事業	安全運行のため、車両の劣化状況を見極め、計画的なスクールバスの更新を行います。
別海型コミュニティ・スクール推進事業	地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。
北海道別海高等学校への教育支援事業	寄宿施設への助成をはじめ各種支援事業を推進し、地域特性を踏まえた魅力ある高校として選択できる環境を整え、普通科3学級の確保及び酪農経営科の増員につなげます。

3 青少年の健全育成

1 現状

近年、少子化や核家族化の進行、社会環境の変化により、青少年期の親子のふれあい不足や基本的な生活習慣の確立不足、地域社会での人間関係の希薄化、異なる年齢間での交流の減少等が指摘されており、本町においても同様な状況にあります。

そのような環境の中、特にスマートフォンやインターネットなどメディアとの付き合い方をコントロールする授業については、例年、各小・中学校、高校を巡回し、児童・生徒だけではなく保護者に対しても実施しています。

また、体験・交流活動に関しては、子ども会事業や、公民館・郷土資料館・スポーツセンター事業等のほか、友好都市である枚方市の中学生と本町の中学生が相互に隔年で訪問を行う「少年少女ふれあいの翼事業」を継続しており、異なる文化、自然、産業を体験するとともに、互いの交流を図っています。

さらに、町内の小・中・高で組織している音楽団体が一堂に会す「別海町小中高校合同音楽祭」を開催するなど、児童・生徒の各種発表の機会の充実を図っています。

2 課題

道内各地ではインターネットを介した犯罪等に巻き込まれる事案が増加しているため、今後は、こうした事案の発生を予防するため啓発活動を行う必要があります。

特に、通信機器による情報の発信や入手はどこでも・誰でも可能となりましたが、安心安全に使用するための働きかけは今後の大きな課題となっています。

早寝・早起きなどの生活習慣に関しては、子どもたちの生きる力に関わる重要な課題であるという認識に立ち、今後も家庭・学校・地域が連携して粘り強く取り組んでいく必要があります。

青少年を対象としたスポーツ活動や体験等の教室・講座の実施にあたっては、単に種目や目的にとらわれず、町への郷土愛を育むために、地域の歴史や文化、自然等に触れる機会を設け、ふるさとを学ぶ機会の充実を図る必要があります。

3 施策の目的

青少年が本町の次代の担い手として、豊かな社会性を養い、健やかに成長できるよう、地域全体で見守り、育てる健全育成活動を積極的に推進し、郷土愛を育みます。

4 主要施策

①まちぐるみでの青少年健全育成体制の確立と教育力の向上	スマートフォン等の適正な利用や、インターネットを介した犯罪の発生を未然に防止するための活動を展開します。 また、生活習慣改善・メディアコントロール※においては、学校・家庭・地域との相互理解と協力が重要であり、町全体での取組を進めます。
②青少年の体験・交流事業等の促進	伝統文化を通じた異世代の交流や友好都市との交流事業、青少年を対象とした教室・講座の開催等により、青少年にさまざまな体験や交流、職業体験の機会をつくります。
③青少年団体の育成	交流、研修の機会を提供することで、青少年のリーダー養成や指導者の育成・確保に努めます。
④スポーツや文化活動を通したふるさと学習への取組	スポーツ少年団活動や、スポーツ協会及び文化連盟の教室や講座、イベント等において、町の歴史、文化や自然に触れる機会を増やし郷土愛を育む取組を促進します。

総合戦略

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
メディアコントロール授業の実施数	回	3	3	3
メディアコントロールWEEK時の小学校高学年の1日当たりのメディア利用平均時間	分	118	145	110
青少年対象の体育的事業数	回	6	11	9
青少年対象の歴史や文化、自然体験を組み入れた事業数	回	11	11	14
子ども会育成者数	人	199	198	200

6 主要な事業

児童・生徒の生活習慣改善を啓発する事業	スローガン「早寝・早起き・朝ごはん・テレビを止めて外遊び」「スイッチOFF22」を主眼としたメディアコントロールの取組を推進します。
中学校生徒による友好都市との交流事業	友好都市である枚方市の中学生と、本町の中学生との交流により、青少年の健全育成と将来のまちづくりに生かします。
社会教育団体への支援と育成事業	団体への補助金等の交付だけではなく、町の歴史や文化、自然等にも触れる事業への展開により、郷土愛を育てます。
体験学習事業	中央・西・東の3公民館にて、小学生を対象に学校や家庭で体験できない野外活動・社会活動・交流活動の拡大を図り、生きる力を育みます。
子どもまつり事業	地域の協力のもと、3公民館が「こどもの日」の時期に合わせて実施する、親子で参加できる各種催しを通し、地域との連帯感と青少年の健全育成に取り組みます。
郷土資料館サマースクール・ウィンタースクール事業	郷土の歴史や自然を理解する心を持たせるとともに、21世紀の本町の未来を探究させる心を育てます。

※用語解説「※」は、P.155～158を参照

4 地域文化の振興

1 現状

芸術・文化は、人生に楽しみと潤いをもたらし、地域の活気と魅力を引き出すことに大きな役割を果たしており、一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指すためにも、更なる地域文化の振興を図ることが求められています。

本町では、生涯学習環境の充実を目指し、町民に対し生涯学習センターみなくる及び西・東公民館での学習機会等を提供しています

文化財では、指定文化財が国2件・道1件・町16件の計19件あり、埋蔵文化財包蔵地は88か所が確認されています。国の史跡である旧奥行臼駅通所と、2024年度（令和6年度）に国の天然記念物に格上げとなった西別湿原ヤチカンバ群落については、専門の検討委員会を設置し、今後の保護・活用策の検討を行っています。

国の登録文化財制度に準じた「別海町歴史文化遺産」は、19件を認定しており、順次解説看板設置などの整備を進めています。

指定・未指定の文化財を保存・公開する施設としては、郷土資料館、郷土資料館附属施設加賀家文書館、郷土資料館豊原分館があります。

2024年度（令和6年度）には、文化財保護法に基づく歴史文化の保存・活用に関する総合的な計画である別海町文化財保存活用地域計画を策定しています。

各地区においては、文化協会や公民館運営審議委員、分館推進委員が中心となり特色のある文化祭を毎年開催するとともに、文化講演会や芸術及び音楽鑑賞事業等を開催するなど、町民の身近なところで芸術・文化に触れることができるよう事業を実施しています。

また、町内で活動する芸術・文化団体を育成するため、指導助言を行っているほか、町民文化の普及振興に貢献された町民（団体）を表彰しています。

2 課題

人口減少や少子高齢社会の進行、ライフスタイルの多様化など、地域のつながりが希薄化する中で、今後文化財をどのように守り、継承していくかが大きな課題です。また、町民の文化財に対する興味・関心は必ずしも高くないことから、積極的な情報発信が不可欠です。

奥行地区には史跡旧奥行臼駅通所を筆頭に交通遺跡が集中していることから、着実に整備を実施していく必要があります。国の天然記念物となった西別湿原ヤチカンバ群落は、まず個別の保存活用計画を策定した上で、保護方策を講じることが求められます。

郷土資料館は、本館及び豊原分館の整備方針を検討し、老朽化に対処することが必要となります。

文化祭に関しては、サークル数の減少や会員の高齢化、活動内容の固定化に伴い、新しいサークルの発掘や新たな種目を提示する講座の開催等が必要な状況となっています。また、現行団体に対して、継続的に活動が展開されるよう積極的に支援を行う必要があります。

2022年（令和4年）に運用が開始された生涯学習センターみなくるを中心に、実施される芸術・文化の鑑賞にも大きな期待があることから、今まで以上に町民のニーズに即したイベ

ント・講座等を実施することが課題となっています。また、芸術文化に触れる・学べる機会を増やすため、近隣市町や関係団体等と連携しながら、芸術文化の講演等の鑑賞支援を拡充する必要があります。

3 施策の目的

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層推進するとともに、貴重な文化財の保存・活用を進めることで、町民が多種多様な文化財に親しみをもち、町の魅力を再認識し、誇りを持って住み続けられる町を目指します。

4 主要施策

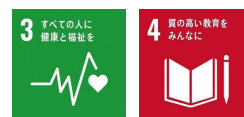
①芸術・文化施設の整備 充実	西・東公民館の老朽化に伴う整備を進めます。郷土資料館は、本館及び豊原分館の整備方針を検討し、老朽化に対処します。
②文化財保存公開施設の 整備充実	郷土資料館は、本館及び豊原分館の整備方針を検討し、老朽化に対処します。地域活性化に資する施設を目指します。
③文化遺産の保存と活 用	奥行地区の交通遺跡を地域の活性化に活用するため、整備を進めます。西別湿原ヤチカンバ群落については、保存活用計画の策定に向けて調査を進め、保護対策を講じます。また、町内各地の文化財を公開し、必要な整備を行います。
④芸術・文化団体、指導 者の育成	町内で活動する芸術・文化団体の育成と支援を目的とした指導・助言等を行うとともに、町民文化の普及振興に貢献した方の表彰を行います。
⑤芸術文化イベント等 の充実	各団体等と連携し、地区ごとや町全体の文化祭を開催するほか、文化講演会やコンサートの開催など、身近で芸術・文化に触れる機会を拡充します。また、近隣市町で開催される芸術文化講演等の鑑賞支援を行います。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
文化財施設の入場者数	人	1,492 (2013年度)	2,413	3,000
文化祭の参加者数	人	12,341	7,559	10,150
芸術文化講座開催数	講座	5	14	8
郷土資料館入館者満足度	%	83	82	90
郷土資料館関係事業満足度	%	95	95	95

6 主要な事業

総合文化祭・地域文化祭事業	地域間や異世代間の交流や特色ある芸術文化活動を通じて、町民が一体となったまちづくりのため、文化祭を開催します。
芸術文化鑑賞事業	町民が芸術文化への関心と理解を深めるために、その機会を提供する芸術文化鑑賞を拡充します。
文化団体活動支援事業	文化団体の運営を支援し、各種大会に出場する団体に対して派遣費を助成します。
郷土資料館整備方針の策定事業	老朽化の進んでいる、郷土資料館本館及び豊原分館の施設整備方針を検討し、計画的な整備を進めます。
郷土資料館が実施する各種事業	講座・講演会等を開催し、郷土の歴史・文化に触れる機会を拡充します。
奥行臼史跡公園整備事業	奥行地区に集中する3つの交通遺産を核とした整備を進め、交流人口の拡大を推進します。
天然記念物西別湿原ヤチカンバ群落保存整備事業	保存活用計画策定に向けて調査を進めるとともに、策定後は保護対策を講じて恒久的な保存に取り組みます。



5 スポーツの振興

1 現状

スポーツは、健康増進や体力向上だけでなく、楽しく活動することにより、気分転換や仲間づくりにもつながり、明るく豊かで活力に満ちた地域社会をつくる上で、大きな役割を担っています。そのため、競技性だけを求めるのではなく、町民の健康づくりや体力づくりの面からもスポーツの振興に取り組んでいます。

本町では、スポーツ施設の中核を担う町民体育館の大規模改修をはじめ、老朽化の進むスポーツ施設の計画的な修繕を実施し、スポーツ施設機能の充実と利用の促進を図っていますが、人口の減少に伴い、施設全体の利用者数は減少傾向にあります。

2014年度（平成26年度）には総合スポーツセンター施設に「指定管理者制度」を導入したことにより、施設の管理だけでなく、町民のニーズに対応したスポーツ教室の開催、施設開放時間の延長によるサービス向上を図っています。また、著名なスポーツ選手を招き、競技力向上セミナー等を開催して、アスリートの養成を目指すほか、健康管理や栄養管理の必要性について学ぶ機会を設け、町民の意識の醸成を図っています。

また、道内最古の歴史を誇り、道東地区唯一の公認フルマラソンコースで実施する「別海町パイロットマラソン」やスポーツ合宿の受入は、スポーツの振興のみならず、本町のPR効果や宿泊業・小売業への経済効果をもたらしています。

2 課題

スポーツ施設数が多いため、改修計画を定め、順次改修等を実施することが求められています。また、人口減少や少子化、高齢化によるスポーツ人口の減少が進む中、競技者や指導者の確保と育成が大きな課題となっています。

利用者数については、一部の施設を除き減少傾向にあることから、今後は各施設を利用した健康づくりプログラムを実施するため、ニーズの収集や情報提供を図る必要があります。また、申込数が少ない事業や年々申込数が減少傾向にある事業もあることから、事業内容について見直しを行うとともに、広報・啓発活動を強化し、スポーツ人口の底上げを図る必要があります。

スポーツ少年団や、スポーツ協会の会員数は少子化や高齢化により、年々減少し始めており、活動に支障を来している団体も増えていることから、指導者の育成や支援とともに、町民へのスポーツの生み出す効果や魅力を発信することが今後の課題となっています。

パイロットマラソンの参加者数は、全国的なマラソンブームが落ち着き、近年は横ばい傾向でしたが、コロナ禍による中止を経て3年ぶりに開催された2022年度（令和4年度）大会、及び2023年度（令和5年度）大会においては、全国各地で開催されている他の多くのマラソン大会同様、コロナ禍前の水準には届いていない状況にあります。

このため、現在の参加範囲から新たに小学校低学年等が参加できる種目を設定するなど、参加者の確保に向けた取組を行う必要があります。

3 施策の目的

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じてスポーツを楽しみ、健康づくりとスポーツ交流による活力ある地域づくりにつなげられるよう、活動の場と機会の充実に取り組みます。

4 主要施策

①スポーツ施設の整備 充実・有効活用 総合戦略	特に大きな設備を伴う町民温水プールをはじめ、老朽化が進んでいる施設の改修計画を策定し、順次計画的な改修等を行い、利用の促進と拡大を進めます。
②多様なスポーツ活動 の普及促進 総合戦略	屋外施設を利用した健康づくりプログラムを実施するため、町民のニーズの収集や情報提供を行います。また、手軽にできる軽スポーツやニュースポーツの普及と紹介を随時実施し、スポーツ人口増加に向けた取組を推進します。
③スポーツ団体、指導者 の育成と強化	スポーツ協会やスポーツ少年団等の各種スポーツ団体が交流できる機会の充実に図り、競技の枠を超えた理論の共有と各団体の活発化を促します。また、競技力向上セミナー等を開催し、競技者と指導者の意識を向上します。
④スポーツイベントの 充実	スポーツセンター指定管理者と連携し、町民のニーズに合わせたスポーツ教室等を開催するとともに、広く情報提供ができるように広報・啓発活動を強化し、参加を促進します。
⑤スポーツによるまち づくり・交流活動の促 進 総合戦略	スポーツ合宿受入協議会への支援や、施設整備等による機能の向上を図り、誘致活動を推進するとともに、宿泊施設の確保やその方法についても検討します。また、「別海町パイロットマラソン」を通じて、全国へ本町のPRを行い、スポーツによるまちづくりを促進します。
⑥スポーツを通したふ るさと学習と郷土愛 の育成	競技の技術向上だけに固執することなく、スポーツを通して地域の歴史や文化、自然に触れる機会を創出するとともに、積極的にボランティア活動への参加も促進します。また、各取組を通じて、ふるさとを知ってもらい、郷土愛を育みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
スポーツ施設の利用者数	人	160,902	125,836	161,000
パイロットマラソン参加者数	人	1,522	1,069	1,600
健康づくり事業への参加者数	人	877	808	900
指定管理者の主催事業数	回	1	7	7
スポーツ少年団の指導者数	人	176	110	170
スポーツ協会の会員数	人	1,011	688	680

6 主要な事業

屋外スポーツセンター施設の改修事業	町営スケートリンクや野球場、パークゴルフ場等の老朽化等の状況を把握し、中長期的な視点で改修や修繕を計画的に進めます。
スポーツ団体活動支援事業	スポーツ団体の運営を支援し、各種大会に出場する団体に対して派遣費を助成します。
パイロットマラソン開催事業	マラソンを通して全国に町のPRを行うとともに、全国のランナーとの交流から、まちづくりにつなげられる大会運営を進めます。
子どもの体力向上事業	スポーツセンター指定管理者と連携し、スポーツセンター祭りやチャレンジスクール等の開催により、スポーツをする子・しない子の二極化を解消します。
コンビニスポーツ教室の普及	「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも」という生涯学習の観点に立ち、身近なスポーツ教室を普及します。

6 交流時代への対応

1 現状

少子超高齢社会、経済のグローバル化、交通ネットワークや情報・通信分野等の進展により、多くの地方自治体でも地域の活性化や人材育成、さらには多様な視点を持ったまちづくりを進めることを目的に、国内外での交流が活発に行われています。そのため、近隣自治体及び道内市町村との連携のみならず、人的・経済的交流を活発化させることで人材育成、地域政策及び産業振興につなげる交流がますます重要な取組となっています。

本町は、大阪府枚方市から本町酪農家へ嫁いだ方の働きかけが契機となり、1987年（昭和62年）に枚方市と友好都市宣言を行っています。枚方市をはじめ近郊都市からは、本町の酪農の後継者不足問題を解決するため「菊と緑の会」を通じて、パートナーを迎え入れているほか、物産展の交流、ふれあいの翼事業による児童・生徒の交流、スポーツ交流を活発に展開しています。また、1994年（平成6年）には、枚方市と友好都市提携している沖縄県名護市、高知県四万十市と共に、友好都市サミット協議会を設立しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、交流活動が一時的に停滞する時期もありましたが、情報化の進展に伴い、WEB会議など、デジタル技術を活用した新しい形の交流を進めています。

また、スポーツ合宿受入協議会による実業団や大学などのスポーツチームの受入やインカレねむろ事業推進協議会による大学ゼミ合宿受入など、合宿誘致活動の推進により、町のPRや地域経済の振興、交流人口及び関係人口の増加に取り組んでいます。

2 課題

枚方市とは、長い交流の歴史を経て、人材育成、担い手対策、物産事業など幅広い交流活動を展開してきました。同様に、名護市、四万十市との交流を活性化させることで、自治体経営の新たな気づきや多様な視点を持った人材育成、経済活動のきっかけとなる物産交流など、新たな取組の創出が求められています。

スポーツ合宿の受入に関しては、今後も力を入れる必要がある一方で、合宿実施時期と観光シーズンが重なるため、宿泊施設の確保や宿泊方法の検討が必要になるとともに、町民に対して合宿の情報を発信し、活動への理解を深め、受入環境整備の協力が得られるような取組が必要です。

3 施策の目的

国際化時代、交流時代に対応した人材や地域づくりに向け、地域間交流、国際交流等さまざまな活動を推進し、交流人口を増加させることにより、町の情報発信や地域の活性化につなげます。

4 主要施策

①友好都市提携等を結ぶ各都市との交流の推進	各都市（枚方市、四万十市、名護市、別海町）で開催する友好都市サミットを生かし、施策等の情報交換を行い、本町の行政運営に活用するほか、住民間での交流や連携を深めていきます。
②多様な交流・連携の展開	スポーツ合宿受入協議会への支援や、施設整備等による機能の向上を図り、誘致活動を積極的に推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
友好都市への訪問人数 （期間累計）	人	248	101	200
友好都市からの訪問人数 （期間累計）	人	313	75	200
友好都市間の連携事業数	事業	10	8	12
スポーツ合宿受入チーム数	団体	16	5	10

6 主要な事業

友好都市提携等を結ぶ各都市との交流の推進	各都市との積極的な交流を推進します。
----------------------	--------------------

第5章 安全に、安心して住み続けられるまち

うるおいのある 快適な居住環境づくり



1 まちづくり景観と市街地活性化

1 現状

少子超高齢社会の進行に伴う人口減少や、車社会の進展によるまちの郊外化に歯止めをかけるため、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりが全国的に進められています。整備された市街地は、幅広い世代にとって暮らしやすいだけでなく、にぎわいを創出し、まちの発展につながります。

別海地区における質の高い生活の確保と持続可能な地域社会の実現を目指し、2014年度（平成26年度）に「別海町市街地活性化計画（別海地区）」を、2015年度（平成27年度）には「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」を策定しています。これらの中では、老朽化した中央公民館に代わる施設として、交流やボランティアの活動拠点を備えた「生涯学習センター」の整備を位置づけており、2022年度（令和4年度）には、生涯学習センターみなくるが完成しました。

また、農村景観や格子状防風林、野付湾の打瀬船など、豊かな自然環境と素晴らしい景観に恵まれた本町ですが、全国的には景観を阻害するような建築物や工作物が建設される例もあり、地域にとって重要な自然、歴史、文化などの景観形成への影響が懸念されます。

2 課題

「別海町市街地活性化計画」における別海地区については、これまでに策定した計画等に基づき整備を進めながら、計画の見直しも含めて活性化策を検討する必要があります。また、本町は市街地が点在していることから、今後は各地域の市街地機能の維持・強化についても検討が必要となっており、公共施設跡地を含めた未利用地の利活用について、最も効果的に町民全体の利益や地域活性化につながるよう、検討を進める必要があります。

また、景観に配慮したまちづくりへの意識が高まっており、豊かな自然や景観、歴史・文化資源などとの共存という視点や来訪者から親しまれる市街地景観も考慮する必要があり、将来を見据えた総合的な景観の形成が課題となっています。

3 施策の目的

安全・安心な地域の構築により町民の質の高い生活を維持するとともに、市街地活性化につなげるため、商業や教育、防災等の各分野と整合性をとりながら、計画的な市街地整備を推進します。

また、本町の豊かな自然環境や特色を活かした美しい景観づくりに向け、町民との協働のもと、本町にふさわしい景観の形成を図ります。

4 主要施策

①地域の拠点整備、再生整備に向けた構想に基づく地域活性化の推進	地域の拠点整備や再生整備にあたり、周辺区域を含めた構想（ビジョン）を描き、わかりやすい情報共有に努めながら、未利用地の有効活用や必要な機能の整備を行います。
②景観に配慮したまちづくり整備の推進	まちづくりの活性化や来訪者に親しまれる地域形成のため、豊かな自然環境との調和や各地域の統一感のある市街地景観整備など、景観に配慮したまちづくり整備等を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
暮らしやすさに満足している町民の割合 （まちづくりアンケートによる）	%	50.9	56.9	60

6 主要な事業

市街地活性化の推進	まちづくりに係る各種計画等に基づいた市街地整備と景観形成を行います。
景観形成への取組	景観に配慮したまちづくりを進めるために必要な環境整備に取り組めます。

2 住宅・宅地の整備

1 現状

住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備を行う必要がある一方、少子超高齢社会の急速な進行、人口減少や核家族化など、社会状況が大きく変化する中で、空き家対策も含めた総合的な住宅・宅地施策を展開することが求められています。

本町では、これまで2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間とした「別海町住宅マスタープラン」に基づき、老朽化した公営住宅の建て替えを主に実施してきましたが、2017年度（平成29年度）北海道の「住生活基本計画」の見直しに合わせ、「別海町住生活基本計画」を新たに策定しています。同時に、この計画に基づいた「別海町公営住宅等長寿命化計画」を見直し、その計画に沿って、既存公営住宅等の長寿命化型・居住性向上型に加え、安全性確保、福祉対応、脱炭素対応等の改善工事を実施しています。

民間住宅について、耐震改修よりも新築の需要が依然として多い傾向にありますが、1981年（昭和56年）以前に建設された耐震性のない住宅が現存していることから、2017年度（平成29年度）に「別海町耐震改修促進計画」を策定し、2023年（令和5年）3月に計画を見直しています。2018年度（平成30年度）に既存住宅の耐震化の促進を図るため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の見直しと拡充を行い、これまでに10件の補助を実施しています。

空き家対策については、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観など、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」（2014年（平成26年）法律第127号）が施行されています。これを受けて2017年度（平成29年度）に本町が行った現況調査からは、所有者や相続人不詳による空き家の放置や適切な管理がされていない空き家が散見されています。本町では、2018年度（平成30年度）に「別海町空家等対策計画」を策定し、2023年度（令和5年度）に計画内容の見直しを実施しています。

住宅地の提供に関しては、別海川上町及び尾岱沼潮見町に7区画の造成を行い、全てを分譲しています。

2 課題

公営住宅等については、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅等の長寿命化や居住性向上のため、ライフサイクルコスト[※]の縮減と事業費の平準化を図りながら、いかに的確な手法を用いて改善又は維持管理を行うかが課題となっています。

また、一部の団地について空室率が高いため、空室解消のための施策について検討を行う必要があります。

民間住宅における耐震化の促進については、対象施設が個人の私有財産であることもあり、耐震化が進まない実情となっていますが、耐震改修等補助金の活用を促すとともに、耐震セミナーを定期的を開催するなど、耐震化の促進につながる取組を進める必要があります。

[※]用語解説「[※]」は、P. 155～158 を参照

空き家対策については、所有者自らが空き家に対する適切な管理を行う必要があります。このため、「別海町空家等対策計画」に基づき、空き家に関する理解と管理意識の高揚を目的に、空き家相談会の定期的な実施、空き家再生等利活用に関する情報の発信や啓発を今後も継続的に実施するとともに、放置空き家や危険空き家の発生を抑制するため、相続登記の周知徹底や空き家バンク制度の活用、空き家の解体に対する支援を継続し、それに係る補助要件等の見直しや制度の拡充を実施する必要があります。

住宅地の提供に関しては、策定した「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の精査、見直しを継続して実施し、各種事業を促進することが重要となっています。また、未利用地については、地域の活性化やまちづくりの観点から将来的に活用の見込みがあるものか、十分に検討した上で、地域住民のニーズも考慮し、新たな住宅地分譲を検討することが必要となっています。

3 施策の目的

公営住宅等の計画的な改善や維持管理を実施し、長寿命化を進めるとともに、地震による住宅倒壊被害等を未然に防ぐ取組を進めます。また、官民連携による住宅の供給や空き家の適正な管理と再生利活用を促進し、安全・安心で快適な住まいづくりに向けた支援や住みよい住宅地の提供を進めます。

4 主要施策

①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、定期的な「耐震セミナー」の実施や耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
町有宅地分譲数（期間累計）	区画	7	0	20
公営住宅等の長寿命化改修棟数 (期間累計)	棟	4	13	23

6 主要な事業

公営住宅等整備事業	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化型・居住性向上型等の改善工事や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
空き家等対策事業	不良住宅等に対する除却費補助制度を継続するとともに、制度の拡充を検討し、所有者等による除却を促します。
既存住宅耐震改修補助事業	町民の安全・安心を確保し、災害発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用等の一部を補助し、既存住宅の耐震化率を向上します。
町有地の分譲	未利用地の再利用検討を行い、可能なものを住宅地として分譲します。

3 道路・交通網の整備

1 現状

本町の道路網は、基幹産業である酪農や漁業等の生産性向上や、町民の安全で快適な居住環境に寄与するため重要な基盤となっています。また、町民の高齢化が進行する中で公共の交通は日常に欠かせない生活の足となっています。

主要な路線である国道243号、272号及び主要道道根室中標津線については、その重要性から地域高規格道路の指定を受け拡幅等の工事を実施しています。

本町も国と北海道に対し整備要請を行っていますが、計画が進まず未施工の区間が多い状況となっています。町道の整備については、市街地道路の舗装化が進み、未舗装道路は残り少なくなっている状況です。

一方、郊外地道路については、現在約360kmが未舗装となっており、依然として各地域からの舗装化要望も多いことから、現状で各種補助事業を活用し事業化が可能と見込める路線を順次実施する計画としています。また、老朽化した道路施設の補修や自然災害による対応など、交通の安全を確保するため適正な管理が必要とされています。

しかし、一部の道路施設では、経年劣化が著しく、補修費用が増加していることから、抜本的な改修工事が必要となっています。また、冬期間の通行確保のために必要な除雪車両についても、老朽化による修理費が年々増加傾向にあります。

地域生活バスは、町民の日常生活に不可欠な交通手段として、町内4路線を運行しており、民間バス路線との接続等利便性の向上を図るとともに、高齢者等利用者に優しいノンステップバスの導入をしています。

2 課題

地域高規格道路の整備は、他市町との交流や産業の発展に非常に重要な役割を担っており、未施工区間の早期着手や、その他国道、道道の維持補修等も含め引き続き国と北海道へ要請することが重要となっています。

町道等の整備については、住宅の張り付き状況等を考慮し、各種補助事業の活用により未舗装路線の削減に向けて引き続き改良舗装工事を進める必要があります。これに併せて今後増加が見込まれる老朽化した道路施設の対策として、橋梁の延命化を主体とした修繕や舗装道路の改修等を効率的に継続して進める必要があります。

また、夏季の大雨や冬季の暴風雪などの近年頻発する異常気象には臨機な対応が求められ、特に冬期間の通行を確保する上では、継続した除雪体制を維持するとともに、老朽化した除雪車両や防雪対策施設の計画的な更新が必要となっています。

今後も老朽化した道路施設や車両は確実に増加する傾向にあることから、費用の平準化を考慮した計画的な補修及び更新工事を継続し、施設の延命化を図っていくことが重要となっています。

さらに、公共交通空白地区に居住する交通弱者の移動手段を充実させることが重要となっています。

3 施策の目的

広域的アクセスの向上と各地域間の連携強化に向け、安全性の確保・利便性の向上を目指した道路網の整備と補修等による維持管理を進めるとともに、人口減少を見据えた町民の身近な公共交通機関を充実させることで町民の生活を支えます。

4 主要施策

①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。
②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。
③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁、防雪対策施設など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。
④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通の維持に努めます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
補修する橋梁数（期間累計）	箇所	18	23	55
町道等の舗装化延長 （期間累計）	km	74	20.2	40
舗装道路を補修する延長（期間累計）	km	1.2	6.6	14.0
ノンステップバスの導入割合	%	50	100	100

6 主要な事業

道路整備事業	未改良道路等の舗装化及び既存施設の補修を計画的に進めます。
町道等維持補修事業	道路、橋梁等の補修を行い、健全な状態を維持し通行の安全を確保します。
公共交通環境の充実	人や環境に優しいノンステップバスの導入など地域公共交通の維持に努めます。



4 水道の整備

1 現状

水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、安全・安心な水を安定的に供給する役割を担っています。

全国的な社会問題として、人口の減少と担い手不足、物価高騰、災害リスクの増大や老朽化インフラの増加などがあげられます。

本町では、これらの社会問題に対応するため、水道事業の健全運営に向けて施策の進捗状況を踏まえ「別海町水道事業ビジョン※」を改定し、資産管理（アセットマネジメント※）及び水需要の検討を行っています。

水道施設の老朽化や地震対策として、長寿命化事業による配水池の防水塗装や国営事業による配水管路の改修を進めており、その他の水道施設についても耐震化・更新計画を基本とし、改築・更新に向け関係機関と協議しています。

水道水の水質は、水質検査計画に基づいて実施し、検査結果は町のホームページで公表しています。また、水質変化に対応できるよう将来的な別海浄水場の改築・更新に合わせ機能強化を検討しています。

2 課題

現在、各事業において配水管路や配水池の改修を実施中ですが、その他の施設についても改築・更新による機能強化や耐震化に向け、関係機関と継続的な協議を進めることが重要となっています。

本町の水道事業経営は安定しているといえますが、今後も水道施設の老朽化による改築・更新及び災害リスクへの対応として耐震化が必要となることから事業費は増加し、また、人口減少による収益の減少など、財源確保が大きな課題となるため、別海町水道事業経営戦略を見直していく必要があります。

3 施策の目的

将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるよう、計画的かつ効率的で災害に強い施設整備を行うとともに、水道事業の健全運営を進めます。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

4 主要施策

①計画的な水道施設の整備	水道施設の改築・更新に向けて関係機関との協議を進めるとともに、計画的かつ効率的な整備と長寿命化に取り組みます。
②水道事業の健全運営	資産管理（アセットマネジメント）や水需要の検討を引き続き行うとともに、状況の変化に応じ、「別海町水道事業ビジョン」及び「別海町水道事業経営戦略」の見直しを行います。
③水道水の水質管理	水質検査の結果を町のホームページで公表するとともに、将来的な別海浄水場の改築・更新に合わせた、機能強化を検討します。
④災害対策の強化	「危機管理マニュアル」の適時更新を行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
管路の耐震適合率	%	14.0	14.3	16.0

6 主要な事業

水道施設改修事業	安定した水道水の供給のため、計画的に補修・改修を行い、水道施設の計画的な整備と長寿命化を進めます。
水道配水管整備事業	配水管の不足や水量不足を解消するため、効率的な整備を行うとともに、耐震化に取り組みます。



5 下水道の整備

1 現状

下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するために必要なものです。

全国的な社会問題として、人口減・担い手不足、物価高騰、災害リスクの増大や老朽化インフラの増加などがあげられ、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策が求められています。

公共下水道事業は、終末処理場等の機器改築・更新事業や污水管渠整備を実施し、農業・漁業集落排水事業は、排水処理施設等の機器改築・更新事業を実施しています。また、合併処理浄化槽の新規設置費用の助成を行っています。

下水道等事業は、2022年度（令和4年度）から地方公営企業法の一部適用により公営企業会計へ移行し、財政計画については、2024年（令和6年）3月に見直した「別海町下水道等事業経営戦略」により経営分析等を行い、今後の下水道等事業の健全運営に向けた方向性を定めています。

本町の生活排水処理施設整備の基本方針

集合処理地域	
公共下水道事業（特定環境保全公共下水道）	別海・西春別駅前・走古丹処理区
農業集落排水事業	西春別・上春別・中春別地区
漁業集落排水事業	尾岱沼・本別海地区
集合処理地域外	合併処理浄化槽による排水処理地域

2 課題

今後は、各事業で策定している計画を基に施設の改築・更新を行うとともに、既に供用を開始している地域においては、全町水洗化の早期実現のため、整備区域や整備手法の見直しを行いながら各事業を進める必要があります。また、大雨時の浸水対策として、雨水管整備を進めることが求められています。

経営戦略を見直したことにより財政目標が明確になったことから、目標達成に向け経営改善に取り組む必要があります。

3 施策の目的

地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進します。また、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、将来的な下水道等事業の健全運営を推進します。

4 主要施策

① 公共下水道事業の推進	計画区域の見直しを行い、整備手法を検討します。また、計画的な処理場の機器などの改築・更新を行うとともに、大雨時対策として、浸水対策及び雨水管整備を実施します。
② 農業・漁業集落排水事業の推進	計画的な処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を行います。
③ 合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置補助金の交付対象者へ、広報紙やホームページ等により啓発し、設置を促します。
④ 下水道事業の健全運営	「別海町下水道事業経営戦略」で定めた今後の方向性に沿って健全な運営を行うとともに、公営企業会計の適用について、移行の検討を継続して行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
汚水処理人口普及率	%	83.1	88	92
合併処理浄化槽設置数 （期間累計）	基	249	75	150

6 主要な事業

特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を迎えた処理場の機器などの改築・更新を計画的に行うとともに、浸水対策及び雨水管整備を実施します。
農業・漁業集落排水事業	耐用年数を迎えた処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を計画的に行います。
合併処理浄化槽設置整備事業	各家庭から排出される生活雑排水や、し尿を処理する合併処理浄化槽の新規設置者に係る補助金を交付します。



6 消防・救急体制の充実

1 現状

近年、大規模火災をはじめ、地震や豪雨などの自然災害が日本各地で頻発する中、本町においても、町民の生命や財産を守る消防力の向上が重要となっており、迅速で的確な活動を行える消防・救急体制の構築が求められています。また、北海道から公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」では、建物倒壊や津波による浸水被害が想定されています。

本町においては、常備消防として根室北部消防事務組合が消防署を設置しており、老朽化した各消防施設の整備や、消防車両の更新によって消防・救急体制の強化を図っています。

また、地震や大雨、高潮など災害に対応する訓練や研修を実施することで、消防力の強化に努めているほか、沿岸地区については、自然災害の発生等による消防体制の強化を図るため、東部地区消防体制強化推進計画を策定し、尾岱沼地区の常勤職員の増員と救急隊の運用を開始しました。

さらに、非常備消防として消防団が組織されており、消防団員の入団促進や各分団における計画的な訓練の実施により、団員においても資質向上による消防力の強化を図るなど、消防署及び消防団が相互に連携を図りながら、防火・防災に努めています。

また、火災予防や初期消火、救急救命に関する知識を町民に普及することで、自助としての消防・救急体制の充実にも努めています。

2 課題

消防車両や消防水利等各施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があります。

また、消防団員の減少及び高年齢化が進んでおり、更なる団員確保や後継者への技術の伝承が急務となっています。

町民の安全や生命を守るため、各種応急処置に関する情報の周知や講習会等を積極的に開催し、救命率の向上を図る必要があります。また、近年増加している外国人労働者に対しては、自国と日本の防火・救命方法等の違いにより混乱が生じないように、理解を求める必要があります。

3 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化を進めるほか、火災予防や救急救命に関する知識を町民に普及・啓発することで、総合的な地域消防力を強化します。

4 主要施策

①常備消防・救急体制の 充実 総合戦略	老朽化した消防施設設備の補修を行うとともに、消防車両の計画的な導入や更新、多種多様化する災害に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。
②消防団の活性化 総合戦略	消防団の活性化に向けて、消防団員の入団促進の強化を図るほか、各分団において計画的な訓練を実施し、団員の資質向上に取り組みます。
③火災予防・初期消火・ 救急救命に関する知 識の普及	町民や外国人労働者を含む事業所等を対象とした防火講習・救命講習等を積極的に実施し、火災予防・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
救急救命講習会受講者数 （期間累計）	人	8,042	2,225	6,000
防火講習会受講者数 （期間累計）	人	2,021	337	1,300
消防団訓練実施者数 （期間累計）	人	18,070	9,268	23,500

6 主要な事業

消防施設設備の計画的 改修	老朽化する通信指令装置等（119 受付装置）や消防水利及び車庫等を改修します。
消防車・救急車の計画的 導入と更新	消防・救急車両の計画的な導入や更新により、消防・救急体制を充実・強化します。
消防団員の育成及び装 備品の強化	火災をはじめ、地震や豪雨等にかかる災害対応の知識及び技術向上を図るため、消防学校の入校や各種研修、訓練等を実施します。また、多様化する災害に対応するため、装備品（防火衣等）を更新します。



7 防災対策の推進

1 現状

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中、自助、共助及び公助の連携により、災害対策がうまく機能することが強く認識され始めていることから、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的に重要視されています。2022年度（令和4年度）に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策特別強化地域に指定され、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」が北海道から公表されました。

本町では、町のホームページや広報紙を活用した避難場所等の周知、「ハザードマップ」の配布、防災講話の実施など、町民に対して防災に関する情報の積極的な周知を行っているほか、各町内会に自主防災組織育成事業について周知し、自主防災組織や関係機関と連携した防災訓練を実施することで、自主防災組織強化に努めています。

災害時に備えた取組としては、各地区の防災センターや地域会館へ食糧や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、関係機関や民間企業との災害協定の締結等により、円滑な避難支援の体制づくりを推進しています。

また、地震に伴い発生が危惧される津波への対策として、走古丹、本別海、床丹及び野付半島に津波の避難施設を建設したほか、計画的に海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題

2022年度（令和4年度）に北海道が公表した千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震の被害想定では、早期避難と津波避難施設の整備により死者数が約8割減少となることから、早期避難率の向上を図るために、自主防災組織や消防、警察及び自衛隊等関係機関と連携した防災訓練を継続して実施していくとともに、津波避難施設については、地域住民が安心して避難できるように、避難所機能を維持するための維持補修を図っていく必要があります。

また、厳冬期の防災訓練の実施や備蓄資機材の見直しなど厳冬期における災害対策を検討していく必要があります。

さらに、海岸地区における津波及び高潮被害の減災対策についても、引き続き関係者との調整を図りながら、海岸保全施設等を整備する必要があります。

3 施策の目的

町民の災害に対する自助・共助の意識を育みながら、公助である関係機関が連携し、激甚化・頻発化する災害や危機による被害を最小限に抑え、災害関連死を出さないまちづくりを推進します。

4 主要施策

①総合的な防災体制の確立 総合戦略	「別海町地域防災計画」に基づき、避難場所等の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実を行います。また、関係機関及び民間企業との連携の構築・維持に努め、災害時の協力体制を充実します。
②地域での防災力の強化 総合戦略	「ハザードマップ」や「防災マップ」の情報更新及び積極的な配布によって、啓発・情報提供の充実に取り組みます。また、自主防災組織育成事業について周知することで組織の結成を促進するとともに、住民、関係機関参加型の防災訓練や防災講話を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立します。
③海岸地域の津波避難対策の充実 総合戦略	津波避難対策の充実に向けて、海岸地域における津波避難施設の改修や防災行政無線の整備を行います。
④海岸保全の推進	暴風・高潮等による海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、関係者との調整を図りながら海岸保全事業を推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
自主防災組織結成率	%	62	82	100

6 主要な事業

防災・減災情報伝達手段の確保	新たな防災行政無線設備を整備します。
自主防災組織等の育成	自主防災組織等の育成を推進します。
災害用備蓄資機材の整備	災害用備蓄資機材の計画的な更新・整備を行います。



8 交通安全・防犯対策の推進

1 現状

わが国における交通事故死者数は、1970年（昭和45年）の1万6,765人をピークに、2022年（令和4年）には2,610人にまで減少しています。これは、国や地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全の諸対策を推進した成果と考えられます。しかし、こうした中で交通事故死者数に占める高齢者の割合の上昇や高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者を取り巻く問題が増加しています。

本町では、交通事故の発生を未然に防ぐため、別海町交通安全協会、交通安全指導員及び関係機関と連携の上、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発運動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。

刑法犯の認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるため、犯罪情勢については改善がみられると考えられます。その一方で、児童虐待や配偶者からの暴力、ストーカーが増加傾向にあるほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害や、高度情報化に伴うインターネットを介したサイバー犯罪も多発しています。

防犯対策としては、別海町防犯協会と連携の上、チラシによる啓発等により防犯意識の高揚に取り組むほか、関係機関と連携し、地域安全運動の推進に努めています。

また、暗いところは監視性が低く、犯罪が起りやすい場所といわれていることから、町内会と連携の上で防犯灯の整備を行っています。

2 課題

交通安全対策としては、交通事故防止のため、年齢層に応じた交通安全教室を継続して実施するとともに、特に高齢者に対する啓発を強化する必要があります。また、交通安全思想の普及を担う交通安全指導員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が困難であることから、担い手不足の解消に向け、対策の検討を進める必要があります。

防犯対策としては、不審者や特殊詐欺被害の増加が懸念されることから、犯罪の発生を未然に防ぐため、多くの地区で防犯活動が実施されるよう活動の促進に取り組んでいくとともに、今後も、防犯チラシの作成、配布等により町民の防犯意識の啓発を図ることが重要となります。

防犯灯の整備については、住宅区域の拡張等に伴い、防犯灯の設置が必要な箇所も変動するため、状況に合わせた防犯灯の設置が求められています。また、木柱が多く使用されており、経年劣化や腐食が進んでいることから、改修の必要性が高い防犯灯の整備を計画的に実施する必要があります。

3 施策の目的

町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚、安全な道路環境の整備・維持に取り組み、安全・安心のまちづくりを進めます。また、関係団体との連携により、地域の自主的な防犯・安全活動を充実するとともに、犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、防犯意識の高揚を推進するほか、防犯効果の向上につながる環境の整備に取り組みます。

4 主要施策

①交通安全意識の高揚 総合戦略	関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するほか、街頭における啓発運動を実施します。
②安全な道路環境の整備・維持	交通安全施設を計画的に整備し、運転者への注意喚起を促す安全な道路環境の整備を進めます。
③防犯意識の高揚	警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯活動や広報・啓発活動、情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚に取り組みます。
④防犯灯の整備	犯罪を誘発するおそれのある環境の改善を図るため、町内会と連携し必要な防犯灯の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	26	49	30
省エネ防犯灯の設置率	%	78	97	98

6 主要な事業

交通安全施設の整備	町道区画線の整備及び交通安全施設の整備を行います。
交通安全意識の高揚	交通安全教室や街頭啓発を行います。
防犯灯整備の推進	防犯灯の設置や維持管理を行う町内会を支援します。



9 消費者保護の充実

1 現状

近年、インターネットやSNSの活用によって、消費生活は大変利便性が高く、豊かなものとなっています。その一方で、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による消費生活のトラブルが複雑化しています。こうした中で、2012年（平成24年）に、「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消費者教育の重要性を認識し、地域において積極的に推進することが義務付けられています。

本町では、消費者トラブルを未然に防ぎ、町民が安全・安心・健全に消費生活を営めるよう、消費者協会と連携して街頭啓発を実施しています。また、消費者大会の開催や広報紙・ホームページの活用によって、消費生活に関連する情報提供や啓発を積極的に実施しています。

さらに、トラブル発生後の適切な対応に向け、消費生活相談研修を重ねた担当職員による相談窓口を整備しているほか、根室振興局管内市町間で連携協定を結び、広域的な相談体制を構築しています。

2 課題

インターネットの普及に伴い、高齢者や若年層にも被害が拡大し、トラブルの内容が多種多様となっていることから、効果的な消費者被害予防策を構築する必要があるとともに、学校での消費者教育の推進及び消費生活相談担当職員の更なる知識の習得等、相談体制の強化・充実が必要となります。

3 施策の目的

近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、町民が安心して相談できる環境づくりを進めます。

4 主要施策

①消費者生活情報と学習 機会拡充・啓発の推進	関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通じた消費生活情報の提供を行うほか、街頭啓発や消費者大会の実施により、悪質商法による被害の予防啓発活動を行います。
②消費生活相談の充実	職員の消費生活相談研修への参加や、根室振興局管内市町間の連携による広域的な相談体制の構築により、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応を行います。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
消費相談件数	件	11	28	5

6 主要な事業

消費生活啓発・情報提供 関連事業	消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。
消費生活ネットワーク 化推進事業	多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め体制を拡充します。

第6章 参画と協働で共につくるまち

ともに築く「べつかい」のまちづくり



1 住民参画のまちづくり

1 現状

近年、少子超高齢社会や世帯構成員の減少、地域における人と人とのつながりの希薄化によって、住民同士による支え合いの力は低下傾向にあります。こうした中で、多くの住民がまちづくりの担い手として参画することや、住民が自ら課題を解決する取組が求められています。

本町では、まちづくりへの住民参画の仕組みづくりとして、2011年（平成23年）に、「自治基本条例」を制定、2013年（平成25年）に「別海町協働基本指針」を策定するとともに、「別海町自治推進委員会」の設置、「別海町パブリックコメント手続実施要綱」を策定しています。

また、町民に必要な情報の共有と周知を図るため、広報紙等による広報活動を推進しています。

2013年（平成25年）には町民を対象に、「広報に関するアンケート」調査を実施し、その結果を反映して広報紙やホームページの内容充実に努めたほか、まちづくり懇談会の開催や計画策定におけるパブリックコメントによる意見の公募等を行っています。

さらに、住民参画のまちづくりを進めるため、各種住民団体の育成や新たな団体の創設に対する支援に取り組んでいますが、活動を担う人材不足等により、団体の創設や住民団体による活動が縮小傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の自粛を余儀なくされ、活動の縮小が加速していくことが懸念されます。このことから、「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）」の制度改正を行い、町民の自発的な活動を尊重し、町民と行政の協働を推進しています。

さらに、町民に対して町政運営の透明性の確保を図るため、「情報公開条例」等に基づいた情報公開を行うとともに、請求の件数や開示の状況（公開、部分公開等）の報告を毎年行っています。

2 課題

新たに活動を始める団体や、縮小傾向にある住民団体の活動が活性化するように、多様な課題やニーズの把握に努め、団体間での情報共有や協力関係の構築を図るため、拠点を整備するなど、協働のまちづくりに対する意識を醸成する必要があります。そのためにも、地域のさまざまな課題を自ら解決しようとする団体等が活動しやすい環境を一層促進する必要があります。

また、広報活動は、一人ひとりにあったお知らせを表示するプッシュ型通知やデジタル技術を活用した意見交換など、さまざまな媒体や伝達手段を用いた情報の共有と積極的な町政情報の発信を図ることや、町政運営の透明性の確保については、情報公開条例に基づく情報公開に引き続き努めることが求められています。

3 施策の目的

地域社会における課題解決に向けて、町民と行政、さらには各団体と連携し協働のまちづくりを推進するとともに、住民参画のまちづくりが円滑に進められるよう、広報・啓発活動を充実します。

4 主要施策

①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進 総合戦略	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設け、活動の活性化を図ります。
②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。
③情報公開の推進	「情報公開条例」等に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
町民の広報・広聴活動満足度 （まちづくりアンケートによる）	%	55.9	51.1	70
べつかい協働のまちづくり補助金 交付団体（期間累計）	件	54	14	50

6 主要な事業

協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。
-------------	--

2 コミュニティ活動の促進

1 現状

近年、単身高齢者の増加や、経済情勢の変化、雇用の流動化といったさまざまな問題を理由とするひきこもり、生活困窮者が増加しています。こうした中で、地域における課題を把握、解決するためにも、地域コミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。

本町では、地域コミュニティの活性化に向けて、町内会活動や、自治会の記念誌作成に対する助成など、地域コミュニティの活動を支援しています。

町が管理する地域コミュニティ施設については、老朽化対策を進めており、2009年度（平成21年度）に実施した「地域会館改修等優先度調査」の結果に基づいて、緊急性や老朽度合を勘案しながら、外壁の張り替え及び屋根塗装等を実施しています。外部改修は31館中26館まで完了し、耐震改修が必要と判断された5館の改修は、2014年度（平成26年度）までに完了しています。また、トイレ改修については対象の17館中9館において洋式化及び簡易水洗化が完了しています。

町内会等が管理する会館や備品については、老朽化の状況等を町内会等と連携して調査し、整備を支援することにより、町内会等の活動の推進を図っています。

コミュニティ施設の地域における自主管理を促進し、町の直営地域会館4館については各連合町内会及び民間に管理業務委託しており、他27館及び西春別運動広場については各町内会等の指定管理としています。

2 課題

町内会活動に利用される会館や備品については、今後多くの地区で老朽化が進み、整備を要すると見込まれるため、引き続き町有施設の改修や更新、また、町内会等が管理する会館等への支援を行う必要があります。

さらに、地域の課題を自ら把握し解決することができる地域づくりを進めるためにも、コミュニティ活動の活性化に有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、行政やコミュニティ間におけるネットワークづくりを進める必要があります。

また、コミュニティ施設の老朽化対策については、未実施の会館を対象として引き続き改修を実施するほか、各会館の利用頻度等を考慮し、地域との協議を踏まえ、廃止も視野に入れた整備計画の検討が求められています。

3 施策の目的

コミュニティ活動の環境づくりを支援することにより、町内会等における活動を推進します。

また、地域における課題を自ら把握し解決することができるよう、自主的なコミュニティ活動の活性化と確立を促進します。

4 主要施策

①コミュニティ活動の 活性化支援 総合戦略	自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など、さまざまなコミュニティ活動に対する費用の補助による支援及びネットワークづくりを推進します。
②コミュニティ活動の 環境づくりを支援 総合戦略	町内会の会館や、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、コミュニティ活動を行うための環境づくりを支援します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
地域活動やボランティア活動への 参加意向 （まちづくりアンケートによる）	%	47.5	53.2	55

6 主要な事業

コミュニティ活動に対する支援	自治会等運営交付金によりコミュニティの運営を支援します。
----------------	------------------------------

3 自衛隊との共生

1 現状

北方領土・ロシアと根室海峡で接する本町内に所在している別海駐屯地は、1965年（昭和40年）3月の創立から59周年を迎え、長きにわたり本町を含む根室管内、道東、そして北海道だけではなく、わが国における国土防衛の要として、その役割を果たしています。

現在の国際情勢を鑑みると、国際社会の平和と安全への道筋はなお不透明な情勢であり、わが国の安全保障環境は厳しさを増しています。

また、本町においては、北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際は、大津波によって沿岸地域では、最大津波高4.7メートルに達する津波が想定される地域となっています。ひとたび災害が発生した際は、敷地内に災害拠点となる計根別場外着陸場が併設された別海駐屯地がこの地域に存在していることが、地域住民にとって心強く、安全安心の平穏な暮らしづくりの一役を担っています。

同じく町内に所在している矢臼別演習場は、わが国最大の演習場として1963年（昭和38年）から使用され、自衛隊等により各種訓練や演習が日夜頻繁に行われています。師旅団規模の演習及び長射程能力を有する大型火砲、ヘリコプターによる実弾射撃等が行われ、自衛隊等の重車両が別海駐屯地等への移動のため頻繁に町内を往来している状況となっています。これら演習場使用日数は年間平均300日以上、演習人員延べ約26万人以上の状況となっています。

別海駐屯地の隊員は、地域の活動にも、積極的に参加しており、協働のまちづくりを推進するためにも、自衛隊の現体制の維持及び拡充が必要となっています。

2 課題

厳しい国際情勢や頻発する大規模災害等に対応するため、別海町に駐屯する部隊の人的基盤の充実等、即応態勢を充実し、有事の際の対処能力を高めるためにも、人員充足率の向上と配備される装備品の更なる充実について、引き続き要望していく必要があります。

また、防衛施設の運用により生じる航空機・射撃による騒音、振動等の各種障害に対する地域住民からの問合せや障害発生時における民生安定、防音対策、障害防止等の事業を推進し、町民生活の安定化を目指していますが、国の補助事業による採択や予算確保が課題となっています。

3 施策の目的

別海駐屯地の体制維持・強化を引き続き要請し、併せて防衛施設の設置・運用により生じる障害軽減や緩和を図る防災・防音・民生安定施策を推進し、周辺地域の生活環境向上に努め、自衛隊との共存・共栄の進展に取り組みます。

4 主要施策

①防衛施設周辺の生活環境の整備	防衛施設周辺環境整備事業等を活用し、町民生活の安定に取り組めます。
②陸上自衛隊別海駐屯地の充実整備の要請	別海駐屯地の充実整備に向け、関係団体と連携し要望活動に取り組めます。
③陸上自衛隊別海駐屯地との防災連携体制の整備・強化	災害対応時等における連携体制の強化を図るため、日常的な連携強化を図り、あらゆる災害等に対応する体制を整えます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
自衛隊が参加する防災訓練実施回数	回	—	2	4

6 主要な事業

各種特定防衛施設周辺整備調整交付金事業	防衛施設の設置・運用による周辺地域の生活環境又は開発に及ぼす影響を緩和し、住民生活の安定と充実を図るため、交通施設や社会福祉施設、教育文化施設等の整備を行います。
別海町自衛隊協力会補助金事業	別海町自衛隊協力会が取り組んでいる別海駐屯地体制維持・強化に対する事業に対し、「別海町自衛隊協力会補助金」により事業支援を行います。



4 人権の尊重・男女共同参画の推進

1 現状

人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、社会において幸福な生活を営むために生まれながらに持つ基本的な権利となっています。

近年、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、いじめや虐待といった子どもの人権問題、障がいのある方や高齢者の人権問題のほか、2019年（平成31年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、アイヌ民族への偏見や差別を解消し、誇りが尊重される社会の実現の必要性、また、2023年（令和5年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、性的マイノリティに関する偏見や差別などの問題が関心を集めています。

急激な社会の変化に伴い、雇用環境や家族形態の多様化が進んでいる中で、男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題となっています。このことから国や地方公共団体等が連携を図り、人々が人権について正しい認識を持ち、人権侵害のない社会が実現されるよう、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

本町では、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりの一環として、人権擁護委員による人権教室や人権相談を開催するほか、その内容を広報等で周知し、町民啓発を行っています。配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力によるDV被害に対しては、迅速な対応を図るため、警察等の関係機関とのネットワークづくりを進めています。

また、男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくりの一環として「女性のためのなんでも相談所」の場の提供や広報等による町民周知を行っているほか、男女が性別に関わらず、仕事と家庭生活、地域生活とが両立でき、いきいきと働くことができる環境を整備するために、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発に取り組んでいます。

さらに、認知症高齢者や障がいのある方が、不利益な権利の侵害を受けることなく、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、成年後見中核機関及び実施機関である別海町社会福祉協議会を委託先として、成年後見事業の取組を進めています。

2 課題

人権の課題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重し合えるよう人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。

そのために、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根付かせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。また、男女共同参画社会の形成とともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備に向けて、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、女性の個性と能力が十分に発揮できるように意識改革に取り組む必要があることから、本町の課題を把握し、地域特性を勘案した取組を検討する必

必要があります。

近年、再犯率は上昇傾向にあり、再犯防止が重要となっています。犯罪を犯した人が立ち直るためには、就労や住居、保健医療など、さまざまな支援が必要です。社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を進める必要があります。

権利擁護事業の一つである成年後見事業は、別海町社会福祉協議会と連携を図りながら、更なる制度の周知や相談会の開催、成年後見事業を支える市民後見人の養成等を進める必要があります。

3 施策の目的

多様化、複雑化する人権問題の解消に向け、人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。また、男女共同社会の形成とあらゆる分野において、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、その役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、女性の職業生活における活躍の推進に取り組みます。

4 主要施策

①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。
②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。
③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を行うとともに女性が活躍できる環境づくりを推進します。
④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる認知症高齢者や障がいのある方などの権利を守る取組を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
人権啓発事業回数	回	0	0	2
人権相談事業開設回数	回	2	4	2
人権教育啓発事業実施校数	校	3	4	3
審議会等への女性委員の登用	%	30.1	30.7	30
市民後見人養成研修受講者数 （うち登録者数）（期間累計）	人	35（20）	未実施（0）	10（10）

6 主要な事業

地域人権啓発活動活性化事業	人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい知識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行います。
男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動やさまざまな場を通じた意識改革の推進、男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。
成年後見事業	制度周知による成年後見制度の活用推進と、市民後見人養成講座等の開催により、市民後見人の増員を進めます。



5 北方領土対策の推進

1 現状

北方領土返還要求運動は70年以上にわたって続いていますが、いまだ解決していない状況にあり、その間にもロシア政府による実効支配が進められています。

北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元居住者は2024年（令和6年）3月末現在、約5千人となっており、平均年齢は88.5歳となっています。

北方領土隣接地域においては、国際的な漁業規制の強化やロシア水域におけるサケ・マス流し網漁禁止により、地域経済は厳しい状況に置かれていることから、北海道が策定している「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進しています。2018年（平成30年）7月には、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部が改正され、北方領土隣接地域の経済発展に役立つ活動を「特定共同経済活動」と定義されたところですが、2022年（令和4年）2月にロシアによるウクライナ侵略が開始され、同年3月にロシア政府は、平和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問を中止する等の措置を発表し、日露関係の進展が厳しい状況にあります。

本町では、町民や観光客に対して北方領土問題への啓発と意識の喚起を図るため、庁舎内及び別海北方展望塔に署名コーナーを設置し、返還に向けた署名活動を実施しているほか、町独自で作成したホームページの更新や北方領土に隣接している市町への修学旅行誘致等に取り組んでいます。

また、北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成を図るため、学習会として「ふれあいトーク宅配講座」等を開催しているほか、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援しています。

2 課題

北方領土返還要求運動の中心的役割を担っている元島民の高齢化が進んでおり、北方領土問題に対する理解と認識を深めるためにも、各種啓発活動を継続して推進し、多くの町民に問題を知ってもらう必要があります。

また、経済活動が制限されている北方領土隣接地域の特殊な事情を踏まえ、諸問題の解決の促進を図るため、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき各種事業に取り組む必要があります。

3 施策の目的

北方領土問題の早期解決に向けて、国や北海道、北方領土に隣接した市町、関係団体が連携を図りながら返還要求運動や、北方墓参をはじめとする四島交流等事業の推進に取り組み、全国民に意識の高揚と喚起を促します。

4 主要施策

① 北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。
② 北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と北方墓参などの四島交流事業、後継者育成活動等を支援します。
③ 北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
北方領土返還要求署名数	人	3,939	2,445	4,100
北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	0	7
別海北方展望塔入館者数	人	80,247	79,711	82,000

6 主要な事業

北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。
北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。
北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。



6 行政サービスのデジタル化

1 現状

国は、成長戦略の重要な柱としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、人口減少や過疎化、地域産業の空洞化などの地域課題に対し、地方からデジタルの実装を進め、新たな改革の波を起こし、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるように取り組むとしています。

本町において、デジタル化を進める上で課題となっていたデジタルインフラの整備は、2022年度（令和4年度）に光ファイバ未整備エリアへの整備が完了し、現在、町内全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能となりました。

また、災害時の情報伝達手段の確保や町民の利便性の向上に向け、公共施設の公衆無線LANの整備拡充を進め、役場本庁舎や生涯学習センターみなくる、図書館のほか多くの施設で公衆無線LANを利用することができるようになりました。

さらに、マイナンバーカードを活用した住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスや、公共施設の予約手続きや各種手続きのオンライン化、公共料金支払い時のキャッシュレス決済※サービスの拡充等、デジタル技術を活用した行政サービスの提供を進めています。

2 課題

今後は、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するDX（デジタル・トランスフォーメーション）※を実現し、住民の利便性を向上させるための行政サービスを提供していくことが重要となります。

近年、スマートフォンやタブレット端末が急速に普及する中、SNSなどの多様な情報発信ツールにより（を活用し）、町政に関する必要な情報を発信していくことが求められています。一方で、スマートフォン等のデジタル機器等（ツール）に不慣れな人にも分かりやすく、利用者の目線に立ってサービスを提供すること、高齢者や障がいのある方に対して分かりやすく情報を共有することを意識した取組を展開する必要があります。

また、国のデジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、本町としても地域の個性や魅力を生かしながら、デジタル技術を一層活用していくことが求められています。

3 施策の目的

町政に対する関心を高めるため、広報誌や町ホームページ、プッシュ型通知サービス等SNSの情報提供媒体の充実を図るなど、適切な情報発信に努めるとともに、デジタル技術による住民の利便性向上や業務の効率化などにより、質の高い行政サービスの提供を目指します。

また、デジタル技術が急速に普及する中、本町の特性を踏まえ、デジタルの力を活用しながら、本町が直面するさまざまな地域課題の解決に向け積極的に取り組んでいきます。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

4 主要施策

①各種証明書のコンビニ交付サービスの拡大	マイナンバーカードを活用した住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付に加え、税関係証明書等のコンビニ交付ができるよう整備します。
②情報発信力の強化 総合戦略	町政に対する関心を高めるため、高齢者や障がいのある方を問わず、幅広く活用されている LINE による情報発信の強化を図ります。
③デジタル技術を活用した行政サービスの向上 総合戦略	行政事務を支援するシステムやタブレット端末等など、デジタル技術を活用し、円滑な窓口サービスと行政サービスの利便性向上を図ります。
④持続可能な行政運営のためのデジタル推進 総合戦略	より効率的に事務を行う体制を構築するため、業務手順の見直しを図りながら、行政事務のデジタル化を推進します。
⑤地域DXの推進によるまちづくり 総合戦略	ICT等の先端技術を効果的に活用しながら、地域の抱える諸問題の解決に取り組みます。 また、合理的根拠に基づく政策立案や効率化の検討を進め、データを活用した新たなサービスの創出や地域課題の解決に向けて、公共データの更なるオープンデータ*化を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
コンビニ交付証明書の拡充 （期間累計）	種類	—	2	4
プッシュ型通知サービス町公式アカウントメッセージ配信数 （期間累計）	数	—	220	1700

6 主要な事業

コンビニ交付サービス導入事業	個人番号カードを用いて各種証明書をコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で交付できるサービスの導入拡大を進めます。
プッシュ型通知による情報発信の強化	プッシュ型通知サービス公式アカウント登録者数の増やすための取組を進めるとともに、イラストや写真を活用した訴求効果の高いメッセージを配信するなど、情報発信の強化を図ります。
業務用チャットツールの利用拡大	業務の効率化及び迅速な情報共有を図るため、業務用チャットツールの利用拡大を進めます。
キャッシュレス決済の利用拡大	行政サービスの利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済の拡大を進めます。
ペーパーレス化の促進	行政事務や会議におけるペーパーレス化を推進するため、各施設の無線環境の整備及びタブレット端末等の導入並びに電子決裁システム等の導入を進めます。



7 シティプロモーションと地域力の強化

1 現状

全国的な出生数の減少が続いている中、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあるとともに、人口の首都圏への一極集中傾向が続いています。

本町でも、人口は減少傾向にあり、1970年（昭和45年）に過疎地域対策緊急措置法の制定に伴い過疎地域とされ、各種対策の実施によって1979年度（昭和54年度）末をもって過疎地域から脱却したものの、2022年（令和4年）4月に再び過疎地域の要件を満たすことになりました。

一方で、首都圏における若年層を中心とした地方への関心の高まりや、場所にとらわれない働き方の広がりなどを契機として、地方においては、移住・定住施策の推進と関係人口の創出・拡大に取り組むことにより、地域力の維持・強化を図ることが求められています。

このような中、2008年（平成20年）に創設した「別海町ふるさと応援制度」では、取組体制を拡充・強化し、ふるさと納税を契機とした関わりを大切にすることで、交流人口の増加に向けて取り組むとともに、移住促進を図るため、関係団体と連携しながら都市部等への移住プロモーション活動を展開しており、移住・定住希望者の多様なニーズに対応するため、動画投稿サイトへの「べつかい移住ちゃんねる」の投稿により、親近感のある動画を通じて、本町の魅力を積極的に発信しています。

2022年（令和4年）4月からは、空き家となっていた職員住宅を改修し「お試し移住住宅」の運営を開始し、本町への移住を検討されている方に対し、短期的な暮らしを体験してもらうことで、町の風土や日常生活を知ってもらう機会を提供しています。

また、2023年度（令和5年度）からは空き家バンクを開設し、移住・定住の促進を図っています。

国は、都市部の若者等が過疎地域等に移住して、地場産品の開発や産業への従事などの地域協力活動を行いながら、地域に定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を創設し、2026年度（令和8年度）までに隊員数1万人の活躍を全国目標に掲げています。本町においても、活力ある地域社会を維持し、地元産業の基盤強化を進めるため、多くの地域おこし協力隊を採用しており、幅広い年齢層・職種から隊員が活動しています。

2 課題

地域における活力の低下や経済活動の担い手不足などの懸念が生じていることから、地域に生じる変化や課題に柔軟に対応し、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、地域社会を支える人材を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることが必要です。

ふるさと納税を契機とした交流人口をより効果的に増加させ、地域と継続的なつながりを持つ機会の提供や、観光資源だけでなく、日常生活を豊かにする活動を知ってもらい、来訪意欲や移住・定住につなげることが求められています。

3 施策の目的

町民一人ひとりが地域に愛着を持ち、町の魅力を町内外に広く発信することなどにより、関係人口や別海町ファンを増加させ、または呼び込むための地域づくりやシティプロモーションを推進します。

また、本町への移住・定住の促進を図るため、優れた自然環境や魅力ある地域資源の情報を広く発信するとともに、地域おこし協力隊の確保・定着を推進し、首都圏からのU I J ターン※を促進する等により、地域の活性化、地元産業の強化、少子高齢化の解消を目指します。

さらに、地域内外の人材、資源、資金を活用した施策を充実させ、地域経済の好循環の拡大を図ります。

4 主要施策

①ふるさと応援制度の推進 総合戦略	また、「別海町ふるさと応援制度」を推進することで、町の特産品のPRを図るとともに、ふるさと納税を契機とした関係人口の増加に取り組みます。
②シティプロモーション、ファンサービスの推進によるブランディング 総合戦略	本町の魅力をSNS等の多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組むとともに、特産品のブランド化や、実際に来町してもらえる意識の醸成に向けた施策を推進します。
③地域おこし協力隊制度の積極的活用 総合戦略	都市部からの移住により地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」制度を積極的に活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、移住定住を推進します。
④移住定住の促進 総合戦略	移住促進を図るため、移住体験施設の整備等や空き家バンクの充実を図っていきます。
⑤外貨の獲得と地域経済の循環促進 総合戦略	地域の人材、資源、資金を活用した施策を充実させるとともに、ふるさと納税等の仕組みを活用しながら企業誘致を推進するなど、地域の外から資金を調達すること等により、地域経済の好循環の拡大を図ります。併せて、本町を訪れる人の滞在拠点を確保・充実するための施策を推進します。
⑥地域を再生する中間支援機能の構築 総合戦略	人口減少や地域経済の縮小等の課題に対応するため、地域内の産業や団体、町民等をつなぎ、地域全体をプロデュースするための人材の確保や組織の確立、関連団体への支援を推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
ふるさと納税寄附件数	件	1, 281	923, 043	900, 000
移住体験施設利用者数	人	10	18	20
地域おこし協力隊の人数 （期間累計）	人	—	25※	100※

※地域おこし協力隊の人数は、活動期間1年未満を除く。

6 主要な事業

ふるさと応援制度の推進	本制度を活用し、本町の魅力や地元特産品を全国にPRすることで、交流人口の増加に取り組みます。
地域おこし協力隊推進事業	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、おおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等のさまざまな地域協力活動を行いながら、定住・定着を図ります。
移住・定住の促進	関係団体と連携し、都市部等への移住プロモーション活動を展開するとともに、移住体験施設を整備します。
シティプロモーション・ブランディング推進事業	本町の特産品のプロモーションとブランディングに取り組み、生産地・別海町の認知度の向上を図ります。
域内循環拠点維持・確保緊急対策事業	本町を訪れる多くの人々を受け入れ、賑わう根底となる滞在拠点の確保・充実を図るための支援を行います。
地域商社機能の構築・推進	観光資源やICTを活用した更なる特産品やサービスを開発し、地域の魅力のPRや、行政と地域をつなぐ中間組織としての機能を持つ地域商社の設立、運営等を推進します。



8 時代に対応した自治体経営の推進

1 現状

これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域運営を進めることが求められています。同時に、住民ニーズが多様化・複雑化し、より行政サービスへの需要が増大する中、全国画一的な行政施策では対応することが困難になっています。そこで、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における課題を把握し、その解決に向かうという考えのもと、住民との協働によって持続可能な地域社会を形成することが必要となっています。

本町においては、指定管理者制度による産業、福祉、体育施設等の指定管理や特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化、「第4次定員適正化計画」に基づく職員数の適正化のほか、人事評価制度による職員管理など行財政改革を推進してきました。

また、限られた財源を活用するために経費や事業の見直し、メリハリのある予算編成に取り組むほか、税外収入滞納整理等検討会議を定期的に開催し、町税や使用料等の収納率向上に努めながら、国・北海道等の各種補助制度の有効活用を図り、健全な財政基盤の確保に努めています。さらに、財政の透明性を促進するために、財務諸表の公表にも取り組んでいます。

公共施設等の維持管理については、2016年（平成28年）に策定した「公共施設等総合管理計画」や施設ごとに具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」に基づき、計画的に施設の修繕や改修を行っています。

多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員の研修参加や自己啓発を通して能力向上を促進しているほか、広域行政による圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めています。

2 課題

持続可能な地域社会をつくるためには、効率的な行財政運営や限られた財源と人材の下で、人口減少、自然災害対策、物価高騰や外国人への対応など、多種・多様化する住民ニーズに的確に答えることが求められています。これを実現するためにも、今後より一層の行財政改革を進める必要があります。行政運営に必要な職員数を見極めつつ、適正化に取り組んでいますが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進等、新たな行政課題に対応できる人材の育成や、不足する資格職の確保に向けた取組強化等が求められています。引き続き組織全体としての適正な職員数の把握と併せ、人材の育成・確保にも努める必要があります。

加えて、職員が職場に求める価値観は、「仕事へのやりがい」等に重きが置かれる中、常に前向きに学ぶことができるオフィス改革を含めた職場環境の整備や若年層が魅力を感じて自身の成長を実感できるような職場づくりへの取組も必要な時代を迎えています。

また、過去に建設された公共施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えています。「個別施設計画」に基づき改修等を行っていく必要がありますが、人口減少等により施設の利用需要も変化していることから、建て替えだけではなく、類似施設の統廃合による機能集約も同時

に検討していかなければなりません。併せて、健全な財政運営を維持するために、国・北海道等の各種補助制度等を有効に活用するとともに、各施設の老朽度を適切に判断し、単年度に費用負担が集中しないよう調整を図る必要があります。

さらに、多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員自身の企画力、自主性及び多面的能力を向上させる研修制度の導入や、効率的な行財政運営を図るため、広域行政の可能性について検討することも求められています。

3 施策の目的

持続可能な自治体経営の推進に向け、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を行います。

4 主要施策

①行財政改革の推進	多種・多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な行財政運営を行います。また、各種施策や事業の継続的な評価・検証・見直しを行う仕組みを確立し、行財政改革を推進します。
②健全な財政基盤の確保	自主財源の確保、国・北海道等の各種補助制度の活用、町税等の収納率の向上を図り、健全な財政運営を推進します。また、限られた財源を効果的に活用するため、経費や、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を見直します。
③効果的・効率的な財政運営の推進	財政状況の分析・公表を行うとともに、重要度や緊急度を勘案した事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表するほか、地方公営企業（町立別海病院事業、水道事業、下水道等事業）の経営健全化を進めます。
④職員の人材育成・確保の推進	「別海町人材育成・確保基本方針」に基づき、D X人材の育成をはじめ、職員の研修や自己啓発の促進による資質向上と意識改革及びオフィス改革を含めた職場環境の整備を図るほか、人事評価制度による目標管理を実施します。
⑤広域行政の推進	周辺自治体との連携による行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、更なる効率的な行政運営を図るため、広域行政の可能性について検討します。
⑥公共・公用施設等の整備	公共・公用施設等の維持管理に必要不可欠な機能が徐々に低下している状況がみられることから、適切な改修を行います。また、走行距離が多い公用車両は腐食等が進行していることから、安全性等も考慮し計画的な更新を行います。
⑦その他の自治体経営の推進	突発的な事案や新たな課題に対しても、適切に自治体経営の推進を図ります。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
経常収支比率	%	92.7	93.6	93.0
実質公債費比率	%	11.4	11.1	11.0
将来負担比率	%	54.3	—	—

6 主要な事業

健全な財政運営の推進	健全な財政運営を推進します。
------------	----------------

第5部 別海町デジタル田園都市 国家構想総合戦略

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

わが国は、人口減少が地域経済の縮小をもたらし、さまざまな基盤の維持を困難にする可能性があるとして、「地方創生」をうたい、持続可能なまちづくりを目指すよう、全国の地方自治体において、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。これを受けて本町においても、2016年（平成28年）3月に「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、活力ある産業の維持・発展、人口減少や少子超高齢社会への対応を図っているところです。

現状は、全国的な出生数の減少が続いていることから、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であり、また、人口は東京圏への一極集中の傾向が続き、歯止めがかかる状況ではありません。

このように、変動する社会情勢などから、本町は大きな転換期を迎えており、今まで以上に自立できる自治体づくりに向けた取組を積極的に推進する必要があります。

これらの課題に対応するため、現在「第7次別海町総合計画」を最上位計画として、各事業に取り組んでいるところですが、「別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、将来人口推計で設定した将来の目標人口の実現に向け、人口減少や少子高齢化等による社会課題の解決に向けた地域の目指すべき姿や取組の方針を示すものであり、国が示す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえて策定しています。

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタルの力を活用することで「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しており、本町においても人口減少対策と地方創生の実現に向け、デジタルの力も活用しながら社会課題を解決することで、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進に取り組みます。

2 将来の目標人口

本町では、第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口推計の結果、2060年（令和42年）時点での目標総人口は8,556人となっています。

2020年（令和2年）の国勢調査において、本町の人口は目標値とおおむね同水準で推移していることから、本計画においては、第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口推計から目標人口を踏襲することとし、計画の最終年度である2028年（令和10年）における目標人口を13,070人と設定し、今後の人口減少対策を推進していくこととします。

2028年(令和10年)の将来目標人口 **13,070人**

第2章 基本目標

1 基本目標

「別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、国が示すデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえつつ、本町を取り巻く社会情勢の変化を考慮し、デジタルの力を活用した社会課題の解決及び人口減少に対する取組の強化を図ることとして、以下の5つの基本目標を設定し、達成に向けて取り組んでいきます。

具体的な取組は、第4部 基本計画の **総合戦略** マークがついた取組となります。

【5つの基本目標】

基本目標 Ⅰ	地域資源・地域特性を活かした新しい人の流れの創造	人口の 社会増対策	デ ジ タ ル の 活 用
基本目標 Ⅱ	国内屈指の生産地を守り継承する産業と教育の振興	人口の 社会減対策	
基本目標 Ⅲ	結婚・出産・子育てを応援し、未来への希望をかなえる	人口の 自然増対策	
基本目標 Ⅳ	生涯を通じた健康づくりと、安心な暮らしを支える	人口の 自然減対策	
基本目標 Ⅴ	地域の再生へと果敢に挑戦する新たなまちづくり	地方創生	

基本目標Ⅰ

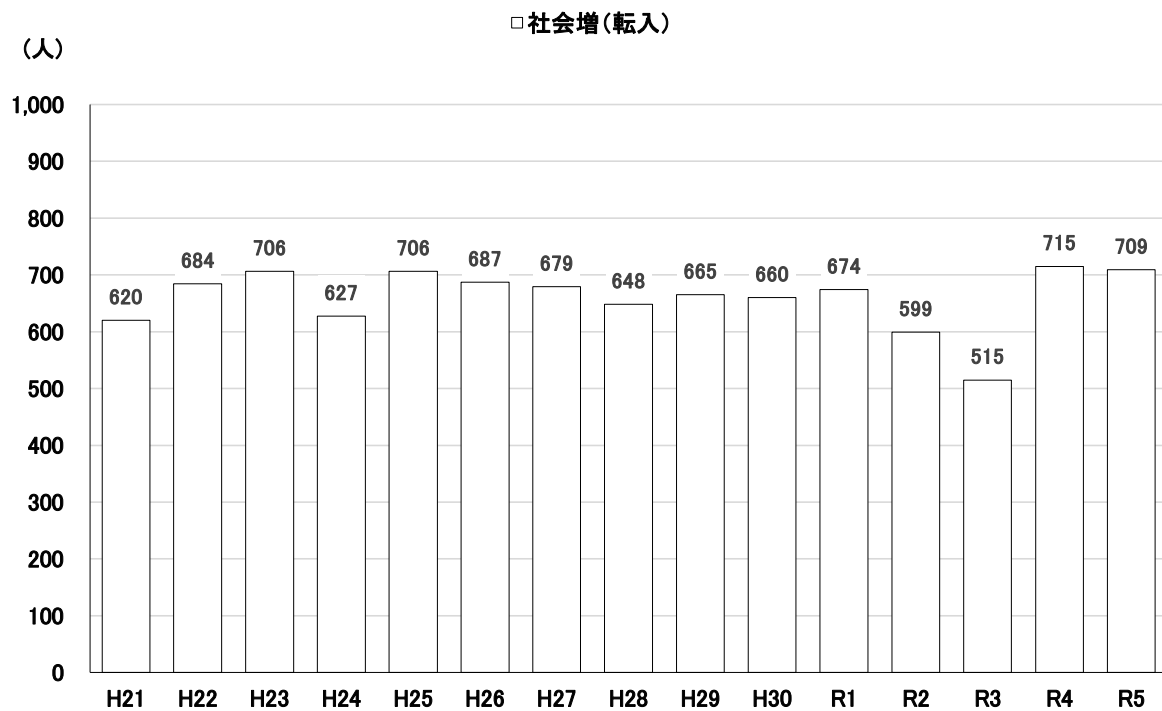
地域資源・地域特性を活かした新しい人の流れの創造

1 数値目標

数値目標	単位	基準値※	目標 2028年度 (令和10年度)
社会増の促進	人	646	658

※基準値については、2021～2023年度（令和3～令和5年度）の平均で算出

図表 社会増（転入数）の推移



2 基本的な方向と主要施策

(1) 新規就業者・担い手支援

本町の主要な産業である酪農業や水産業、商工業の担い手を確保・育成するため多様な取組を図りながら、着実な経営を支援します。

主要施策	対応する基本計画の取組
次世代の農業を担う人材の確保・育成	第1章①農業の振興
多様な担い手の育成・確保と創造的な農業経営の展開	第1章①農業の振興
担い手の育成と経営基盤の強化	第1章③水産業の振興
漁業後継者対策の強化	第1章③水産業の振興
商工業機能の強化	第1章⑤商工業の振興
雇用機会の確保と地元就職の促進	第1章⑥雇用・勤労者対策
就労者の確保	第1章⑥雇用・勤労者対策

(2) 移住・定住の推進

関係団体と連携し、都市部等への移住プロモーション活動を展開するとともに、地域おこし協力隊制度等を活用し、本町との新たなつながりの構築を進め、多様な人材を地域に引き込む取組を進めます。

主要施策	対応する基本計画の取組
移住定住の促進	第6章⑦シティプロモーションと地域力の強化
地域おこし協力隊制度の積極的活用	第6章⑦シティプロモーションと地域力の強化

(3) 地域資源を活かした交流人口拡大の取組

滞在型・通年型・体験型観光のメニューの開発や地域の魅力発信の強化を行うとともに、観光に携わる人材の育成を行います。また、本町の観光の柱となるエリアや施設等について、滞在期間の延長につながる施設の整備を行うとともに、観光を入口として来訪者との関係性を深め、地域への交流人口の拡大を図ります。

主要施策	対応する基本計画の取組
観光・交流資源の充実・活用	第1章④観光の振興
新しい観光メニューの確立	第1章④観光の振興
P R活動の推進	第1章④観光の振興
滞在型観光の推進	第1章④観光の振興
スポーツによるまちづくり・交流活動の促進	第4章⑤スポーツの振興

基本目標Ⅱ

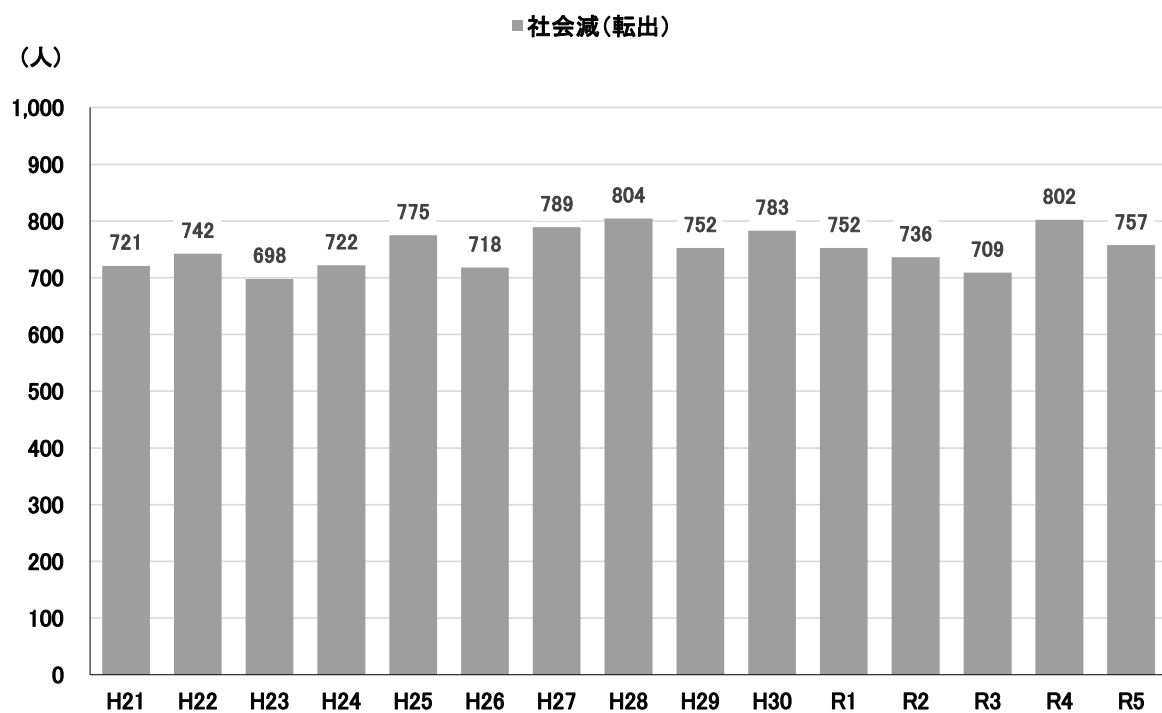
国内屈指の生産地を守り継承する産業と教育の振興

1 数値目標

数値目標	単位	基準値※	目標 2028年度 (令和10年度)
社会減の抑止	人	756	745

※基準値については、2021～2023年度（令和3～令和5年度）の平均で算出

図表 社会減（転出数）の推移



2 基本的な方向と主要施策

(1) 産業の競争力強化

地域経済の維持、生産性の向上など、産業競争力強化のための基盤整備等に関する支援を実施します。

主要施策	対応する基本計画の取組
農業生産基盤の充実	第1章①農業の振興
地域ブランドの確立	第1章①農業の振興
林業生産基盤の保全・整備	第1章②林業の振興
水産資源の維持増大と管理型漁業の推進	第1章③水産業の振興

(2) 魅力ある学校教育の充実と若者人材の育成

地域で活躍する人材を継続的に地域で育成するため、地元での魅力ある学びの場を作るとともに、地域を知り、地域に親しむ機会を増やし、将来、地域を支える人材の育成を図ります。

主要施策	対応する基本計画の取組
学校教育の充実	第4章②学校教育の充実
高等教育支援等の充実	第4章②学校教育の充実

(3) 地域と連携した特色ある教育の推進

「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、地域住民が学校運営や必要な支援について協議を行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の町内学校区への円滑な導入に向けた取組を推進するとともに、別海型の学校教育を構築し、本町の将来を担う子どもたちの基礎学力の向上を実現し、「生きる力」の向上を図ります。

また、スポーツ少年団活動や、スポーツ協会及び文化連盟の教室や講座、イベント等において、町の歴史、文化や自然に触れる機会を増やし郷土愛を育む取組を促進します。

主要施策	対応する基本計画の取組
学校と地域の連携	第4章②学校教育の充実
スポーツや文化活動を通じたふるさと学習への取組	第4章③青少年の健全育成

（４）市街地の活性化

市街地における空き地や空き家、空き店舗などの有効な利活用及び中心市街地活性化に向けた各種取組を実施し、町内経済の活性化を図ります。中心市街地活性化に向けた各種取組を実施し、町内経済の活性化を図るとともに、経済が域内で循環する仕組みづくりに取り組みます。

主要施策	対応する基本計画の取組
商店街の環境・景観整備	第１章⑤商工業の振興
商工業振興体制の確立	第１章⑤商工業の振興

基本目標Ⅲ

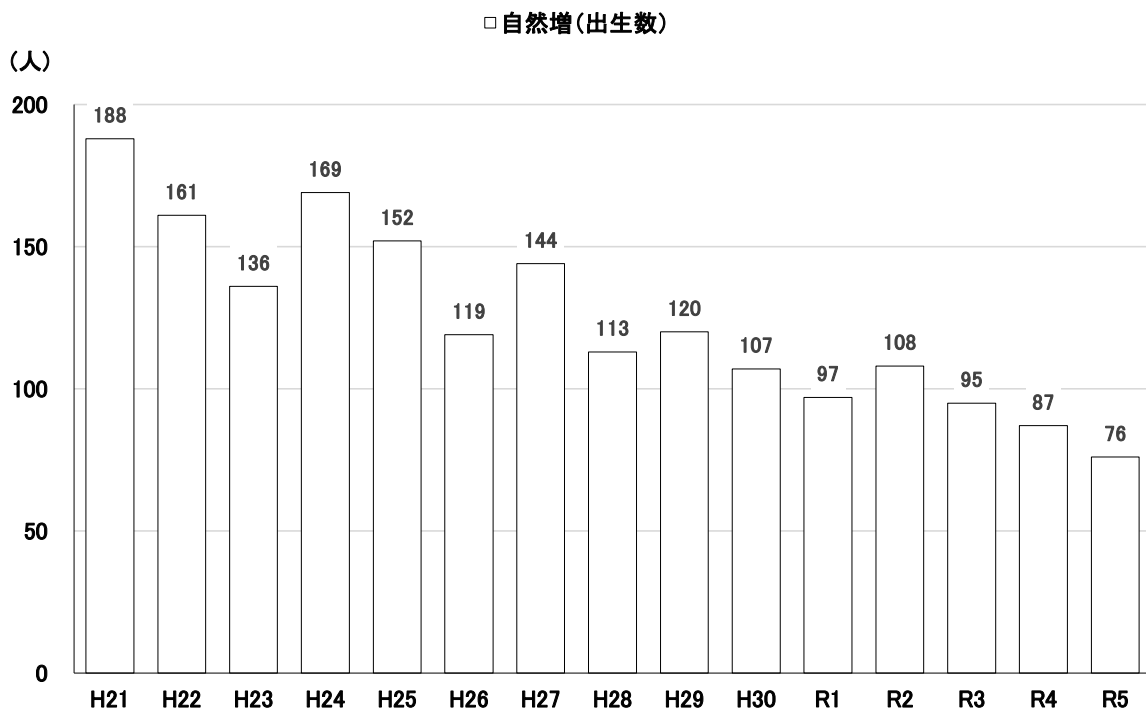
結婚・出産・子育てを応援し、未来への希望をかなえる

1 数値目標

数値目標	単位	基準値※	目標 2028年度 (令和10年度)
自然増の促進	人	86	111

※基準値については、2021～2023年度（令和3～令和5年度）の平均で算出

図表 自然増（出生数）の推移



2 基本的な方向と主要施策

(1) 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援

結婚希望者が結婚できる支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減を図るなど、充実した子育て支援事業や母子保健事業を着実に実施していきます。

また、広大な地域性や産業構造による家庭環境などを踏まえ、本町の特性にあった子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

主要施策	対応する基本計画の取組
母子保健の充実	第3章①健康づくりの推進
地域における子育て支援の充実	第3章④子育て支援の充実
子育て世帯の経済的支援の充実	第3章④子育て支援の充実
教育・保育サービスの充実	第3章④子育て支援の充実
児童の健全育成	第3章④子育て支援の充実
子育て支援拠点の充実	第3章④子育て支援の充実
児童虐待防止対策の推進	第3章④子育て支援の充実
障がい者（児）支援の総合的推進	第3章⑤障がい者（児）支援施策の充実
教育・療育の充実	第3章⑤障がい者（児）支援施策の充実

基本目標Ⅳ

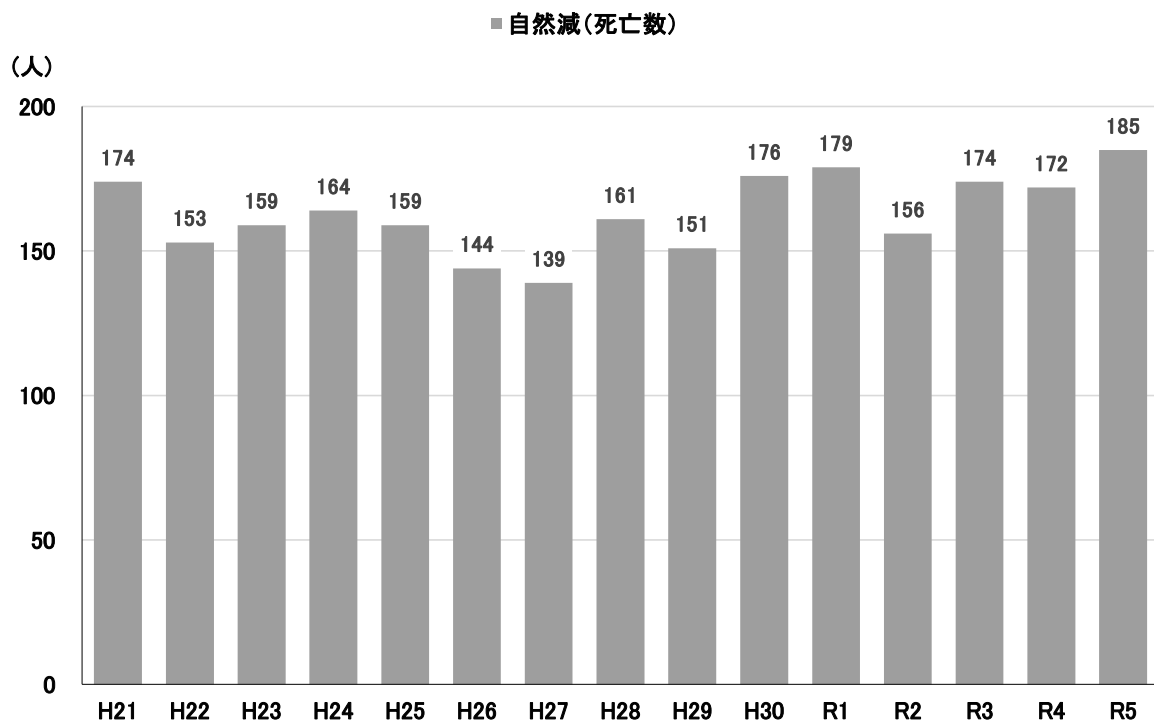
生涯を通じた健康づくりと、安心な暮らしを支える

1 数値目標

数値目標	単位	基準値※	目標 2028年度 (令和10年度)
自然減の抑止	人	177	171

※基準値については、2021～2023年度（令和3～令和5年度）の平均で算出

図表 自然減（死亡数）の推移



2 基本的な方向と主要施策

(1) 高齢者の社会参加の促進と活気あふれるまちづくりの推進

高齢者が居場所と役割を持って活躍できる環境づくりや、活気があふれ、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要施策	対応する基本計画の取組
相談体制の充実と地域支援体制の確立	第3章③地域福祉の充実
福祉意識の高揚	第3章③地域福祉の充実
高齢者支援推進体制の整備	第3章⑥高齢者施策の充実
地域支援事業の推進	第3章⑥高齢者施策の充実
予防給付・介護給付の実施	第3章⑥高齢者施策の充実
保健福祉サービスの推進	第3章⑥高齢者施策の充実
高齢者関連施設の整備・充実	第3章⑥高齢者施策の充実
生きがいづくりと社会参加の促進	第3章⑥高齢者施策の充実
高齢者が住みよいまちづくりの推進	第3章⑥高齢者施策の充実
介護職員の確保対策の推進	第3章⑥高齢者施策の充実

(2) スポーツ・健康まちづくりの推進

豊富なスポーツ資源の活用やその潜在的な価値の掘り起こしなどによるまちづくりを推進し、スポーツの普及を推進するとともに、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めることにより健康増進を図ります。

主要施策	対応する基本計画の取組
スポーツ施設の整備充実・有効活用	第4章⑤スポーツの振興
多様なスポーツ活動の普及促進	第4章⑤スポーツの振興
総合的な健康づくりの推進	第3章①健康づくりの推進

(3) 防災など暮らしの安全・安心確保

広い行政面積に集落が点在している本町では、自助・共助の意識のもと、地域コミュニティによる災害対応が重要であることから、自主防災組織[※]等の強化を図ります。

また、安心して暮らせる地域づくりのため、町民の生命と財産を守るための消防・救急体制等の充実を図ります。

主要施策	対応する基本計画の取組
常備消防・救急体制の充実	第5章⑥消防・救急体制の充実
消防団の活性化	第5章⑥消防・救急体制の充実
総合的な防災体制の確立	第5章⑦防災対策の推進
地域での防災力の強化	第5章⑦防災対策の推進
海岸地域の津波避難対策の充実	第5章⑦防災対策の推進
交通安全意識の高揚	第5章⑧交通安全・防犯対策の推進

基本目標Ⅴ

地域の再生へと果敢に挑戦する新たなまちづくり

1 数値目標

数値目標	単位	基準値 2023年度 (令和5年度)	目標 2028年度 (令和10年度)
まちに愛着を感じている 町民の割合	%	77.0	80.0
住み続けたい町民の割合	%	62.2	66.0

2 基本的な方向と主要施策

(1) シティプロモーションの推進と魅力ある地域の形成

ふるさと応援制度により本町の魅力や地元特産品を全国にPRするとともに、本町の特性を生かした魅力にあふれ、地域の活性化につながる施策を推進します。また、企業誘致等により、地域外からの資金、人材等を調達する施策を進め、経済が域内で循環する仕組みづくりに取り組みます。

主要施策	対応する基本計画の取組
ふるさと応援制度の推進	第6章⑦シティプロモーションと地域力の強化
シティプロモーション、ファンサービスの推進によるブランディング	第6章⑦シティプロモーションと地域力の強化
外貨の獲得と地域経済の循環促進	第6章⑦シティプロモーションと地域力の強化
地域を再生する中間支援機能の構築	第6章⑦シティプロモーションと地域力の強化

(2) 地域コミュニティ機能の維持・強化

地域の交流の促進や地域力の向上を図るための施策を実施し、温かみのある良質な地域コミュニティづくりを推進します。

主要施策	対応する基本計画の取組
「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進	第6章①住民参画のまちづくり
コミュニティ活動の活性化支援	第6章②コミュニティ活動の促進
コミュニティ活動の環境づくりを支援	第6章②コミュニティ活動の促進

(3) 環境・エネルギー先進自治体の形成

環境に配慮した産業振興を図るとともに、持続可能なエネルギー社会やゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進することにより、地域産業と環境が調和した循環型地域社会※を構築します。

主要施策	対応する基本計画の取組
環境と調和する酪農・畜産の推進	第1章①農業の振興
森林の保全・育成と総合的利用	第1章②林業の振興
ゼロカーボンへの取組の推進	第2章①環境に配慮した自治体の形成
バイオマスの利活用	第2章①環境に配慮した自治体の形成

(4) デジタルを活用した行政サービスの向上

デジタル技術やデータを活用し、町民の利便性を向上させるための行政サービスの提供を進めます。

また、D X（デジタル・トランスフォーメーション）推進等、新たな行政課題に対応するための施策や人材の育成を推進します。

主要施策	対応する基本計画の取組
情報発信力の強化	第6章⑥行政サービスのデジタル化
デジタル技術を活用した行政サービスの向上	第6章⑥行政サービスのデジタル化
持続可能な行政運営のためのデジタル推進	第6章⑥行政サービスのデジタル化
地域D Xの推進によるまちづくり	第6章⑥行政サービスのデジタル化

資料編

用語解説

英数字

◆ 2 次交通

旅行時において使用する 2 種類目の交通機関のことです。

◆ 4 R

ごみを減らすための具体的な方針です。不要なものの受け取りを断る“Refuse（リフューズ）”、ごみを減らす“Reduce（リデュース）”、形を変えずにもう一度利用する“Reuse（リユース）”、資源を再利用する“Recycle（リサイクル）”の頭文字からなります。

◆ A L T

Assistant Language Teacher の略で、小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国語指導助手のことです。

◆ D X（デジタル・トランスフォーメーション）

情報通信技術の浸透が、人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させることです。

◆ H A C C P

原材料の受入から最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（H A）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（C C P）を継続的に監視・記録する工程管理システムです。

◆ I C T

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として I T が普及しましたが、国際的には I C T が広く使われています。

◆ I o T

Internet of Things の略で、さまざまな物をインターネットでつなぎ、その物と情報をやり取りしたり、制御したりするなどの仕組みです。

◆ I S O

国際標準化機構（International Organization For Standardization）のことです。電気・電子及び電気通信以外のあらゆる分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関で、各国の代表的標準化機関から構成されています。

◆ N I E

Newspaper In Education「教育に新聞を」の略であり、新聞を学校で教材等として活用することで、社会への関心を高め、情報を読解く力、考える力等の育成につなげることが目的である活動のことです。

◆ S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）

Social Networking Service の略で、フェイスブックやツイッターを代表とする人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービスのことです。

◆TMRセンター

サイレージ・とうもろこしなどの飼料、ミネラル等を混ぜ合わせるにより、牛に必要な栄養素を全て含んだ完全飼料を農家に供給する、牛の給食センターのような役割を果たす仕組みです。(TMR=Total Mixed Ration)

◆U I J ターン

移住の動きのパターンをあらわす言葉です。「Uターン」とは、地方で生まれ育った人が都市部等で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと、「Iターン」とは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること、「Jターン」とは、生まれ育った故郷を離れ、進学や就職を機に都市部等へ移住した後、故郷の近くの都市等に移住することで、それぞれの頭文字からなります。

ア行

◆アウトリーチ

公的機関や奉仕団体、福祉サービスの実施機関が、助けが必要であるにも関わらず、自ら申し出ない人たちに対して手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のことです。

◆アクティブ・ラーニング

受け身ではなく、能動的に参加する学習法の総称で、次期学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」が取り入れられます。

◆アセットマネジメント

資産管理手法の一つで、水道分野では中長期的な視点に立ち、水道資産の持続に必要な費用投資額や、その効果を検討する活動のことです。

◆インバウンド

外国人が日本に旅行で訪れることです。

◆衛生管理型漁港

水産物の安全な品質管理のため、屋根付き岸壁、荷捌き所などが清潔に保たれるよう整備された漁港です。

◆オーバーツーリズム

訪問客が集中する観光地において、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度が低下するような状況のことです。

◆オープンデータ

国や自治体、民間が持つデータをインターネットなどによって、誰でも自由に二次利用ができるデータとして公開するものです。

カ行

◆キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金(キャッシュ)を使用せずにお金を払うことです。身近なところでは、クレジットカード、交通系電子マネーやQRコード決済などがあてはまります。

◆共生型地域福祉拠点

高齢者や障がい者(児)、児童などが、お互いに支え合い安心して生活するための取組を行う地域コミュニティ活動の拠点となる場所です。

◆合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示しています。

◆コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を取り入れた学校であり、学校、保護者、地域住民が話し合いをし、意見を学校運営に反映させ、協働しながら子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づく仕組みのことです。

◆コントラクター

農作業機械と労働力を有して農家から農作業を請け負う組織のことです。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがあります。

サ行

◆自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を指します。

◆純移動率

各年齢階級別の人口における転入出者の割合を示しています。

◆スマート農業

情報通信技術やロボットなどの新しい技術を活用することで、業務の省力化や経営の効率化などを図る農業のことです。

ナ行

◆農泊

農山漁村滞在型旅行のことです。農村・山村・漁村における伝統的な暮らしの体験や、地域の人との交流を楽しむことができます。

ハ行

◆ピアカウンセラー

同じ悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人のことです。

◆ビッグデータ

インターネットなどを通じて収集される多種多様で大量のデータ群のことです。

◆別海町水道事業ビジョン

別海町水道事業の課題等を把握し、安心できる水の安定供給や次世代に継承するにふさわしい水道を構築するための計画です。

マ行

◆メディアコントロール

TV・ゲーム・パソコン・スマートフォンなどの電子メディアに接触・利用する時間を決め、コントロールすることで、メディアとの関わり方を改めて見直すことです。

ヤ行

◆ユニバーサルデザイン

障がいのあるなしにかかわらず、全ての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのことです。

ラ行

◆ライフサイクルコスト

製品や構造物などの取得から売却又は解体までに発生する全ての費用のことです。

◆酪農ヘルパー

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のことです。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りづらい実態にありますが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できます。

◆レファレンス

必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内する図書館の重要なサービスの一つです。

